

2025年度

東北医科薬科大学薬学部
大学院薬学研究科

学生便覧

目 次

I 大学概要

1. 本学のあゆみ	2
2. 本学の教育理念と使命	4
3. 3つのポリシー	7
4. アセスメント・ポリシー	15
5. 本学の沿革	16
6. 本学のキャンパス	19
7. 東北医科薬科大学創設者高柳義一先生記念室	25
8. 本学の組織図	26
9. 東北医科薬科大学校歌	27
10. 東北医科薬科大学ロゴマーク（大学エンブレム）	28

II 学生生活

1. 事務局窓口案内	30
2. 組担任及び学年主任	31
3. 学生証（身分証明書）	31
4. 学生への連絡	32
5. 学生用ロッカー	33
6. 学割証	34
7. 通学定期	34
8. 実習用通学定期	34
9. 各種証明書の申請	35
証明書自動発行機	35
手数料一覧	38
10. 各種届出書	39
11. 課外活動	40
12. 海外渡航時の危機管理	41
13. 授業料及びその他の納付金の納入	42
14. 保険制度	45
15. 奨学金	46
16. 地域支援制度（宮城県・秋田県）東北医科薬科大学修学資金	47
17. 学生相談室	48
18. 支援室（障がい等による修学上の配慮）	49
19. 保健管理センター	49
20. 遺失拾得物	50
21. 自動車通学の禁止及び自転車・バイク通学の留意事項	50
22. 喫煙・飲酒・違法薬物	50
23. トラブル・犯罪に巻き込まれないために	52
24. 学生の懲戒	52

25. 危機管理	53
26. 学内のAEDの設置場所	54
27. 安否確認システムの運用	54
28. アパート等の紹介	55
29. アルバイト	55

III 教 務

1. 履修	58
2. 選択科目	58
3. 試験	59
4. GPA制度	61
5. 進級・留年・卒業	63
6. 薬学共用試験	63
7. 臨床実習	64
8. 卒業研究	65
9. 薬剤師国家試験	66

IV 施 設

1. 附属図書館	68
2. 附属薬用植物園	72
3. 附属分子生体膜研究所	73
4. ラジオアイソトープセンター	74
5. 実験廃棄物の処理	75
6. 実験動物センター	76
7. 情報科学センター	77
8. 薬学教育センター	77
9. 中央機器センター	78

V 進 路

1. 進路	80
2. 取得可能な資格等	82

VI 諸規則編

1. 東北医科薬科大学学則	84
2. 薬学部履修規程	101
3. 学生生活に関する規程	105
4. 薬学部科目等履修生規程	107
5. 薬学部研究生規程	110

6. 単位互換協定に基づく他大学における授業科目 並びに単位の認定に関する規程	112
7. 学則第10条の2の第4項（入学前の既修得単位 等の認定）に基づく内規	113
8. ハラスメント防止等に関する規程	114
9. 学生の懲戒処分に関する細則	119
10. 創設者高柳義一奨学金規程	124
11. 体育施設管理規程	133
12. 体育施設使用規程	134
13. クラブハウス管理規程	136
14. 駐車（輪）場使用規程	137
15. 附属図書館利用細則	139
16. 附属薬用植物園規程	143
17. 東北医科薬科大学大学院学則	144
18. 医学研究科履修規程	160

19. 薬学研究科履修規程	162
20. 学位規程	164
21. 大学院科目等履修生規程	168
22. 大学院研究員規程	171
23. 大学院学則第23条第4項（入学前の既修得単位 等の認定）に基づく内規	174
24. 東北医科薬科大学大学院における大学院学生研 究指導の委託・受託に関する規程	175
25. ティーチング・アシスタント内規	178
26. リサーチ・アシスタント内規	180

VII キャンパスマップ

1. 小松島キャンパス 建物配置図	184
2. 福室キャンパス 建物配置図	199

I 大学概要

1. 本学のあゆみ
2. 本学の教育理念と使命
3. 3つのポリシー
4. アセスメント・ポリシー
5. 本学の沿革
6. 本学のキャンパス
7. 東北医科薬科大学創設者高柳義一先生記念室
8. 本学の組織図
9. 東北医科薬科大学校歌
10. 東北医科薬科大学ロゴマーク（大学エンブレム）

1. 本学のあゆみ

(1) 建学の精神

本学は、昭和14（1939）年、東北・北海道地区唯一の薬学教育機関である東北薬学専門学校として創立され、次いで昭和24（1949）年に東北薬科大学として開学した。

創立について特に誇りとするところは、国が廃止した薬学教育機関を、確固たる教育の理想のもと私学として民間の力で再興したことである。明治時代、政府は仙台に「仙台医学専門学校（東北大学医学部の前身）」を設立し医学科、薬学科を置いたが、大正6（1917）年、医学科だけを残し、薬学科を廃止した。以後約20年間、北日本には薬学教育機関が全く無くなり、この間、北日本の薬学の進歩、薬業界の発展は停滞するばかりであった。ことに薬学を志す者は、東京に出て学ばねばならず、経済的にも負担が大きく、その道に進むことが大変困難な時代が続いていた。当時、仙台市内で内科高柳病院を開業していた高柳義一先生は、かかる現状を憂慮し、また社会の熱い要請を受けて民間の先覚者達と共に努力の末、ついに昭和14（1939）年、東北薬学専門学校を創立した。

しかし、本学の歴史を顧みると、薬学専門学校の創立、そして大学の揺籃から発展へと至る道のりは決して平坦ではなかった。創立当時、長期化していた戦争は次第に厳しさを増し、ひきつづいて第2次世界大戦、そして敗戦という有史以来の激動の時代となり、学生をはじめ法人役員、教職員の苦難は想像を絶するものがあった。戦後、廃校の岐路に立ったこともあったが、高柳義一先生は、ついに幾多の困難を乗り越え、昭和24（1949）年東北薬科大学の昇格設置にこぎつけ、本学の基礎を確立した。

創立にあたり、創設者たちは地域社会に貢献できる薬剤師の養成を最大の目標としつつ、薬学の教育・研究を通じ、広く人類の健康と福祉に貢献することを願い、真理の探究に邁進するという高い志を掲げた。この精神は、大学創設者高柳義一先生の残された「われら真理の扉をひらかむ」という言葉に凝縮され、本学の建学の精神として碑に刻まれ（開真の碑）、今に伝えられている。真理の探究は、まさに大学の使命である教育・研究の原点であり、この建学の精神は今後も我々に教育・研究に真摯に取り組む姿勢と努力を求め続けるものといえる。



開 真 の 碑

薬系単科大学としてスタートした本学薬学部は、東北・北海道地区の中では最も歴史が古く、令和元年（2019）年5月に創立80周年を迎えた。本学の同窓生はすでに24,000名を超え、東北・北海道はもとより全国各地で、薬剤師として医療の発展に努め、また教育・研究や行政など様々な分野で数多くの優れた人材が活躍している。

近年、医療の現場では医薬分業の進展、医療技術の高度化や複雑化により、薬剤師を巡る環境が大きく変化し、医療の担い手である薬剤師の質の向上が一段と要求されるようになってきた。また薬学研究は、医学や分子生物学等隣接する諸分野と融合して、学際的な広がりを持つに至っている。こうした背景のもと、本学では21世紀にふさわしい大学のあり方を検討し、平成18（2006）年の薬学教育制度改革を機に、それまでの薬剤師養成と薬学の基礎研究における実績を踏まえ、薬剤師を養成する6年制の「薬学科」と、基礎薬学を土台に医

学と薬学の2つの領域にまたがる生命科学の分野で活躍できる人材養成をめざす4年制の「生命薬科学科」を併置した。また、薬学部各学科を基礎にした「大学院薬学研究科」を設置し、一段と高度なレベルで教育と研究の両立を目指している。

さらに6年制薬学教育を効果的に実践するため、本学は平成25（2013）年4月、薬系単科大学としてはわが国初となる附属病院（東北薬科大学病院、現東北医科薬科大学病院）を開設した。附属病院は現在、学部教育での体験学習や臨床教育に、大学院教育では臨床研修に、さらに臨床系教員の現場研修に活用されている。また、病院患者さんのデータや検体を用いた、病院と大学の共同研究が実施されており、研究においても大きな効果をあげている。

（2）医学部開設と東北医科薬科大学としてあらたなスタート

平成23（2011）年3月11日14時46分、かつて経験したことのないM9.0という巨大地震が発生し、東日本大震災という未曾有の災害がもたらされた。この大災害により東北地方の太平洋沿岸部各地では医療崩壊がもたらされた。

平成25（2013）年11月、震災からの復興、今後の超高齢化社会と東北地方における医師不足、原子力事故からの再生といった要請を踏まえ、文部科学省より「東北地方における医学部設置認可に関する基本方針」が発表された。これを受けて、東北地方において、長年の医療人養成の実績を持つ本学にとって、また被災地における大学として、果たさなければならない重要な使命であるとの認識のもと、平成26（2014）年5月、本学医学部の「構想応募書」を文部科学省『東北地方における医学部設置に係る構想審査会』に提出した。平成26（2014）年9月、同審査会より本学の構想が選定され、平成27（2015）年3月、医学部の設置認可申請書を文部科学省に提出し、平成27（2015）年8月、文部科学大臣より医学部設置を認可された。このような背景から、平成28（2016）年4月1日に開設された医学部医学科は、医師の養成、特に幅広い臨床能力を持つ総合診療医の養成を通して東北地方の医療を支えていくことを使命とし、令和4（2022）年3月には第一期の卒業生を送り出すに至った。また、令和5（2023）年4月には大学院医学研究科を設置し、地域医療を支える高度な医療人材育成にも取り組んでいる。

2. 本学の教育理念と使命

教育理念

本学は、自然・人文社会科学分野における真理の探究を原点に、より高度で専門的な知識と能力を培うことを教育・研究の柱としている。特に医学・薬学は、人間とその生命にかかわる学問であり、広い視野と豊かな人間性が求められる。

本学は、「われら真理の扉をひらかむ」という建学の精神のもと、医学・薬学の教育研究を通じて、広く人類の健康と福祉に貢献することを願い、次の3つを教育理念に掲げる。

- 一、思いやりの心と高い倫理観をもち、専門的な知識と能力を兼ね備えた、社会に貢献できる人材を育成します。
- 一、真理の探究を志し、自ら課題を求め自分の力で解決できる人材を育成します。
- 一、友情を育み、人間形成に努めるとともに、国際的視野に立って活躍できる人材を育成します。

(1) 教育研究上の目的

- 1 医学部医学科においては、医学に関する高度の専門的知識を修得させるとともに、日々発展する先進的な医学への探求心を育み、地域医療に貢献できる医師の養成を主たる教育研究目的とする。
- 2 薬学部薬学科においては、医療人としての心豊かな人間性と倫理観を持ち、先進的な薬物療法を探究するとともに疾病の予防・治療及び健康増進に積極的に参画する意識と実践力を備え、地域医療に貢献できる薬剤師の養成を主たる教育研究目的とする。
- 3 薬学部生命薬科学科においては、薬学・生命科学に携わる人としての心豊かな人間性と倫理観を持ち、医学と薬学の2つの領域にまたがる生命科学を探究するとともに高度の専門知識を修得し、健康に関する様々な分野で活躍する人材の養成を主たる教育研究目的とする。

(2) 教育

医学部

医療現場では、各地域の医療ニーズを理解し、疾病の予防から各種疾患の複合状態にも適切に対応でき、病める人を全人的に支えることができる、幅広い臨床能力を持った総合診療医が求められている。本学医学部では、滞在型地域医療教育や災害医療教育等特色あるカリキュラムにより、地域への理解を深めながら、幅広い診療と災害医療に対応できる医師の育成を目指している。

薬学部

薬学科（6年制）では、近年の医療技術の高度化に対応できる質の高い薬剤師の養成を主たる目的としており、まず医療人として高い倫理観や深い教養に裏付けられた、心豊かな人間性のある人材育成に努める。専門教育では医療薬学系の教育や実務実習の充実を図る目的で、臨床薬剤学実習センター、模擬薬局などを教育研究棟に配置し、実践に即した専門的な知識と技術の修得を目指す。また、医療の現場において自ら課題を見つけ解決していく能力を身に付けさせるため、PBL教育の導入など高学年のカリキュラム内容は十分に工夫されている。

生命薬科学科（4年制）は、従来の基礎薬学を土台にして、ポストゲノム時代における医学と薬学の2つの領域にまたがる基礎専門知識を教授し、大学院への進学を前提に、製薬会社・各種研究機関での研究・開発、医薬品情報提供、販売業など多様な分野で活躍できる人材育成を目的としている。本学科は、東北・北海道の

私立大学薬学部では唯一の学科であり、薬学・産業界のみならずこの地域にとっても大きな存在意義を持つものと期待されている。

大学院医学研究科

令和5（2023）年開設の大学院医学研究科（医学専攻博士課程）では、「われら真理の扉をひらかむ」という建学の精神のもと、東北地方の医療へ80有余年貢献してきた薬学部と地域医療を支える医師の育成を使命として開設された医学部の教育・研究体制を土台に、地域に根差した教育研究に取り組む体制として「基礎医学領域」「臨床医学領域」「社会地域医学領域」の3領域で学生を受け入れ、地域医療の課題解決に向けて不断の努力で取り組むことができる医学・生命科学研究者または高度専門職業人の養成を目指す。

大学院薬学研究科

本学は、昭和37（1962）年、私立薬科大学では初めての大学院を開設し、50有余年の実績を積み重ねており、医療の現場や企業のニーズに応える、より高度な専門性を身につけた人材育成を行っている。

薬学科（6年制）を基盤とした4年間の「薬学専攻博士課程」は、『臨床』をキーワードとし、医療現場で高度な専門的知識技術を活かす臨床能力と様々な臨床的課題を薬学的な観点から解決できる研究能力を兼ね備えた薬剤師、研究者の養成を目指している。

生命薬科学科（4年制）を基盤とした2年間の「薬科学専攻博士課程前期課程」は、創薬科学コース・生命科学コースの2つのコースに分かれ、薬学分野の研究に必要な基本的知識と技術を修得することにより修士の学位を取得できる。さらに3年間の「薬科学専攻博士課程後期課程」では、より高度な専門知識と技術を修得し、自らの判断で研究開発を遂行できる研究者及び技術者の養成を目的としている。

（3）研究

医学部では、基礎、社会及び臨床医学の各教室において、医学部教育研究棟の研究施設を中心に、薬学部及び大学院薬学研究科との共同研究を含めて、病態解析や高度医学・治療薬の開発、医療政策への提言に向けた研究を進めている。また、令和5（2023）年4月から、大学院医学研究科博士課程が設置され、さらなる医学的知見を見いだすことができるものと期待されている。

薬学部及び大学院薬学研究科では、これまでの研究業績を基盤として、一段と研究の高度化を推進している。昭和34（1959）年に開設された癌研究所を発展的に解消し、ポストゲノム時代の大きな課題の一つである糖鎖生物学を主な研究テーマとする「分子生体膜研究所」を平成18（2006）年度に設置し、文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に採択されるなど、確固たる研究業績を上げてきた。そして令和6（2024）年4月からは、既存の薬学部4教室に新たに医学部6教室を加えた計10教室で再編し、医薬融合を更に深め、病態の解明や新薬の開発、様々な疾患の診断や治療方法の確立といった臨床への応用に結びつけていくことを目指す。

外部資金の獲得状況として、科学研究費補助金採択件数が直近5年間で平均100件程度を推移している。また、日本医療研究開発機構（AMED）等の受託研究や企業等との共同研究についても増加傾向にあり、本学は医療系大学の中でも高いレベルで教育と研究の両立を実現している。

（4）地域との関連

大学の地域社会との関わりや貢献も本学にとって重要な課題である。本学は、一般薬剤師を対象とした生涯教育やワークショップ、一般市民を対象とした定期的な講座・講演会、高校生対象の高大連携事業など、地域社会と結びついた様々な事業を行ってきた。また、実地医家と薬剤師との勉強会、医薬連携も積極的に行っている。さらに、仙台圏を中心とした大学等の高等教育機関により組織された学都仙台コンソーシアムの事業等にも参画している。こうした地域に貢献できる活動をさらに充実させ、社会に対する知の還元に努めていく。

地域医療への貢献として、附属病院（東北医科薬科大学病院、若林病院）による地域医療機関と連携した医

療の提供を行っている。また、医師不足に悩む地域の診療体制を支援するために、地域医療総合支援センターを窓口として、地域性や診療科を考慮しながら本学の医師を派遣し、地域医療機関からの要請に応えている。登米市及び石巻市に設置されている地域医療教育サテライトセンターには、医学部教育のために教員医師が常駐している。この教員医師は、教育ばかりでなく、当該地域の医療にも参加し、本学地域貢献の一翼を担っている。

(5) 国際交流

本学は、下記の大学や研究機関と学術・教育・研究に関する協定等を結び、国際交流を行っている。

- ・南通大学（中国） ・天津医科大学（中国） ・大連医科大学（中国）
- ・嘉南薬理大学（台湾） ・Academia Sinica（台湾）
- ・モンゴル国立大学（モンゴル） ・サムラトランギ大学（インドネシア）
- ・カラブリア大学（イタリア） ・マーニャ・グレーチャ大学（イタリア）
- ・ミラノ大学（イタリア） ・ウプサラ大学（スウェーデン）
- ・マリアーノマルコス州立大学（フィリピン） ・ドンマリアーノマルコス記念州立大学（フィリピン）
- ・イロコススール州立工科大学（フィリピン）

今後さらに最先端の医学・薬学・生命科学研究を通じて国内外の大学との交流、国際シンポジウムや国外研究者による講演会を開催するなど、医学・薬学・生命科学研究における拠点研究機関として、その成果を継続して国内外へ向けて発信していくことを目指している。また、留学生の積極的な受け入れも進めている。

3. 3つのポリシー

●薬学部薬学科

○卒業認定・学位授与の方針〔ディプロマ・ポリシー〕

教育理念と教育研究上の目的に基づき、以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に学位（学士（薬学））を授与します。

1. 医療人としての心構え

医療人として豊かな教養と人間性を備え、常に相手を思い寄り添う姿勢を忘れず、地域に暮らす人たちの命と健康を守る使命感と責任感及び倫理観を身につけている。

2. コミュニケーション能力

患者とその家族、地域住民、医療・福祉関係者と良好なコミュニケーションをとり、相手の意見を尊重しつつ、その意思決定をサポートできる資質を備えている。

3. 地域社会への貢献

医療人として地域で果たすべき役割を理解し、高齢化社会に対応した地域住民の疾病予防、健康増進及び福祉向上への取り組みに積極的に参画する能力を有している。

4. 科学的思考力

医薬品、化学物質、病原体その他生体に作用する物質について探求・理解し、これらを活用して医療及び公衆衛生に関する様々な課題に対し自ら対応できる能力を有している。

5. 薬物療法における実践能力

患者の病態に応じて有効かつ安全な総合的薬物療法を提供するために必要な専門的知識及び臨床的技能を身につけている。

6. 新たな情報・科学技術への対応

次世代の医療を支える様々な情報・科学技術に関する知識を積極的に取り込み、倫理規範や法令を遵守し利活用する姿勢・能力を有している。

7. 学び続ける姿勢

科学・医療の進歩の恩恵を常に患者及び生活者に提供できるよう、生涯にわたって高い学習意欲を持ち、自己研鑽を続けることができる。

○教育課程の編成・実施方針〔カリキュラム・ポリシー〕

ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を修得するために、以下のように教育課程を編成しています。

学修成果の評価は、アセスメント・ポリシーに従って行います。科目レベルでは筆記試験の他に各種課題の提出、発表、実演などを用いて評価（一部でルーブリックを使用）を行います。

1. 〈大学教育への導入を行う〉薬学科における学びへとスムーズに移行できるように入門科目を配置すると共に、入学早期から薬学の基礎知識を身につけるための基礎科目と演習科目を配置します。

2. 〈医療人としての倫理観を養う〉医療人を目指す心構えと共に豊かな人間性を育むための教養科目、また医療人としての責任感と態度を醸成するために体験学習あるいはグループ討議等を取り入れた医療倫理関連科目を配置します。

3. 〈コミュニケーション能力を養う〉医療人に欠かせないコミュニケーション能力を醸成するために、調査学習、発表、ロールプレイ等を多く取り入れ、能動的に学習する科目を各学年に配置します。

4. 〈基礎的な科学の知識と技能を学ぶ〉医薬品を含む化学物質の性質及び生体のしくみ等を科学的に理解し、薬物や病原体の適切な取扱いができるよう、薬学に関する広範な知識と技能を修得するために必要な講義

及び実習科目を配置します。

5. 〈薬物療法を学ぶ〉薬の情報提供を適切に行い、患者から得られる情報を基にその治療効果・副作用の発現等を判断するために必要な薬物治療における専門的な知識、及び医薬品情報の活用やフィジカルアセスメント等に必要な技能・態度を修得するための講義及び実習科目を配置します。
6. 〈地域医療を学ぶ〉薬剤師の専門性を発揮し、多職種と連携して積極的にチーム医療に貢献できる人材を養成するために、他学部の学生と共に学ぶ科目を提供します。また、地域住民の疾病予防、健康増進と福祉向上のため、地域医療及び災害医療を学ぶ科目を配置します。
7. 〈臨床薬学を学ぶ〉2つの附属病院を含む医療現場で活躍している医師、薬剤師、その他の医療従事者から指導を受けることによる、臨床薬学を重視した実践的な学びを提供します。これには5年次における5カ月間の臨床実習も含まれます。
8. 〈先端医療・科学技術を学ぶ〉医療人として活躍するために必要な先端医療技術やICT関連技術等を理解し、法令・規範に従って適正に利活用するための科目を配置します。
9. 〈自己研鑽能力を高める〉問題発見・解決能力及びリーダーとしての資質を培うために、問題基盤型学習、双方向教育、グループ討論・発表等、自ら主体的・能動的に取り組む科目を配し、自己研鑽を続ける意識と態度を涵養します。また、卒業研究の過程を通じて研究マインドを高め、生涯にわたり自身の能力開発に向き合う姿勢を育みます。

○入学者受入れの方針〔アドミッション・ポリシー〕

薬学部薬学科においては、医療人としての心豊かな人間性と倫理観を持ち、先進的な薬物療法を探究するとともに疾病の予防・治療及び健康増進に積極的に参画する意識と実践力を備え、地域医療に貢献できる薬剤師の養成を主たる教育研究目的とする。そのために次のような人材を求めています。

1. 科学に興味を持ち、くすりに関する確かな知識を応用して、医療の現場で社会に貢献しようとする学生を求めています。
2. 医療の現場において薬剤師として必要とされる知識・技能や態度、さらには医療人としての倫理観などを身につけることができる学生を求めています。
3. 協調性を持ち、基本的なコミュニケーション力を身につけている学生を求めています。
4. 高等学校等の教育課程において学習した基礎的な知識・技能を修得し、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度、思考力・判断力・表現力などを身につけている学生を求めています。

上記の本校が求める学生について、基本的なコミュニケーション力、基礎的な知識及び技能、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度、思考力・判断力・表現力などを身に付けているかを確認するため、入学者選抜の基本方針に従い選抜を行います。入学者選抜では調査書により基本的なコミュニケーション力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を評価することに加え、選抜区分ごとに評価項目を変更し多様な人材を受け入れています。

＜入学者選抜の基本方針＞

・学校推薦型選抜（指定校制）

高等学校の成績において所定の基準を満たす志願者を対象に、基本的なコミュニケーション力、高等学校課程で学んできた基礎的な知識、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度、論理的思考力、判断力、表現力などを評価するため、調査書に加え小論文・面接試験を実施し入学者選抜を行います。

・学校推薦型選抜（公募制）

高等学校の成績において所定の基準を満たす志願者を対象に、薬学を学ぶために必要な基礎的な知識を評価するため、英語、理科の学科試験に加えて、基本的なコミュニケーション力、主体性を持って多様な人々

と協働して学ぶ態度、論理的思考力、判断力、表現力などを評価するため、調査書に加え面接試験を実施し入学者選抜を行います。

・一般選抜（前期）

薬学を学ぶために必要な基礎的な知識および論理的思考力を評価するため、調査書により基本的なコミュニケーション力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を評価することに加え、英語、数学、理科の学科試験を実施し入学者選抜を行います。

・一般選抜（後期（数理選抜））

薬学を学ぶために必要な基礎的な知識および論理的思考力を評価するため、調査書により基本的なコミュニケーション力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を評価することに加え、数学、理科の学科試験を実施し入学者選抜を行います。

・大学入学共通テスト利用選抜（前期・中期・後期）

薬学を学ぶために必要な基礎的な知識および論理的思考力を評価するため、調査書により基本的なコミュニケーション力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を評価することに加え、大学入学共通テストにおける英語、数学、理科の成績を利用し入学者選抜を行います。

●薬学部生命薬科学科

○卒業認定・学位授与の方針〔ディプロマ・ポリシー〕

本学の教育理念に基づく教育課程を通じて、以下に示す薬学・生命科学分野の研究者や技術者として必要な知識・技能・態度を身につけ、所定の単位を修得した学生に学位（学士（薬科学））を授与します。

1. 教養と倫理

薬学・生命科学に携わる人としての豊かな教養と人間性を備え、生命の尊厳について深い認識をもち、社会で自身が果たす役割に対する使命感、責任感を身につけている。

2. 情報発信とコミュニケーション

薬学・生命科学の研鑽を積んだ者として積極的に社会と関わりを持ち、幅広い分野で自ら情報収集・分析を行い、その成果を効果的に発信できる。

3. 生命科学領域の専門性

医薬品とその関連物質の生体に対する作用を理解し、ゲノム創薬や生命科学の追求に不可欠である生化学、分子生物学、遺伝子工学等に関する専門的な知識と技能を身につけている。

4. 創薬を担う力

創薬研究の基礎となる物理・分析化学、有機化学、衛生化学、免疫学、薬理学、薬剤学、薬物治療学等に関する専門的な知識と技能を身につけている。

5. 課題の発見と解決

「われら真理の扉をひらかむ」の建学の精神のもと、常に真理を探究する姿勢を忘れず、自ら課題を求め自分の力で解決できる。

6. 自己研鑽

生涯に亘って科学・医療の進歩の恩恵を社会で暮らす人々に提供できるよう、高い学習意欲を持って自己研鑽を続けることができる。

○教育課程の編成・実施の方針〔カリキュラム・ポリシー〕

薬に関わる幅広い知識や先端的な生命科学を学び、将来、薬の開発やバイオテクノロジー等の研究分野、人々の健康や生活環境の向上など様々な分野で活躍できる多様な人材の養成を目指し、以下の教育課程を編成

しています。

学修成果の評価はアセスメント・ポリシーに従い、科目レベルおよび学科・学年レベルで実施します。

1. 〈大学教育への接続〉初年次は履修履歴の異なる学生のために高等学校からの接続学習科目を配置し、さらに薬学基礎科目の理解と定着へと導くための演習科目を配置します。

科目の評価は筆記試験やレポート等を用いて行います。

2. 〈専門科目への導入〉生命薬科学を通して社会に貢献するという意識を持って学習を続けるよう、1年次から製薬会社等の施設見学、基礎の化学系および生物学系実習科目を提供します。

科目の評価はレポート、グループ討議のプロダクト、プレゼンテーション等を用いて行います。

3. 〈科学者としての倫理観〉低学年での教養教育や薬学・生命科学教育を通じて、生命の尊厳に関する高い意識と倫理観の醸成を図ります。また、低学年から能動的学習の機会を設け、研究者・技術者を目指して学ぶ自覚と責任感を獲得できるよう工夫した授業を提供します。

科目の評価はレポート、グループ討議のプロダクト、筆記試験等を用いて行います。形成的評価はルーブリックを用いて行います。

4. 〈生命科学・創薬化学の専門性〉医薬品とその関連物質の生体に対する作用を理解し、研究者・技術者として創薬研究を行う上で必要な専門的な知識・技能・態度を修得できる講義と実習科目を配置します。さらに学生自身が、自分の将来を見据え適切な選択が行えるよう、生命科学と創薬に関する多様な科目を提供します。

科目の評価は知識に関しては筆記試験やレポート、技能・態度に関してはレポート等を用いて行います。形成的評価はルーブリックを用い、総括的評価は卒業研究の成果発表と論文についてルーブリックを用いて行います。

5. 〈情報発信とコミュニケーション〉国内のみならず国際的にも社会の幅広い分野で活躍でき、薬学・生命科学の学習成果や研究成果を積極的に発信できる人材を養成するため各学年で専門領域の英文論文講読科目を提供します。

科目の評価は知識に関しては筆記試験やレポート、技能・態度に関してはレポート等を用いて行います。形成的評価はルーブリックを用いて行います。

6. 〈職業観の育成〉低学年から職業観の醸成を図るためのキャリア開発講座やキャリア支援講座を導入し、3年次では、企業での就業体験（インターンシップ）を実施します。これらの科目を通じ、大学で学んだ薬学・生命科学の学修成果を活かし、各自がどのように社会に貢献していくかを考える機会を提供します。

科目の評価はレポート、プレゼンテーション等を用いて行います。

7. 〈課題の発見と解決および自己研鑽〉演習や実習、さらに1年半にわたる卒業研究を通じ、課題を発見し、解決する能力の向上を図ります。これら一連の活動により、リーダーとしての自覚を促すと共に強い探求心の醸成を図り、生涯にわたって自己研鑽できる人材の養成を目指します。

形成的評価はルーブリックを用い、総括的評価は卒業研究の成果発表と論文についてルーブリックを用いて行います。

○入学者受入れの方針［アドミッション・ポリシー］

薬学部生命薬科学科においては、薬学・生命科学に携わる人としての心豊かな人間性と倫理観を持ち、医学と薬学の2つの領域にまたがる生命科学を探究するとともに高度の専門知識を修得し、健康に関する様々な分野で活躍する人材の養成を主たる教育研究目的としています。そのために次のような人材を求めています。

1. 科学に興味を持ち、最新の生命科学の専門知識を学び、新しい視点からくすりの問題に取り組もうとする探究心の強い学生を求めています。

2. くすりとヒトの関わりについて、生命科学を応用して、新たな問題に挑戦する意欲を持った学生を求めています。
3. 協調性を持ち、基本的なコミュニケーション力を身につけている学生を求めています。
4. 高等学校等の教育課程において学習した基礎的な知識・技能を修得し、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度、思考力・判断力・表現力などを身につけている学生を求めています。

上記の本学が求める学生について、基本的なコミュニケーション力、基礎的な知識及び技能、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度、思考力・判断力・表現力などを身に付けているかを確認するため、入学者選抜の基本方針に従い選抜を行います。入学者選抜では調査書により基本的なコミュニケーション力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を評価することに加え、選抜区分ごとに評価項目を変更し多様な人材を受け入れています。

＜入学者選抜の基本方針＞

・学校推薦型選抜（指定校制）

高等学校の成績において所定の基準を満たす志願者を対象に、基本的なコミュニケーション力、高等学校課程で学んできた基礎的な知識、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度、論理的思考力、判断力、表現力などを評価するため、調査書に加え小論文・面接試験を実施し入学者選抜を行います。

・学校推薦型選抜（公募制）

高等学校の成績において所定の基準を満たす志願者を対象に、生命科学を学ぶために必要な基礎的な知識を評価するため、英語、理科の学科試験に加えて、基本的なコミュニケーション力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度、論理的思考力、判断力、表現力などを評価するため、調査書に加え面接試験を実施し入学者選抜を行います。

・一般選抜（前期）

生命科学を学ぶために必要な基礎的な知識および論理的思考力を評価するため、調査書により基本的なコミュニケーション力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を評価することに加え、英語、数学、理科の学科試験を実施し入学者選抜を行います。

・一般選抜（後期（数理選抜））

生命科学を学ぶために必要な基礎的な知識および論理的思考力を評価するため、調査書により基本的なコミュニケーション力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を評価することに加え、数学、理科の学科試験を実施し入学者選抜を行います。

・大学入学共通テスト利用選抜（前期・中期・後期）

生命科学を学ぶために必要な基礎的な知識および論理的思考力を評価するため、調査書により基本的なコミュニケーション力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を評価することに加え、大学入学共通テストにおける英語、数学、理科の成績を利用し入学者選抜を行います。

●大学院医学研究科医学専攻博士課程

○卒業認定・学位授与の方針〔ディプロマポリシー〕

1. 【地域貢献】医学・生命科学研究者または高度専門職業人として、強い使命感のもと、地域社会の発展に貢献できる。
2. 【地域医療の理解と課題発見・解決力】豊かな人間性及び高い倫理観に加え、地域社会との関わりを通じた地域医療の深い理解に基づき、医療が抱える諸問題を発見し解決できる。
3. 【論理的思考能力・研究力】幅広い専門的知識・技能と論理的思考能力を持って、研究を遂行できる。
4. 【知見・技能の創造力】医学・生命科学に関わる新たな知見・技能を創造できる。

○教育課程の編成・実施の方針 [カリキュラムポリシー]

1. 生命倫理及び研究倫理、研究デザインや基本的な研究方法、統計解析、英語による情報の収集と発信などの研究の基盤となる知識や能力を修得する。これらの知識や能力は、共通科目及び専門科目の特別研究科目を通じて修得する。
2. 豊かな人間性と高い倫理観及び地域社会との関わりを通じて、地域医療の現状と課題を本質的に理解・洞察する力とその課題解決を通じて地域社会の発展に寄与する使命感を醸成する。この理解・洞察力及び使命感は、共通科目及び専門科目の特別研究科目を通じて醸成する。
3. 高度・先進的な知識・技能を深く学び、研究の展開・考え方、研究倫理・生命倫理の順守、理論的思考力や幅広い専門的視野を身につける。これらの知識・技能等は、専門科目の特論科目と特別研究科目を通じて身につける。
4. 質の高い研究を、他者と協力しながら、自立的に実践し論文作成及び発表に必要とされる基本的な能力（課題発見、研究計画立案、データの解析と考察、発表など）を修得する。これらの能力は、専門科目の演習科目と特別研究科目を通じて修得する。
5. 自立的に研究を遂行・展開し、新たな知見・技能を創造できる能力を修得する。これらの能力は、専門科目の特別研究科目を通じて修得する。
6. 上記の5つのカリキュラムポリシーに基づく教育を通じて、ディプロマポリシーで掲げる4つの能力を身に付けているかを、試験やレポート、グループ討論・発表・質疑応答の態度や内容及び研究論文の完成度等により総合的に評価を行う。

○入学者受入れの方針 [アドミッションポリシー]

1. 本学の建学の精神と教育理念を理解し、医学・医療の高度で知的な素養を身につけ、主体性を持って多様な人々と協働して社会に貢献する強い意志を有する者を対象とします。
2. 医学が人間とその生命に深く関わる学問であり、広い視野と豊かな人間性・倫理観が求められることを強く自覚している者を対象とします。
3. 自らが目指す研究領域あるいは医療領域で高度な知識・技能を学ぶための基礎学力と英語力を有し、大学院における研究及び修練に積極的に取り組む強い意志を有する者を対象とします。

●大学院薬学研究科薬学専攻博士課程

○卒業認定・学位授与の方針 [ディプロマ・ポリシー]

本学の教育理念に基づく教育課程の講義、研修、演習、課題研究を通して、以下に示す薬学や生命科学を中心とする専門分野における自立した研究者としての能力を身につけ、所定の単位を修得し、博士学位論文の審査に合格した学生に学位（博士（薬学））を授与します。

1. 薬学・生命科学分野の専門的知識および技能を修得し、国民の健康増進および社会福祉の向上に貢献する能力を身に付けている。
2. 自ら課題を発見し研究を進め、その成果を国際的に情報発信する能力を身に付けている。
3. 研究者、教育者、薬剤師としての高い倫理観を備えている。
4. 生涯にわたって高い研究意欲を持ち続け自己研鑽を積むことができる。

○教育課程の編成・実施の方針 [カリキュラム・ポリシー]

本教育課程では、薬学の高度な知識と技術を駆使しながら臨床的課題の探究と解決、その成果の医療への応用を目指しています。これからの高度先進医療のなかで、医療薬学の分野において臨床的課題を見出し研究し

ていくことのできる薬剤師及び研究者を養成します。この目的のため、本課程では、病院での臨床薬学研修（半年間コース又は一年間コース）が必修であることが特徴です。臨床薬学研修では、病棟での医師の診療に同席して疾病の診断と治療の流れを理解し、看護師の活動に同席して患者中心の医療全体を把握し、フィジカルアセスメントを実践し、担当患者に関するカンファレンスに参加するなどの病棟活動プログラムとなっています。研修後には発表会で学習成果のプレゼンテーションを行い、研修結果を論文としてまとめます。この研修成果を活かしながら、より高度な臨床的視点から研究課題を発見し、薬学専門研究へと発展させます。大学での教育・研究と医療現場での研修とを密接に連携させ、教育・研究を効率的に進めていきます。また、希望する研究課題が基礎薬学的な研究と関連する場合は薬科学専攻の協力研究室と連携し、自由にその課題を追究していくことが可能です。

○入学者受入れの方針 [アドミッション・ポリシー]

これからの高度先進医療を支え、将来、医療薬学分野での活躍を目指し、研究に意欲のある薬剤師を求めています。薬学部の6年制学科を卒業し薬剤師免許を有している者及び旧課程では薬剤師免許を有し、大学院博士前期課程（修士課程）を修了している者を対象としています。

●大学院薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程

○卒業認定・学位授与の方針 [ディプロマ・ポリシー]

本学の教育理念に基づく教育課程の講義、演習、課題研究を通して、以下に示す能力を身につけ、所定の単位を修得し、修士学位論文の審査に合格した学生に学位（修士（薬科学））を授与します。

1. 薬科学領域の研究に関する基礎知識・理解力・技能を身に付けている。
2. 薬学および医療に関わる研究者、製薬技術者、環境・衛生技術者、高度医療情報提供者としての基礎的能力を身に付けている。
3. 自己研鑽の姿勢と高い倫理観を有し、国民の健康と福祉に貢献することが期待できる。

○教育課程の編成・実施の方針 [カリキュラム・ポリシー]

専攻分野によって生命科学コースと創薬科学コースを設け教育課程を編成しています。両方のコースとも、特論講義科目において、生命科学研究、創薬科学研究を可能とする基礎教育に重点を置きながらも、より幅広い知識を身につけられるようにしています。また、医療薬学的知識も修得できるよう講義科目を揃え、薬学専攻の教室を協力研究室として加え講義の充実を図っています。さらに、薬の安全性、医療現場を理解する上で有用な基礎薬学研究に関する特論講義も合わせて開講し、後期課程への継続性を踏まえた科目構成と研究指導体制をとっています。課題研究では、指導教員が2年間を通して指導にあたり、実験研究を通じて高度な専門的知識を修得させ、理論と実践の調和のとれた研究者・技術者の育成を図ります。

○入学者受入れの方針 [アドミッション・ポリシー]

1. 自ら創造的な思考力を発揮し、新しい問題に意欲的に取り組む能力を身につけることができる学生を求めています。
2. 科学的探求心および強い学習への意欲を培い、広い学識の修得を目指す学生を求めています。
3. 国際的にも活躍できる創薬科学研究者・技術者、高度医療情報提供者、環境・衛生技術者、医療を支える基礎分野の専門職業人等としての能力を身につけることができる学生を求めています。
4. 基礎薬学・分子薬学を基盤とした創薬・生命科学の専門的知識、技術の修得を通じて、製薬、化学工業、食品、化粧品、バイオなどの多様な業種の企業、各種研究所で活躍できる能力を身につけることができる

学生を求めています。

●大学院薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程

○卒業認定・学位授与の方針〔ディプロマ・ポリシー〕

本学の教育理念に基づく教育課程の講義、演習、課題研究を通して、以下に示す生命科学や創薬科学を中心とする専門分野における自立した研究者としての能力を身につけ、所定の単位を修得し、修士学位論文の審査に合格した学生に学位（博士（薬科学））を授与します。

1. 生命科学・創薬科学分野の専門的知識および技能を修得し、国民の健康増進および社会福祉の向上に貢献する能力を身に付けている。
2. 自ら課題を発見し研究を進め、その成果を国際的に情報発信する能力を身に付けている。
3. 研究者、教育者としての高い倫理観を備えている。
4. 生涯にわたって高い研究意欲を持ち続け自己研鑽を積むことができる。

○教育課程の編成・実施の方針〔カリキュラム・ポリシー〕

前期課程と同様に、専攻分野によって生命科学コースと創薬科学コースを設け教育課程を編成しています。主として、高度な専門知識と実践的な応用力を養成するため、専攻分野別の研究、演習及び学生自らの研究テーマに基づいて行う実験研究科目で構成されます。また、学生一人ひとりの学修歴を考慮した教育研究を行うため、指導教授が毎年度学生との間で綿密な打ち合わせを行い、1年間の教育研究指導計画を作成します。各学生には1年次及び2年次の終了時に研究の進捗状況を公開セミナー形式で発表させ、指導教授以外の教員からの助言も活かしながら研究活動を推進させます。さらに、英語教育として講読会や英語論文作成法の指導を行い、自ら英語論文を執筆し欧文誌に投稿できる能力を養います。これらの過程を通して自立した研究者及び技術者の養成を図ります。

○入学者受入れの方針〔アドミッション・ポリシー〕

1. 独創性と優れた技術力を発揮できる自立した研究者及び技術者を目指す強い意志のある学生を求めています。
2. 薬学系及び生命科学系大学における教育者・研究者となる強い意志のある学生を求めています。
3. 博士後期課程においてより深い専門性を修得し、その成果を国民の健康増進及び社会福祉の向上に貢献する強い意志のある学生を求めています。

4. アセスメント・ポリシー

東北医科薬科大学では、内部質保証の一環として、ディプロマ・ポリシーを始めとした、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの3ポリシーを踏まえ、学生の学修成果を評価・測定するアセスメント・ポリシーを定めています。本ポリシーに基づく評価・測定を、学生の入学時から卒業時にかけて、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学部・学科）、科目レベルの3段階に分けて行い、教育の改善につなげます。

1. 機関レベル（大学）

学生の卒業率、就職率等から学修成果の達成状況を評価します。

2. 教育課程レベル（学部・学科）

学部・学科の所定の教育課程におけるGPA、国家試験合格率等から学修成果の達成状況を評価します。

3. 科目レベル

シラバスで提示された学修目標に対する評価、授業アンケート等の結果から学修成果の達成状況を評価します。

4. 具体的な評価指標

	入学時	在学中	卒業時
機関レベル (大学)	・入学試験	・退学率 ・休学率	・卒業率 ・就職率 ・学位授与数 ・国家試験合格率 ・大学院進学率 ・卒業時アンケート
教育課程レベル (学部・学科)	・入学試験	・退学率 ・休学率 ・GPA [薬] ・進級率（留年率） ・共用試験成績 ・学修ポートフォリオ [薬] ・成績分布 ・DPに関するルーブリック評価 [薬]	・卒業率 ・就職率 [薬] ・GPA [薬] ・学位授与数 ・国家試験合格率 ・大学院進学率 [薬]
科目レベル		・成績評価 ・授業アンケート ・DPに関するルーブリック評価 [薬]	

※[薬] = 薬学部における評価指標

5. 本学の沿革

昭和14年 3月	東北薬学専門学校を設置認可。
昭和24年 3月	東北薬科大学薬学部薬学科を設置認可。
昭和30年10月	本学運動場（28,047㎡）完成。
昭和32年 8月	教員の資格審査権が本学教授会に附与された。
昭和34年 4月	教員免許状取得のため教職課程の設置認可。（高校、中学校の理科・保健の免許状）
4月	本学に附属癌研究所を開設。
7月	北校舎（地下1階、地上3階建 2,078㎡）完成。
昭和37年 4月	大学院薬学研究科修士課程が、我が国の私立薬科大学最初のものとして設置認可。
昭和38年 7月	大学院校舎（4階建 2,344㎡）完成。
昭和39年 4月	大学院薬学研究科博士課程が、我が国の私立薬科大学最初のものとして設置認可。
昭和40年 4月	薬学部には衛生薬学科を設置認可。（2学科体制）
昭和41年 5月	本館（5階建 5,263㎡）完成。
昭和43年 2月	衛生薬学科に教員免許状取得のための教職課程設置認可。（高校、中学校の理科・保健の免許状）
3月	南校舎第1期工事（4階建 1,624㎡）完成。
昭和44年 6月	南校舎第2期工事（4階建 2,544㎡）完成。
10月	体育館（1部2階建 2,496㎡）完成。
昭和46年 4月	薬学部には製薬学科を設置認可。（3学科体制）
7月	東校舎・図書館（5階建 3,699㎡）完成。
12月	富谷校地（黒川郡富谷町三ノ関所在151,852㎡）購入。
12月	製薬学科に教員免許状取得のための教職課程設置認可。（高校、中学校の理科・保健の免許状）
昭和53年 3月	廃水処理施設（2階建 562㎡）、クラブハウス（2階建 450㎡）完成。
9月	危険物貯蔵所（平屋建 120㎡）完成。
昭和55年 2月	臨床検査技師免許取得のための課程認可。
昭和57年 3月	ラジオアイソトープセンター（地下1階、地上3階建 924㎡）完成。
昭和59年 3月	実験動物センター（地下2階、地上4階建 1,390㎡）完成。
10月	東北薬科大学創設者高柳義一先生記念館（地上4階建 648㎡）完成。
昭和61年 3月	駐車（輪）場（地下2階、地上1階建 850㎡）完成。
平成2年 3月	薬学部三学科に教員免許状取得のための教職課程再課程の設置認可。（高校、中学校の理科一種免許状）
平成6年 6月	仙台校地に仙台市青葉区小松島3丁目（945㎡）購入。
平成8年 3月	講義棟（地下1階、地上8階建 7,121.0㎡）完成。
平成9年 9月	仙台校地に仙台市青葉区小松島4丁目57-2（17,199㎡）購入。
平成14年12月	大学院薬学研究科修士課程の入学定員が10名から30名に変更し許可された。
平成16年 1月	仙台校地に仙台市青葉区小松島3丁目40-17（956.86㎡）購入。
平成17年 3月	文部科学省の「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」に選定された。
平成18年 2月	キャンパス整備事業第1期工事、教育研究棟（地下1階、地上10階建 22,230.92㎡）、ラジオアイソトープセンター（地下1階、地上3階建 996.80㎡）、実験動物センター（地下1階、地上4階建 1,959.60㎡）が完成。
平成18年 4月	新薬学教育制度の下、薬学部には薬学科（6年制）と生命薬科学科（4年制）の2学科を設置した。

- 4月 附属癌研究所を新たな研究テーマのもとに再構築し、分子生体膜研究所を開設。
- 4月 文部科学省の「学術フロンティア推進事業」に選定された。
- 平成19年7月 イタリア・カラブリア大学薬学部と「学術研究協力に関する協定」締結。
- 平成20年4月 キャンパス整備事業第Ⅱ期工事、図書館・情報センター（地下1階、地上2階建 4,810.04㎡）、学生ホール（3階建 3,836.11㎡）完成。
- 9月 スウェーデン・ウプサラ大学薬学部と「学術研究協力に関する協定」締結。
- 10月 インドネシア・サムラトランギ大学と「学術および教育協力に関する協定」締結。
- 平成21年3月 キャンパス整備事業第Ⅲ期工事、中央棟（地下1階、地上4階建 8,390.27㎡）完成。
- 7月 平成21年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業」[テーマB]（学生支援推進プログラム）に採択された。
- 8月 中国・南通大学と「学術交流および教育協力に関する国際交流協定」締結。
- 平成22年1月 イタリア・マーニャ・グレーチャ大学薬学部と「学術研究協力に関する協定」締結。
- 3月 キャンパス整備事業第Ⅳ期工事（環境整備等）完了。
- 4月 薬学科、生命薬科学科の入学定員を各々330名から300名、50名から40名に変更し、許可された。大学院薬学研究科薬科学専攻（修士課程）が開設された。
- 文部科学省の「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（癌および加齢性疾患の制御とQOL向上）」に選定された。
- 10月 モンゴル・モンゴル国立大学と「学術交流ならびに教育協力に関する協定」締結。
- 平成23年12月 台湾・嘉南薬理科技大学と姉妹校関係の「覚書」締結。
- 平成24年4月 大学院薬学研究科博士課程（薬科学専攻（後期課程）と薬学専攻）が開設された。
- 4月 文部科学省の「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（生体膜糖鎖異常に起因する生活習慣病発症機序の解明と臨床への応用）」に選定された。
- 9月 イタリア・ミラノ大学と「学術交流ならびに教育協力に関する協定」締結。
- 12月 本学と、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構との間で、東北厚生年金病院を本学に譲受ける契約を締結。
- 平成25年4月 東北薬科大学病院を開設。
- 5月 ロゴマーク制定。
- 平成26年8月 文部科学省の「東北地方における医学部設置に係る構想審査会」において、本学の構想が選定された。
- 平成27年3月 文部科学省へ医学部設置認可申請提出。
- 8月 医学部医学科の設置認可。
- 平成28年4月 法人名を「学校法人 東北医科薬科大学」に名称変更。
大学名を「東北医科薬科大学」に名称変更。
「東北薬科大学病院」を「東北医科薬科大学病院」に名称変更。
医学部医学科開設。
東北医科薬科大学 若林病院を開設。
- 平成29年2月 医学部第2教育研究棟竣工。
- 3月 宮城大学と「連携協力に関する協定」締結。
- 9月 東北医科薬科大学 名取守病院を開設。
- 平成30年1月 医学部第1教育研究棟竣工。

10月	中国・大連医科大学と「学術交流及び教育協力に関する国際協定」「大学院学生交流に関する協定」締結。
平成31年 1月	東北医科薬科大学病院新館竣工。
4月	フィリピン・マリアーノマルコス州立大学と「学術交流及び教育協力に関する国際協定」「大学院学生交流に関する協定」締結。
令和元年 9月	台湾・Academia Sinicaと「学術研究協力に関する協定書」「科学研究合意書」締結。
10月	中国・天津医科大学と「学術交流及び教育協力に関する覚書」「大学院学生交流に関する協定」締結。
令和2年 8月	東北医科薬科大学 名取守病院閉院。
令和4年 3月	文部科学省へ大学院医学研究科設置認可提出。
令和4年 4月	生命薬科学科の入学定員を40名から30名に変更。
令和4年 9月	大学院医学研究科の設置認可。
令和5年 4月	大学院医学研究科（医学専攻博士課程）開設。
令和5年10月	フィリピン・マリアーノマルコス州立大学、フィリピン・ドンマリアーノマルコス記念州立大学、フィリピン・イロコススール州立工科大学と「学術交流に関する協定書」締結。
令和6年11月	塩竈市と包括連携協定締結。
令和7年 1月	学校法人東北学院と包括連携協定締結。
令和7年 2月	仙台市薬剤師会と包括連携協定締結。

6. 本学のキャンパス

(1) 小松島キャンパス（大学本部・医学部・薬学部）

小松島キャンパスは杜の都、仙台市の中心部「台原」にあり、敷地は約6万平方メートルとゆったりした高台になっている。キャンパス北西の丘には樹齢約650年といわれる銘木「高山樗牛瞑想の松」がそびえている。樹下には土井晩翠作、笹川臨風書による「いくたびか ここに真昼の夢見たる 高山樗牛瞑想の松」の詩碑がある。丘の上の展望台に登れば西北に雄大な奥羽の山なみ、東南はるかに太平洋の碧い海、眼下に仙台市の林立するビル群を一望できる。キャンパス一帯は保存緑地で豊かに自然が残っており、四季折々の景観が私たちを楽しませてくれる。一步学外に出ると市街地が広がり、すぐ近くにバス停「東北医科薬科大・東北高校前」、地下鉄南北線「台原駅」、JR 仙山線「東照宮駅」があり、通学の点でも、学生生活を送るのにきわめて恵まれた環境である。（184ページからのⅦ キャンパスマップ参照）

「瞑想の松」について

「瞑想の松」は、キャンパス内に存在する仙台の銘木であり、明治の文豪高山樗牛と土井晩翠、笹川臨風の友情のあかしとして広く知られている。“信頼する友、尊敬する師を得よ”とのメッセージを学生に伝えている。青春期の未だ人間として発達過程にある学生が、社会人として巣立つまでの人間の成長と、この時期でなければ得られない生涯に渡っての宝となる“親友と師”を得ることを願っている。

○講義棟

映像機器を設けた70周年記念講堂を備える7階建の建物。講義のほか、特別講演などのイベントスペースとしても活用されている。

○中央棟

講義フロアと本部事務フロアがひとつになった建物。180席の大講義室、90席の小講義室が設置されているほか、学生相談に応える事務室、就職情報コーナー、保健管理センターなどがある。

○学生ホール

レストラン、カフェテリアのある憩いと語らいの空間。1階に書店及び売店、クラブ・サークルの部室などがある。

○図書館・情報センター

人文科学系から自然科学系まで幅広い専門図書資料を収蔵。2階には、充実のコンピュータ環境を備える情報教室や自習室を設置している。

○教育研究棟（ウェリタス）

学生実習室、各研究室、「中央機器センター」、模擬薬局も設けられた「臨床薬理学実習センター」などの教育・研究の最先端の施設・設備を整えている。

○実験動物センター

マウスやラットなどの哺乳動物を、24時間温度・湿度が一定のクリーンルームで飼育しながら、P2レベルからSPFレベルまでの様々な実験を行っている。

○ラジオアイソトープセンター

放射線測定的基础実習を行うとともに、放射性同位元素（ラジオアイソトープ）を使った結合試験やDNA



瞑 想 の 松

合成能測定など、各教室の研究に広く利用されている。

○附属薬用植物園

「生薬」研究の材料供給と同時に、薬用植物に直接触れることのできる施設として活用されている。現在、約350種類の薬用植物が生育している。

○体育館・テニスコート

バスケットボールコート2面分の広さを誇る体育館とテニスコート2面。部活動や体育の授業に利用されている。

○グラウンド

主に体育会系のクラブ・サークルの練習などに利用されている。

○クラブハウス

各クラブ・サークル活動の拠点となるスペース。多目的に利用が可能。

○瞑想の松・展望台

本学の敷地内にある瞑想の松は、樹齢600年以上のクロマツで、市の保存樹木にも指定されている。展望台も整備されており、仙台市内の街並が一望できる。

(2) 福室キャンパス（医学部・附属病院）

医学部開設にあわせ、本学の附属病院である「東北医科薬科大学病院」（本院）に隣接する場所に、医学部の教育研究棟を建設した。主に学生実習等に使用する第2教育研究棟（2階建）は、平成29（2017）年春に完成し、開設2年目から使用。講義室、研究室、図書室、学生ラウンジ等が入る、第1教育研究棟（7階建）は、平成30（2018）年4月から使用しており、医学部の中心活動拠点になっている。また、開設4年目となる平成31（2019）年4月に本院を増床（+88床）。医学部学生の臨床実習開始に合わせ、病棟の他、最新鋭の放射線治療器やハイブリッド手術室などを兼ね備えた新大学病院棟を増築し、供用開始した。

本院は、仙台市の東側に位置し、仙台市と塩釜市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町などを主な診療圏とする。病院の南側には、高さ20m以上のメタセコイアの並木が続き、それと平行する道路に沿って七北田川が流れている。川の干潟には野鳥がみられるなど、静かでゆとりある快適な医療環境の中にある。交通アクセスは、JR仙石線陸前高砂駅から徒歩約7分の距離にあり、病院のすぐ近くには国道45号線や仙台東部高速道路（最寄りインターチェンジ：仙台港IC）が走っているなど、便利な交通環境にある。

教育においては、医学部では1年次「早期臨床医学体験学習」、4～5年次「診療科臨床実習」等の実習の他、様々な講義・演習でも利用される。

薬学部は、薬学科1年次「薬学入門演習」、3年次「病院薬剤師体験学習」、5年次「臨床実習」、6年次「チーム医療臨床演習」等、主に参加型授業において活用される。さらに、大学院薬学研究科では薬学専攻博士課程1年次「臨床薬学研修」が半年または1年間実施されている。

東北医科薬科大学病院（本院）

- 前 身 昭和21（1946）年5月 宮城第一病院
昭和57（1982）年10月 新築移転、東北厚生年金病院へ改称
- 所 在 地 仙台市宮城野区福室一丁目12番1号
- 病 床 数 600床（一般554床、精神46床）
- 患 者 数 入院 454.6人 令和5（2023）年度（1日平均）
外来 967.1人 ヶ
- 職 員 数 1,283人（令和6年4月1日現在）※教員兼務者含む

○診療科目 内科（総合診療科）、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腫瘍内科、糖尿病代謝・内分泌内科、腎臓内科（腎臓・高血圧内科）、脳神経内科、感染症内科、緩和ケア内科（がん治療支援（緩和）科）、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺・内分泌外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、肝臓・胆のう・膵臓外科（肝胆膵外科）、精神科、血液・リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、救急科（救急・集中治療科）、歯科口腔外科、麻酔科

○医療機能

保険医療機関	地域医療支援病院
臨床研修病院	地域がん診療連携拠点病院
救急告示病院	災害拠点病院
DPC対象病院	紹介受診重点医療機関
宮城県難病診療分野別拠点病院 （血液系、免疫系）	宮城県難病地域拠点病院
宮城DMAT指定病院	仙台市認知症疾患医療センター指定病院
高次脳機能障害支援拠点病院	仙台市病院群当番制事業協力病院
結核指定医療機関	生活保護法指定医療機関
労災保険指定医療機関	身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 （昭和25年法律第123号）に基づく指定病院	精神保健指定医の配置されている医療機関
指定自立支援医療機関 （育成医療更生医療精神通院医療）	原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関
原子力災害医療協力機関	母体保護法指定医の配置されている医療機関
産科医療補償制度加入施設	指定小児慢性特定疾病医療機関
難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関	特定疾患治療研究事業委託医療機関
日本医療機能評価機構認定病院 （一般病院2 3rdG：ver.2.0）	ISO 15189 （臨床検査室-品質と能力に関する特定要求事項） 認定検査室
がんゲノム医療連携病院	臨床修練指定病院
特定行為研修指定研修機関	

（3）東北医科薬科大学 若林病院

本学附属病院「東北医科薬科大学 若林病院」（前身 N T T 東日本東北病院）は、仙台駅から車で10分、仙台市南東の若林区の住宅地にある。交通アクセスは、地下鉄東西線薬師堂駅から徒歩で10分の距離である。

○前身 昭和54（1979）年12月 日本電信電話公社東北通信病院開院
昭和60（1985）年4月 N T T 東北通信病院へ改称
平成11（1999）年7月 N T T 東日本東北病院へ改称

○所在地 仙台市若林区大和町二丁目29番1号

○病床数 127床

○患者数 入院 92人 令和5（2023）年度（1日平均）
外来 378人 ヶ

○職員数 314人（令和6年4月1日現在）※教員兼務者含む

○診療科目 内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病代謝・内分泌内科、血液内科、腎臓内科、外科、乳腺外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、リウマチ科、リハビリテーション科、歯科、歯科口腔外科、精神科

○医療機能

保険医療機関
労災保険指定病院
母体保護法指定医の配置されている医療機関
臨床研修指定病院
救急告示病院
身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関
生活保護法指定医療機関
結核指定医療機関
原子爆弾被爆者一般疾病医療機関
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・再生医療・精神通院）
難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の規定による指定医療機関
児童福祉法第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関
仙台市病院群当番制事業協力病院
産科医療補償制度加入施設



小松島キャンパス 中央棟・教育研究棟・学生ホール



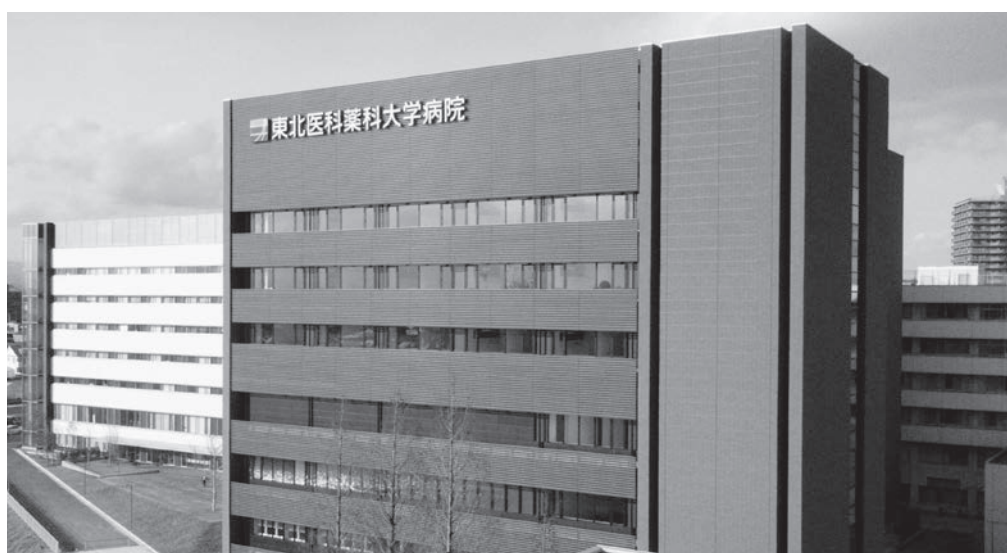
小松島キャンパス 講義棟



福室キャンパス 医学部 教育研究棟



福室キャンパス 東北医科薬科大学病院 本館



福室キャンパス 東北医科薬科大学病院 新館



東北医科薬科大学 若林病院

7. 東北医科薬科大学創設者高柳義一先生記念室

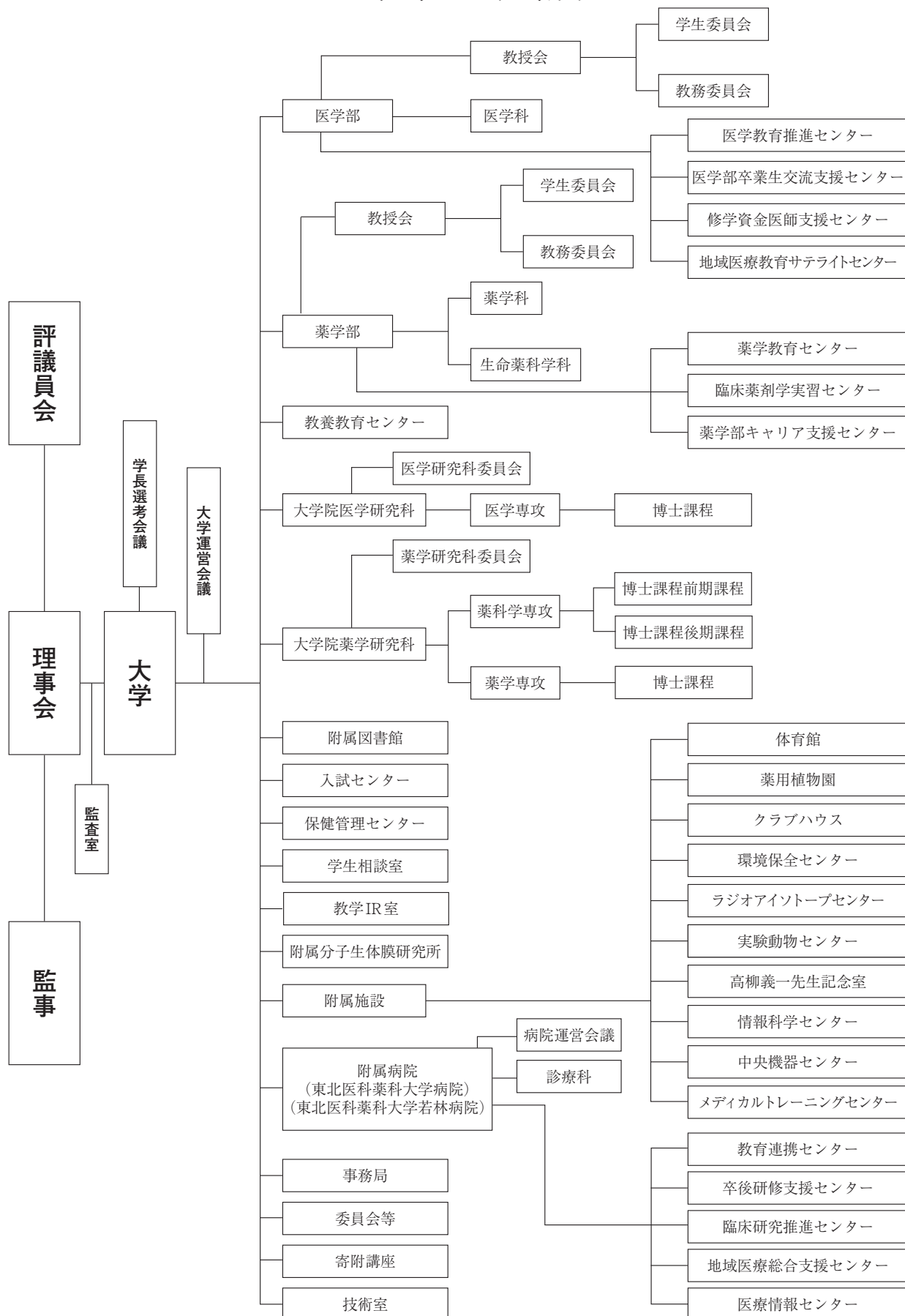
創設者高柳義一先生は、理事長そして学長として、「経教一致」「大学百年の計」を信条とされ、一貫した教育の経営方針を堅持して、東北医科薬科大学の経営と教育研究に多大なご尽力をされた。経営面では、堅実経営を徹底するとともに、教育研究の面では「われら真理の扉をひらかむ」を建学の精神として、本学の基盤の確立とその後の発展に目ざましいご貢献をされた。先生は、その功績により勲二等瑞宝章、勲二等旭日重光章の叙勲の栄に浴し、正四位を贈られた。本記念室は、旧高柳義一先生記念館を図書館・情報センターの地階に移転し、前人未踏と言っても過言ではない先生の偉大なる教育のご功績を、本学は勿論、広く我が国教育界に伝えるべく、本学創立70周年新キャンパス整備事業の一環として整備されたものである。

本記念室には、高柳義一先生の半世紀にわたる教育のご功績の史的資料と、医学生時代より美術骨董品にご造詣の深かった先生が蒐集された数多い美術品を収蔵陳列している。これらの品々は、先生が情操教育に役立てて欲しいとの思いから大学にご寄贈されたものも数多くあり、こうした先生の高邁な精神を体してこれらを本記念室に陳列し、広く皆様に鑑賞していただくことにしたものである。



当記念室は、東北薬科大学の創立70周年キャンパス整備計画に合わせて、大学の70年の歴史を振り返るとともに、創設者であり、発展の最大の功労者である高柳義一先生を顕彰する目的で設置された。

8. 本学の組織図



9. 東北医科薬科大学校歌

土井晩翠 作詞
信時 潔 作曲

Moderato

1. て ん さ い ち ゃ り り の め い そ う ま つ を
2. く り こ ま は ゃ り り の め い そ う ま つ を
3. き ぼ う の ゃ り り の め い そ う ま つ を
4. う あ の ゃ り り の め い そ う ま つ を

み あ ぐ る き り り の め い そ う ま つ を
へ い げ ん じ り り の め い そ う ま つ を
す い ん ん み や し の め い そ う ま つ を
や く お や し の め い そ う ま つ を

と う ぼ く い か や か だ い が く こ う し ゃ
び り び り は か な き ぎ ゃ い の み ど り
と う び り は か な き ぎ ゃ い の み ど り
い ー が く や く が く わ れ ら の し め い か い

rit. (4番) 1. 2. 3. 4.
せ ん の の け ん じ の あ つ ま る こ ろ
な が め に せ ん じ の あ つ ま る こ ろ
ひ とめ よ ぼ こ う に は え る ぞ
つ とめ よ ぼ こ う に は え る ぞ

rit. (4番)

東北医科薬科大学校歌

作詞 土井晩翠
作曲 信時 潔一、天才樗牛の
見あぐる丘上 基をおける東北医科薬科大学校舎
千餘の健児の 集まるところ二、栗駒蔵王は
平原宮城野 雲井のこなた渺々はてなき 続きてあなた
眺めて青春 巨海のみどり
血潮は躍る三、希望は洋々 海見るごとし
寸陰惜しみて 勉むる健児東西二洋の 斯学の精華
一つに集むる 昭和の御代ぞ四、東亜のいにしえ 病苦を救う
薬王薬師の 理想はいみじ医学 薬学 我らの使命
勉めよ母校に 栄えあらしめよ

10. 東北医科薬科大学ロゴマーク（大学エンブレム）

◆ロゴマーク



このマークは、東北医科薬科大学の3つの教育理念と、大学のシンボルである「瞑想の松」の松葉をモチーフに図案化している。横向きの3本のラインは、それぞれが教育理念を表す「柱」とであるとともに、大学で成長していく「人」の姿・意思を、グリーンのグラデーションを背景に、凛と立つ松葉のシルエットで表現している。

◆エンブレム



メインロゴマークとは別に、東北医科薬科大学のこれまで積み上げてきた歴史・思想・ステイタス等を補完するためのマークとして、エンブレムを制定した。大学のシンボルとされる「瞑想の松」を具象的に表現し、歴史ある大学としての誇りを、脈々と継承していく気持ちを込め、紋章（エンブレム）化している。

II 学 生 生 活

1. 事務局窓口案内
2. 組担任及び学年主任
3. 学生証（身分証明書）
4. 学生への連絡
5. 学生用ロッカー
6. 学割証
7. 通学定期
8. 実習用通学定期
9. 各種証明書の申請（証明書自動発行機・手数料一覧）
10. 各種届出書
11. 課外活動
12. 海外渡航時の危機管理
13. 授業料及びその他の納付金の納入
14. 保険制度
15. 奨学金
16. 地域支援制度（宮城県・秋田県）東北医科薬科大学修学資金
17. 学生相談室
18. 支援室（障がい等による修学上の配慮）
19. 保健管理センター
20. 遺失拾得物
21. 自動車通学の禁止及び自転車・バイク通学の留意事項
22. 喫煙・飲酒・違法薬物
23. トラブル・犯罪に巻き込まれないために
24. 学生の懲戒
25. 危機管理
26. 学内のAEDの設置場所
27. 安否確認システムの運用
28. アパート等の紹介
29. アルバイト

1. 事務局窓口案内

学務部教務課取扱事務

1. 授業に関すること。(授業時間割、履修届等)
2. 試験に関すること。
3. 学籍、学業成績に関すること。(学籍簿、入学、卒業、編入学等)
4. 欠席、休学、退学、復学、除籍、復籍に関すること。
5. 証明書発行に関すること。(成績証明書、単位取得証明書、卒業証明書等)
6. 薬剤師国家試験に関すること。
7. 薬剤師免許証に関すること。
8. 科目等履修生、受託研究(修)員、研究生、研究員、外国人特別学生に関すること。

学務部学生課取扱事務

1. 学生証に関すること。
2. 証明書発行に関すること。(通学証明書、在学証明書等)
3. 各種変更届書に関すること。(学生及び保証人の氏名、住所、連絡先等)
4. 身上相談に関すること。
5. 課外活動に関すること。
6. 奨学金に関すること。
7. アルバイトに関すること。
8. 学生の宿舍(下宿等)紹介に関すること。
9. 学生割引証に関すること。
10. 学生の遺失物に関すること。
11. 自習室に関すること。
12. 保険に関すること。

学務部キャリア支援課取扱事務

1. キャリア・就職に関すること。

財務部経理課取扱事務

1. 学費収納に関すること。
2. 証明手数料収納に関すること。
3. 学費延納・分納願に関すること。

事務局窓口事務取扱時間

月曜日～金曜日：8時30分から17時15分まで(昼休み11時50分から12時50分まで)

2. 組担任及び学年主任

学生諸君が学生生活を送るにあたって当面かかわる諸問題（学業、健康、宿舍、人生問題、対人関係、進学、就職、その他）について、学生委員会および組担任が中心となり相談に応じている。

諸君自らが解決できないような問題でも誰かに相談することで容易に解決の道を見い出せることが案外多いものである。問題の如何を問わず困った問題が起きたときは気軽に相談することを勧める。

なお、相談内容についての個人の秘密は厳守される。

組担任および学年主任は以下にて周知する。

- ・ 学内掲示板（講義棟前）
- ・ Moodle（「学生生活関係」カテゴリ）

3. 学生証（身分証明書）

学生証は、東北医科薬科大学の学生であることを証明するものである。常に携帯し裏面記載事項を守り、紛失、汚損のないよう取り扱いには十分注意が必要である。なお、学生証は卒業・退学・除籍などにより、本学学生の身分を離れたときには、ただちに返還しなければならない。

（1）交付・有効期間・更新

新入生には、入学時に交付する。学生証の有効期間は通常の修業年限とする。なお、留年・休学等で有効期間が超えた場合は学生課で更新手続きが必要である。

（2）学生証の提示が必要なとき

- ・ 本学が定める試験を受けるとき。
- ・ 本学のセキュリティ整備がされている施設を使用するとき。
- ・ 本学教職員より学生証の提示を求められたとき。
- ・ 通学定期券や割引証を利用し、交通機関係員より提示を求められたとき。

（3）再交付

学生証を紛失・破損した場合、ただちに備え付けの「証明書・申請書自動発行機」（P35～37参照）で申請書を発行し、学生課へ届け出て、再交付の手続きをしなければならない。手続きの際は、旧学生証の返却が必要である。紛失等で旧学生証が手元にない場合は、発見し次第、学生課へ返却すること。

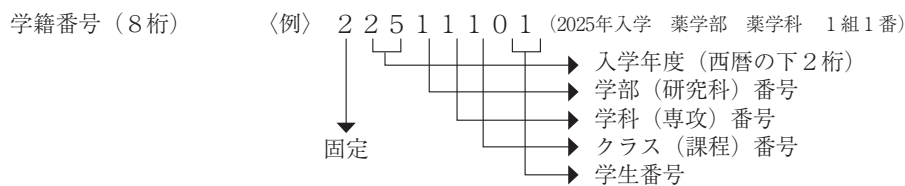
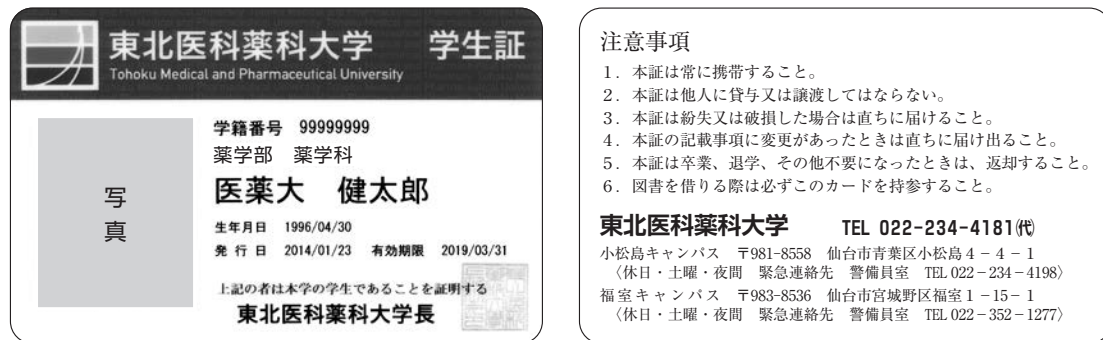
※磁気不良の場合は学生課へ申し出ること。

（4）仮学生証の発行

試験時に学生証を持参しなかった場合のみ、学生課で所定の手続きをとり、当日のみ有効の仮学生証1枚を発行する。

(5) 学籍番号

学籍番号は、8桁で構成されている。入学時に決定され、卒業まで変わらない。また、下図のような意味がある。学籍番号は答案用紙、レポート等に記入したり、事務上の手続きなどに必要なので正しく記憶すること。



(6) 注意事項

学生証は、他人に貸与、または譲渡してはならない。

4. 学生への連絡

掲 示 板

教員や事務局から学生に伝達する事項は所定の掲示板で連絡する。したがって掲示した事項については周知したものと取り扱うので、掲示板を平常機会あるごとに注意確認するよう心掛けること。掲示に注意しなかったために必要な手続きを怠り修学に支障をきたすことがないように切に希望する。

※区分（学年・教務関係・学生関係・奨学金関係・就職〈求人〉関係）ごとになっているので、それぞれ確認すること。

Campusmate（キャンパスメイト）

事務局から学生に伝達する事項はポータルサイト「Campusmate（キャンパスメイト）」で連絡する。一日一回は必ず確認すること。

なお、確認を行わなかったことによる不利益は自己責任となる。

〈<https://portal.tohoku-mpu.ac.jp/campusweb/top.do>〉

大学公式メール

大学の公式メールアドレスを、学生一人ひとりに付与する。

〈学籍番号@is.tohoku-mpu.ac.jp〉

教員や事務局から講義、試験、緊急連絡等の情報を送信するので、一日一回は確認を行うこと。

なお、確認を行わなかったことによる不利益は自己責任となる。

5. 学生用ロッカー

1. 学生には個人用ロッカーを指定し貸与する。
2. 貸与期間は、在学する期間とする。
3. ロッカーの管理は自己責任とする。衛生的に使用すること。
4. 設置場所は教育研究棟地下1階ロッカースペース、同4階・5階、講義棟3階とする。
5. 使用時間は授業日の午前8時30分から午後9時までとする。
6. ロッカーの破損などの事項が生じた場合は学生課に速やかに届け、修繕の時、実費を負担すること。
7. 暗証番号は、月に1回はかならず変更し、人に教えたり、見せたりしないこと。
8. 紛失、盗難については責任を負えないため、貴重品は入れないこと。また、使用中は常に施錠すること。
9. ロッカーは、卒業、退学または学生課より指示のある時は大学に返還すること。

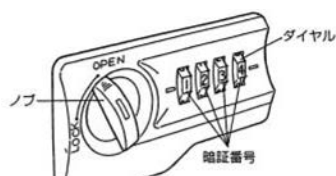
ロッカーの使い方

1. 扉の施錠（閉め方）

操作部のダイヤル数字で4桁の任意の暗証番号が設定できます。ノブを「LOCK」位置に回すと、表示窓の数字が暗証番号として設定されます。

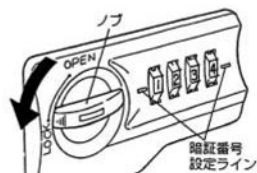
- ①ノブが「OPEN」位置になっていることを確認して、任意の暗証番号（4桁）を、ダイヤルを回して表示窓に出してください。

（例）暗証番号を1234にセット

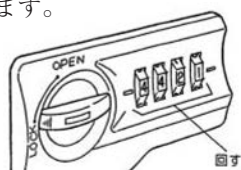


- ②扉を閉めて、ノブを「LOCK」位置に回してください。

※ノブが回らないときは、ダイヤル数字を合わせた位置がズレています。暗証番号設定ラインに数字をそろえてください。



- ③ダイヤルを回して、4桁それぞれを暗証番号以外の数字にかならず設定してください。これで扉は施錠されます。



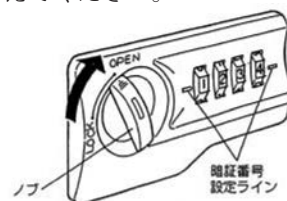
2. 扉の解錠（開け方）

- ①ダイヤルを回して暗証番号の数字を、表示窓に出してください。



- ②ノブを「OPEN」位置に回してください。

※ノブが回らないときは、ダイヤル数字を合わせた位置がズレています。暗証番号設定ラインに数字をそろえてください。



- ③扉を開けてください。

※そのままの状態（ダイヤル数字をさわらない）で、扉を閉めて、ノブを「LOCK」に回すと、同じ暗証番号が設定されます。

6. 学割証

学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

学割証は学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度である。乗車区間が片道100kmを超える場合に利用でき、割引率は普通乗車券の2割引である。

学割証の申込・発行

備え付けの「証明書・申請書自動発行機」（P35～37参照）で即時発行できる。

有効期限……発行日より3ヶ月間

発行枚数……1回2枚以内、年間10枚を越えた場合は学生課へ申請すること

7. 通学定期

通学定期券の購入

通学定期券は、原則として現住所から大学までの最短区間を通学することを目的として発売される。通学定期券の購入には学生課で発行する通学証明書が必要となる。

JR、宮城交通、仙台市営バス・地下鉄共通

新規…学生課に申し出て、「通学証明書」に必要事項を記入し、証明書の発行を受け、学生証を持参のうえ、最寄りの定期券発売所にて購入すること。

継続…学生証と利用中の定期券を持参のうえ、最寄りの定期券発売所にて購入すること。

ただし、交通機関によっては通学証明書が必要となる場合があるため、利用する交通機関へ各自で問い合わせること。

8. 実習用通学定期

学外実務実習を行う場合の（通学）証明書の申込

特別の申請が必要なため期日までに学生課へ申し出ること。詳細は実務実習説明会で説明する。

9. 各種証明書の申請

証明書自動発行機

各種証明書および各種の申請は、備え付けの「証明書自動発行機」で発行する。パスワードの変更および証明書、申請書発行の手順は下記に従うこと。なお、パスワードの初期値は生年月日の下4桁になっているので、必ずパスワードの変更を行うこと。



証明書自動発行機（利用者画面遷移）

下記は証明書自動発行機の標準的な画面遷移です。

1 トップ画面

学生証をリーダーにタッチし、認証操作を行います。

以下の場合、画面右下のボタンを選択してください。

- ・学生証を紛失した学生 → 「学生証再発行」
- ・卒業生（または研究生など） → 「卒業生／学外生」



2 パスワード入力

パスワード認証を行います。

パスワードを変更する場合は、

「パスワードを変更」ボタンを選択します。

※パスワード変更の手順は「その他の画面」を参照

※初期パスワードは生年月日の月日4桁です。



3 証明書・申請書選択

証明書や学割証、申請書などを選択します。

種類ごとにタブでまとまっていますので、横に移動して目的の証明書を探すことができます。また、「名前で選ぶ」「番号で選ぶ」機能では、より早く、確実に希望する証明書を見つけることができるようになっています。



4 部数選択

必要な部数を選択します。

発行可能な上限部数以下の枚数が選択できます。



5 学割証使用目的選択

学割証を発行する際は、部数分の使用目的を選択します。

目的のボタンを押すとボタン上に選択部数が表示されます。



証明書自動発行機（利用者画面遷移）

6 選択内容確認

選択した証明書の種類、部数を確認します。
誤った場合は画面を戻って修正することが可能です。



7 支払い方法選択

希望する支払い方法を選択します。
※支払方法が1種類の場合には表示されません。



8 手数料入金

決済をおこないます。
電子マネーの場合は電子決済用リーダーにカードまたは端末をタッチします。
QRコード決済の場合は画面に表示されたQRコードをスマホのアプリでスキャンして決済を行います。
決済が完了してから印刷が開始します。



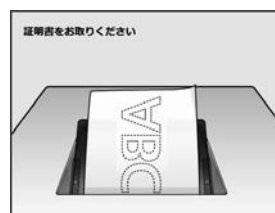
9 印刷中

証明書の印刷進行状況を確認できます。



10 印刷完了

画面と音声で案内を続けます。
(タイムアウト設定時間まで)



証明書自動発行機（パスワード変更方法）

- 1 パスワード変更画面（現在のパスワードの入力）
パスワード入力画面で「パスワードを変更」ボタンを選択後、まず現在のパスワードを入力してください。

- 2 パスワード変更画面（新しいパスワードの入力）
次に新しく設定するパスワードを入力してください。

- 3 パスワード変更画面（パスワードの確認）
新しいパスワードを再度入力してください。
一致しない場合はパスワードを変更できません。

- 4 パスワード変更画面（変更完了）
「パスワードの変更処理を完了しました」と表示されましたら終了です。
新しいパスワードを利用して認証してください。

手数料一覧

	種 別	担当窓口	手数料(円)	発 行 日	備 考
学部	在 学 証 明 書	学生課	100	即時	自動発行機にて発行
	成 績 証 明 書	教務課	100	即時	自動発行機にて発行
	卒 業 証 明 書	教務課	100	2 日後	
	卒 業 見 込 証 明 書	教務課	100	即時	自動発行機にて発行（最終学年のみ発行可）
	単 位 取 得 証 明 書	教務課	100	2 日後	
	調 査 書	教務課	100	2 日後	
	科 目 等 履 修 生 証 明 書	教務課	100	2 日後	
	科目等履修生単位認定証明書	教務課	100	2 日後	
	研 究 生 在 籍 証 明 書	教務課	100	2 日後	
	研 究 生 研 究 事 項 証 明 書	教務課	100	2 日後	
	在 籍 期 間 証 明 書	教務課	100	2 日後	
	国試対策受講生在籍期間証明書	教務課	100	2 日後	
	学 位 授 与 証 明 書	教務課	100	2 日後	
	学 生 証 再 交 付	学生課	2,000	1 週間程度	学生課窓口にて発行
	通 学 証 明 書	学生課	無料	即時	学生課窓口にて発行
	学 割 証	学生課	無料	即時	自動発行機にて発行
	在 学 証 明 書 (英 文)	学生課	500	1 週間程度	学生課窓口にて発行
	成 績 証 明 書 (英 文)	教務課	500	1 週間程度	
	卒 業 証 明 書 (英 文)	教務課	500	1 週間程度	
	卒業見込証明書(英文)	教務課	500	1 週間程度	
	単位取得証明書(英文)	教務課	500	1 週間程度	
	国 試 関 係 手 数 料	教務課	500		国試関係書類提出と同時納入
	再 試 験 料	教務課	2,000	即時	1 科目につき2,000円、自動発行機にて発行
	追 試 験 料	教務課	無料		追試験受験願の理由を付した証明書類と同時提出、教務課にて追試験受験票の発行を受ける
	O S C E 再 試 験 料	教務課	12,000	即時	自動発行機にて発行
	C B T 再 試 験 料	教務課	12,000	即時	自動発行機にて発行
	健 康 診 断 証 明 書	保健管理センター	300		自動発行機にて発行
	大 学 推 薦 書	キャリア支援課	無料		大学推薦枠の求人の場合、薬学部キャリア支援センターにて面談後、合格者に発行
	教 授 推 薦 書	キャリア支援課	無料	1 週間程度	求人側から提出を求められた場合
大学院	在 学 証 明 書	学生課	100	即時	自動発行機にて発行
	成 績 証 明 書	教務課	100	2 日後	
	修 了 証 明 書	教務課	100	2 日後	
	修 了 見 込 証 明 書	教務課	100	即時	自動発行機にて発行（最終学年のみ発行可）
	単 位 取 得 証 明 書	教務課	100	2 日後	
	科 目 等 履 修 生 証 明 書	教務課	100	2 日後	
	科目等履修生単位認定証明書	教務課	100	2 日後	
	大学院研究員在籍証明書	教務課	100	2 日後	
	大学院研究員研究事項証明書	教務課	100	2 日後	
	大 学 院 在 籍 期 間 証 明 書	教務課	100	2 日後	
	学 位 授 与 証 明 書	教務課	100	2 日後	
	学位授与証明書(英文)	教務課	500	1 週間程度	
	学 生 証 再 交 付	学生課	2,000	翌日	学生課窓口にて発行
	通 学 証 明 書	学生課	無料	即時	学生課窓口にて発行
	学生旅客運賃割引証	学生課	無料	即時	自動発行機にて発行
	在 学 証 明 書 (英 文)	学生課	500	1 週間程度	学生課窓口にて発行
	成 績 証 明 書 (英 文)	教務課	500	1 週間程度	
	修 了 証 明 書 (英 文)	教務課	500	1 週間程度	
	修了見込証明書(英文)	教務課	500	1 週間程度	
	単位取得証明書(英文)	教務課	500	1 週間程度	
	健 康 診 断 証 明 書	保健管理センター	300		自動発行機にて発行
	大 学 推 薦 書	キャリア支援課	無料		大学推薦枠の求人の場合、薬学部キャリア支援センターにて面談後、合格者に発行
	教 授 推 薦 書	キャリア支援課	無料	1 週間程度	求人側から提出を求められた場合

1. 事務局窓口事務取扱時間

月曜日～金曜日：8時30分から17時15分まで（昼休み11時50分から12時50分まで）

2. 証明書等の発行は、自動発行機他、窓口で発行する。

窓口発行については、自動発行機に必要な金額を納付後、「証明書・申請書申込書」により窓口申請すること。

10. 各種届出書

(1) 休学・復学・退学・復籍・欠席・届出等

休学、復学、退学、復籍、欠席等の場合には、学則に従い所定の手続が必要となる。

休 学

学則第25条に基づき休学しようとする学生は、組担任に相談の上、「休学願」を教務課に提出しなければならない。休学願は審議の上許可されるので、正当な理由のない場合は許可されない。疾病のため休学しようとする場合には診断書を添付する必要がある。

休学期間は在学年数に算入されないので十分に注意すること。休学期間が学期の全期間にわたる場合は、その学期^{*}の授業料、施設設備費、教育充実費は免除する。ただし、在籍料を納入しなければならない。

(^{*}学期…1学期：4月1日～9月30日、2学期：10月1日～3月31日)

復 学

学則第26条に基づき、休学していた学生が復学しようとする時には、「復学願」を提出し許可を受けなければならない。疾病のため休学した場合には、完治したことを示す診断書を添えなければならない。

なお、復学の時期は、学期の始めとなる。

退 学

学則第27条に基づき、退学しようとする者は、組担任に相談の上、「退学願」を教務課に提出しなければならない。退学願は休学願同様審議の上許可される。

復 籍

学則第28条第1項第4号で除籍された学生が、除籍日を含めて14日以内に授業料等の未納金を納入し「復籍願」を提出した場合には、教授会の議を得て復籍を許可することがある。

欠 席

疾病や公共交通機関の不通等特別の事由で授業、実習等を欠席した場合には、その証明となる書類を添えて「欠席届」を科目担当者へ提出しなければならない。

(2) 学生調査票、個人情報変更届等

次の届書は学生課で取り扱う。

学生調査票

入学後速やかに学生及び保証人の現住所や電話番号等を届け出るものとする。

個人情報変更届

入学手続時及び入学後に届け出た下記情報に変更があった場合、速やかに届け出ること。

- ・学生本人の現住所・電話番号・姓・名・本籍地
- ・保証人の現住所・電話番号・姓・名・人物
- ・学費請求先の現住所・電話番号・姓・名・人物

(3) 課外活動に関する届出等

次の届書は学生課で取り扱う。

課外活動団体組織願

学生が団体を組織する場合、速やかに届け出ること。

課外活動届

学生が学内外において課外活動する場合、速やかに届け出ること。

ただし、大学に登録されている課外活動団体が平常借用している場所で借用目的の範囲内で活動する場合は、届出は不要。

公式試合報告書

公式大会出場の場合、大会終了後に速やかに届け出ること。

外部指導者等招聘願

団体が学外から団体指導者、講演者等を招聘しようとする場合、その期日の2か月前までに速やかに届け出ること。

販売願

下記に該当する場合、速やかに届け出ること。

- ・学外で本学に関係ある名称を使用して各種の催物を開くとき
- ・他の主催する催物に参加するとき
- ・一般を対象として金銭の収受を伴う行為をするとき

(4) その他届出等

次の届書は学生課で取り扱う。

- ・事故等報告書
 - ・海外渡航届
 - ・東北医科薬科大学ロゴタイプ及びロゴマークの使用に関する誓約書
- ※ロゴマーク等を使用したい場合は、学生課へ事前に相談すること。

11. 課外活動

大学教育の目的は、広範な専門的知識と技能を修得し、人間形成を進めることである。しかし、正課の教育だけではそれを必ずしも達成できるわけではない。特に徳育や体育の面に関しては、課外活動がそれを補い、学生の人間形成において大きな役割を果たしている。

課外活動は学生の自主的な活動であり、学術、文化、スポーツなどの分野に参加することを通じて、学生は人間性を育むことを目的としている。本学には40以上の団体があり、学術、文化、スポーツの各分野で活動が行われている。新入生は課外活動の意義を十分に考え、有意義な学生生活を送るために積極的に参加することが望まれる。

本学の課外活動

本学では、『学生会』が主体となり課外活動を行っており、その運営においてはクラブ顧問が指導・助言を行っている。課外活動団体一覧や活動ルール等はMoodle（「学生生活関係」カテゴリ）にて周知する。

<https://moodle2.tohoku-mpu.ac.jp/moodle/login/index.php>



留意事項

学生生活を有意義なものにするため、どの課外活動に参加するかについては、学業とのバランスを考え、自身で判断すること。

禁止事項

課外活動は大学教育の一部であり、政治的、宗教的活動の拠点として利用したり、他の学生にそれを強制したりすることは許されない。また、大学の自治や学問の自由を妨げたり、大学の名誉を損なうような行為は厳禁である。

12. 海外渡航時の危機管理

学生生活に関する規程第8条に基づき、研究発表や学会発表等、教育の一環として海外へ渡航する場合は、事前に「海外渡航届」を学生課に届け出ること。

また、危機管理の徹底を図るため、海外渡航をする場合は、以下の準備を行うこと。

文部科学省：「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」より抜粋

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1384531.htm



【手続き】

1. 外務省海外旅行登録（たびレジ）への登録

外務省が実施している「渡航登録サービス（たびレジ）」への登録を強く推奨する。登録後、渡航先の最新防犯情報や注意事項がメールで提供される。また、現地で大きな事件や事故、災害が起こった場合には、登録された連絡先を基に日本国大使館などから緊急連絡が行われる。

・たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>



2. 保険への加入

海外で病気やケガをした場合、治療費が高額になるおそれがある。十分な補償内容の海外旅行傷害保険等への加入を強く推奨する。なお、加入した保険の補償内容については、必ず保護者に共有すること。

3. 渡航先の総領事館（在外公館）の連絡先確認

海外で事件・事故等に巻き込まれた（特に生命・身体が危険にさらされるような事態に巻き込まれた）場合には、まずは現地の在外公館に援護等を依頼することが重要である。そのため、渡航先の在外公館の連絡先を事前に確認しておく必要がある。ただし、在外公館の体制や権限等の制約もあるので、あらかじめ在外公館がどのようなサービスを提供しているのか、情報を確認しておくこと。

・外務省「在外公館リスト」：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>

【危機管理について】

1. 「自分の身は自分で守る」

渡航するにあたり、「自分の身は自分で守る」、すなわち自己責任という意識を常にもって行動すること。日本にいる時と意識を切り替えて事故・事件を未然に防ぐこと。

2. 情報収集の徹底

海外には治安情勢が極度に悪化していることなどの理由から、渡航を避けるべき国や地域がある。渡航先の決定や渡航中の旅行等の計画を立てる際に、渡航先の危険情報を十分に把握した上で、危機事象を回避することが求められる。参考までに外務省の海外安全ホームページを以下に記載する。この情報以外も各自で確認すること。

・海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp>

・大使館・総領事館のできること：https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_02.html

3. 渡航中の連絡先について

渡航中に何かあった際、大学に連絡が来ることも想定されるため、大学に登録されている連絡先および保証人の連絡先に変更等ないか確認すること。

4. 渡航継続の判断基準について

外務省危険情報、外務省感染症危険情報及び安全対策等を目安に、自身の安全を最優先に渡航可否を自己判断すること。判断基準の参考として海外安全ホームページ「国・地域別情報」に掲載されている危険レベルを確認すること。

13. 授業料及びその他の納付金の納入

授業料及びその他の納付金は、所定の期日までに納入しなければならない。納付金は第1期（前期）と第2期（後期）に分けて納入することになっている。期日までに納入しない場合は、学則（第28条）により除籍となるので、十分に注意すること。

1. 納入期限

第1期（前期）	5月31日
第2期（後期）	11月30日

新入生の施設設備費（初年度分）は、入学時に納付済みである。次年度より納入すること。

2. 納入方法

納付にあたっては、必ず送付された振込依頼書を使用し、金融機関窓口で振込みすること。大学窓口での納付金の納入は取り扱わない。

振込用紙は、第1期（前期）分は5月上旬、第2期（後期）分は10月上旬までに保証人（保護者等）宛に送付する。

振込用紙が届かない場合または紛失した場合は、大学事務局に連絡し、再発行を受けること。

※振込みの際、本人確認書類の提示を求められることがある。

詳細については、全国銀行協会のホームページを参照のこと。

全国銀行協会ホームページ <https://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-f/7483/>

3. 延納・分納

やむを得ない事情により期限内に納入できない場合、あるいは期限まで全額納入ができない場合は、延納・分納制度を利用することが出来る。この制度を利用する場合は、大学のホームページより様式を印刷の上必要事項を記入し納入期限前に願出すること。

(1) 延納

延納の納入期限は、所定の納入期限より3ヶ月以内とする。

ただし、最終学年の第2期（後期）分は、12月15日までとする。

(2) 分納

納入回数は3回までとし、分納の最終回納入期限は、所定の納入期限より3ヶ月以内とする。

ただし、最終学年の第2期（後期）分最終回納入期限は、12月15日までとする。

4. 休学者

休学期間が学期の全期間にわたる場合はその学期の授業料・施設設備費は免除する。ただし別表に定める在籍料を納入しなければならない。

5. 私費外国人留学生

納付金は、規程に基づき、願い出により全額または一部を減免することがある。

薬学部納付金一覧（2025年度）

（単位：円）

	新 入 学 生	編 入 学 生	委託研究生	科目等履修生	研 究 生
入学検定料	35,000 ※(17,000)	35,000	—	—	—
入 学 金	(薬学科) 400,000 (生命薬科学科) 350,000	(薬学科) 400,000 (生命薬科学科) 350,000	10,000	10,000	10,000
施設設備費	(薬学科) 525,000 (生命薬科学科) 350,000	(薬学科) 525,000 (生命薬科学科) 350,000	—	—	—
授 業 料	(薬学科) 1,300,000 (生命薬科学科) 1,080,000	(薬学科) 1,300,000 (生命薬科学科) 1,080,000	月額 99,000	1単位当 20,000	1,188,000 月額(99,000)

※は大学入学共通テスト利用選抜受験者の検定料

在籍料

	金 額
休学者の在籍料	180,000（半期）

大学院納付金一覧（2025年度）

	医学研究科 医学専攻博士課程	薬学研究科 薬科学専攻博士課程 前期課程	薬学研究科 薬科学専攻博士課程 後期課程	薬学研究科 薬学専攻博士課程	科目等履修生	研究員
入学検定料	35,000円	35,000円	35,000円	35,000円		
入 学 金	200,000円	200,000円 (100,000円)	200,000円 (100,000円)	200,000円 (100,000円)	10,000円	200,000円 (100,000円)
授 業 料	400,000円	400,000円 (200,000円)	400,000円 (200,000円)	400,000円 (200,000円)	1 単位当 20,000円	830,000円
休学者在籍料	60,000円 (半期)	60,000円 (半期)	60,000円 (半期)	60,000円 (半期)		

※備考

- 1 入学金についての（ ）内は、本学卒業者の納付額とする。ただし、薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程、薬学研究科薬学専攻博士課程及び大学院研究員の入学金については、薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程修了者は免除する。
- 2 授業料の（ ）内は、本学職員が社会人入学したときの納付額とする。ただし、減免申請があった場合に限る。

14. 保険制度

本学においては、下記のAとBの保険について全員加入を原則としており、入学手続き時に加入するものとする。尚、Cについては任意加入である。保険の要点は下記のとおりであるが、詳細については入学後に配付された各保険の「しおり」を熟読し、不明な点は学生課に問い合わせること。

また、怪我や事故により保険金請求手続きを行う場合は学生課へ相談すること。

A. 学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）【全員加入】

本学の教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われる。

なお、教育研究活動には、正課中（講義、実験、実技による授業等）、学校行事中、キャンパスにいる間、課外活動中、通学中を指す。

【例】※通院日数による条件あり

- ・実習中、試薬が手につき炎症を起こしたため、皮膚科を受診。
- ・大学へ通学中、走行してくる自転車を避けようとして転倒。左足首を捻挫。
- ・バスケットボール部の試合中、対戦相手と接触し転倒した際に右腕を骨折。

B. 学生教育研究賠償責任保険（略称：学研賠）【全員加入】

正課、学校行事、課外活動またはその往復において、他人に怪我を負わせた場合や他人の財物を損壊した場合等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について、保険金が支払われる。

【例】

- ・実習先で機器の操作を誤り、機器を壊してしまった。
- ・授業を受けるために自転車で通学中、歩行者とぶつかって、歩行者に怪我を負わせてしまった。

C. 学研災付帯学生生活総合保険（略称：付帯学総）【任意加入】

学内における事故に限らず、私生活を含む24時間の怪我や病気、賠償事故などを補償する保険である。加入を希望する場合は、大学ホームページから手続きすること。

【例】

- ・怪我や病気で入院または通院した。（治療費用保険金）
- ・学生が怪我で入院することとなったため、保護者が駆け付けた。（救済者費用）
- ・一人暮らしのアパートで水漏れがあり、部屋に損傷を与えた。（借家人賠償責任補償）

15. 奨学金

奨学金に関する相談・照会並びに出願（申込）手続きは学生課で取り扱う。

奨学金の募集や各種手続きに関する連絡はホームページ・Campusmate（キャンパスメイト）・大学公式メール等で行う。

なお、本学で取り扱っている奨学金の案内はホームページに掲載している。

https://www.tohoku-mpu.ac.jp/admission/ad_scholarship/



東北医科薬科大学創設者高柳義一奨学金

※2025年度まで

人物・学業とも健全かつ優秀で、修学上経済的に困難な人に対し、奨学援助を行い将来社会に有用な人材を育成することを目的として、昭和62年に設立された本学の奨学金制度である。選考は、人物・学力・健康・家計等を考慮して行われる。

1. 貸与月額（無利子貸与）

（1）薬学部

64,000円

（2）薬学研究科

①〈薬科学専攻〉博士前期課程 90,000円

②〈薬科学専攻〉博士後期課程 124,000円

③〈薬学専攻〉博士課程 124,000円

2. 貸与期間

学則に定める最短修業年限

3. 採用者数

薬学部、薬学研究科 合計20名程度

4. 募集時期

春（4月）に1回のみ募集。ただし、大学院予約採用募集（入学予定者が対象）については前年11月頃に行う。

5. その他

返還等その他詳細については申込案内資料に記載する。

独立行政法人日本学生支援機構 貸与奨学金

日本学生支援機構は、優れた学生生徒で経済的に修学が困難な人に学資の貸与を行うこと等により、国家および社会に有為な人材を育成するとともに、教育の機会均等を図ることを目的とする独立行政法人である。

奨学金希望者は、日本学生支援機構によって定められた基準に沿って選考が行われ、採否が決定される。

高等教育の修学支援新制度

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対し、「授業料等減免」と日本学生支援機構「給付型奨学金」の支援を行う制度である。

支援希望者は、日本学生支援機構および文部科学省によって定められた基準に沿って選考が行われ、採否が決定される。

地方公共団体および民間育英団体奨学金

これらの奨学金は、出願資格や選考基準が異なり、大学を通して募集するものと、地方公共団体等が直接募集するものがある。大学を通して募集するものは、その都度ホームページで知らせる。

※出身の都道府県・市区町村に直接問い合わせることも必要である。

なお、主たる家計支持者の失職・死亡または災害等により家計が急変した人は、募集時期にかかわらず、学生課へ相談すること。

16. 地域支援制度（宮城県・秋田県）東北医科薬科大学修学資金

本制度は、地域医療を支える薬剤師の養成を目的として、対象の薬学科生に修学資金を貸与し、卒業後に指定された宮城県内、秋田県内の医療機関に薬剤師として一定期間従事することで、貸与金額の全額を返還免除とする制度である。

1. 修学資金（宮城県枠）

（1）対象者

本学への出願時に地域支援制度（宮城県）を希望し、採用された者

（2）対象人数

4名

（3）貸与金額

月額100,000円（年額1,200,000円、総額7,200,000円）

内訳）宮城県の修学資金：月額50,000円（年額600,000円、総額3,600,000円）

本学の修学資金：月額50,000円（年額600,000円、総額3,600,000円）

※本学と宮城県がそれぞれで修学資金を貸与。

※本制度は貸与型・有利子。

（4）貸与期間

大学1年4月～大学6年3月

※学籍異動等が生じた場合、休・停止となる。

（5）返還免除

以下①～③の条件を満たす者は、修学資金の返還を全額免除となる。

①	卒業後薬剤師として、指定された宮城県内の医療機関（指定医療機関）に9年間（貸与期間の1.5倍）従事すること＜薬剤師国家試験は大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して2年以内に合格する事＞
②	そのうちの半分以上（4.5年間）は、宮城県内の薬剤師が不足している地域の医療機関に従事すること
③	宮城県が策定したキャリア形成プログラムを満了すること

2. 修学資金（秋田県枠）

（1）対象者

本学への出願時に地域支援制度（秋田県）を希望し、採用された者

（2）対象人数

2名

（3）貸与金額

月額100,000円（年額1,200,000円、総額7,200,000円）

※秋田県が修学資金を貸与。

※本制度は貸与型・有利子。

(4) 貸与期間

大学1年4月～大学6年3月

※学籍異動等が生じた場合、休・停止となる。

(5) 返還免除

卒業後薬剤師として、指定された秋田県内の医療機関（JA 秋田厚生連が運営するいずれかの病院）に6年間従事すること＜薬剤師国家試験は大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年以内に合格する事＞

※本学で取り扱っている奨学金の案内はホームページに掲載している。

https://www.tohoku-mpu.ac.jp/admission/ad_scholarship/



17. 学生相談室

学生相談室は、学生生活を送る上で遭遇する様々な事柄について、相談員と一緒に話し合い相談できる場所である。人生の主人公であるあなた自身が相談員との対話を通じて、自分自身を深く見つめ、問題や悩みを、あなた自身の力で解決したり、自分らしい生き方を見出したりしていくために、相談員はあなたたちに寄り添い伴走する。

【 時 間 】

小松島キャンパス：原則、毎週月曜日の16時から18時まで（1人30分以内）

福 室キャンパス：原則、毎週月曜日の17時半から18時半まで（1人30分以内）

【 場 所 】

小松島キャンパス：中央棟1階 相談室

福 室キャンパス：第1教育研究棟1階 学生相談室

【申込方法】

1. 相談は予約制である。

2. 各相談室前にある申し込み用紙に必要事項を記入し、相談受付ボックスに投函すること。なお、メール申込やWeb申込も可能であるので、学生相談室だよりや大学ホームページを確認すること。

あなた方のプライバシーは絶対に守ります。

〈例えばこんな時に来てください〉

○友人・異性あるいは家族との関係で悩んでいる

○不安で気分がすぐれない

○何もやる気がしない

○サークルのことで困っている

○進路のことで困っている

○これからどのように生きていくのか迷っている

○自分の性格が好きになれない

○学習法がよくわからない

○先生とどう話していいのかわからない

○悪質商法の断り方がわからない

○ハラスメントで困っている

○その他

18. 支援室（障がい等による修学上の配慮）

障がいや疾患のある学生が、その種別や程度にかかわらず、他の学生と等しく教育を受けることができ、かつ主体的な学生生活を送れるよう、支援室と学内各部署が連携しサポートにあたっている。障がい等により授業や学生生活で困り事があれば、面談や申請書類の提出等を踏まえ、支援・配慮を検討するため、下記窓口にご相談すること。

※内容により、配慮申請から支援開始までに1～2か月程度の期間を要する場合がある。シラバス等を確認し、何らかの困難が想定される場合は早めに相談すること。

【支援室 窓口】

小松島キャンパス：学務部学生課

福 室キャンパス：医学部事務部教務課

19. 保健管理センター

保健管理センターは学生および教職員の健康の保持・増進を図ることを目的として、各種の健康診断、応急処置、健康相談、カウンセリングなどを行っている。

1) 保健管理センターの利用

利用の際は直接来室してください。電話での相談もお受けします。

	小松島キャンパス (直通電話 022-727-0054)	福室キャンパス (直通電話 022-290-8865)
体調不良やケガなどによる 急病・応急処置 心身の不調に関する相談・相談予約	平日 8:30～17:00 *看護師が常駐しています	
学医による相談	平日	(要予約)
臨床心理士および公認心理師による相談	平日	(要予約)

*職員不在時は 学務部学生課（小松島キャンパス）、医学部事務部教務課（福室キャンパス）へ問い合わせください

2) 定期健康診断

学校保健安全法に基づき、健康上の問題の発見並びに健康の保持増進を目的として、年1回実施している。定期健康診断の未検者については、大学指定の医療機関で、指定期間内に受検をお願いしている。指定期日を過ぎたり、指定以外の医療機関での受検は自己負担となる。

3) 健康診断証明書

就職等に必要健康診断証明書は自動発行機で発行する。定期健康診断を受けていない場合や精密検査を受けていない場合、所定の様式が指定されている場合には発行ができない。自動発行機で発行されないときには保健管理センターへ問い合わせること。（年度末で更新になるので各自注意するように）

4) 応急処置

キャンパス内における軽いけがや頭痛、腹痛等に対して、応急処置や一時的に休養ができる。なお、当センターは診療所としての機能がないため診療行為はできない。常備薬については各自携帯すること。体調の急変時や重篤な場合などは、救急車等により、専門の医療機関に搬送することになる。

5) 相談

心身の不調で、不安なことや気になることがあり、困っている場合には看護師、学医、臨床心理士および公認心理師による相談が受けられる（自己負担なし）。相談を希望する場合は予約制になっているため、各キャンパスの保健管理センターで申し込みをすること。安心して相談ができるように、秘密は厳守する。

6) その他

- ・体調が悪い時は早めに医療機関を受診すること。
- ・夜間・休日やキャンパス外での体調不良時には、ご自身で対応していただく必要がある。
- ・お住いの近くの医療機関の連絡先を調べて、携帯電話に登録しておくことを推奨する。

20. 遺失拾得物

毎年、相当数量の引き取り手のない教科書、ノートおよび金品等の拾得物がある。万一遺失をした場合は必ず学生課に尋ねること。

拾得物は学生課備付のロッカーに収納し閲覧できるようになっている。

なお、金品、貴重品類の場合は学生課に尋ねること。

遺失物は本人の自覚次第で防ぐことができる。教科書、ノート等には必ず名前を書いておくようにすること。

※学生課に届いた拾得物は、原則、3カ月間保管する。

21. 自動車通学の禁止及び自転車・バイク通学の留意事項

学生の学内への自動車の乗り入れ及び駐車は安全のため厳禁とする。

また、公道等への放置や商業施設等への無断駐車も本学近隣に対して非常に迷惑となるので、決して行わないこと。

二輪車については所定の駐輪場に整然と駐輪し、二重ロックをする等盗難防止に努めること。

○小松島公園での自転車走行について

小松島公園内での自転車走行は仙台市により禁止されている。公園内の走行は、他の公園利用者（幼児等）に危害を及ぼすことがある。公園内を自転車で通行する場合は、降りて通行すること。遊具のある砂場エリアだけではなく、池周辺の遊歩道も公園敷地内のため、走行は禁止である。

22. 喫煙・飲酒・違法薬物

○喫煙について

本学では平成19年4月1日から敷地内全面禁煙

20歳未満の喫煙は法律で禁止されている。また、平成15年5月に「健康増進法」が施行され、受動喫煙（他人

のタバコの煙を吸わされること)などの防止に努めることが、学校などに求められることになった。また、本学は医療人を育成する場であり、健康管理に関して、率先して指導する立場に立つ社会人を育てる環境を整備する必要があり、平成19年4月1日より本学敷地内全面禁煙とすることになった。なお、敷地外で喫煙するときは、灰皿を携帯するなどマナーをよく守るようにすること。

○小松島公園周辺での喫煙について

小松島公園周辺での喫煙行為により、高校生や近隣住民の皆様へご迷惑をおかけしている状況である。喫煙は自分の健康だけではなく、受動喫煙によって「非喫煙者」の方の健康被害（ガンや喘息などの呼吸器疾患）や「不快感」、「ストレス」等を与えることが指摘されている。小松島公園は小さな子どもをはじめ、高校生や一般の方々が利用する公共施設であるため、本学としては以下の対策を実施する。

学生諸君の協力を切に希望する。

- ・ 対処内容：禁煙時間を設ける
- ・ 禁煙時間：7：30～9：00、14：00～17：00
- ・ 禁煙範囲：本学正門前、小松島公園周辺（詳細な場所は掲示板で確認すること）

※禁煙相談窓口

禁煙したいが、なかなかできない学生の禁煙の方法についてサポートする。

場所……保健管理センター

○福室キャンパス周辺での喫煙及びマナーの遵守について

福室キャンパスにおいては、敷地内に附属病院があり周辺地域での受動喫煙の防止についても、厳に努めなければならない。周辺地域においては、通院する患者さんや地域住民の皆様へご迷惑をおかけすることのないよう、マナーを守って行動すること。学生の皆さんには、大学を取り巻く地域社会の一員として自覚を持ち、本学学生としてふさわしい良識ある行動を期待する。

○飲酒について

20歳未満の飲酒は、法律で禁止されている。懇談会等でも20歳未満の学生は絶対に飲酒しないこと。

また20歳を過ぎても懇談会等で行うイッキ飲みは大変危険である。

イッキ飲みで急性アルコール中毒になって命を失う場合もあり、犯罪に発展する可能性のある危険な行為である。飲ませた側に対する刑事告訴や民事訴訟が起きている。

また、学内での飲酒は禁止である。

☆ 死の危険のあるイッキ飲みは絶対にやめましょう。

☆ お酒の強要はやめましょう。

☆ お酒の飲めない者は、はっきりと断りましょう。

○違法薬物（大麻も含む）について

最近、学生の大麻乱用、売買事件が相次いで報道されているが、大麻を含む違法薬物の乱用は深刻な社会問題となっている。依存症のある薬物の乱用は個人の健康を著しく傷つけるばかりでなく、社会全体にも深刻な影響を与える。大麻は、大麻取締法で乱用が規制されており、所持しているだけでも懲役となる。また、薬剤師法では第5条2項、医師法では第4条2項で麻薬、大麻又はあへんの中毒者には免許を与えないと定められている。このように、大きな危険性を含んだ違法薬物には絶対に関わらないよう努めること。

23. トラブル・犯罪に巻き込まれないために

○闇バイトについて

学生を含む若者が、SNS等の利用を通じて「闇バイト」に応募し、強盗・特殊詐欺等の犯罪に加担して逮捕されるという事案が報道されている。

短時間で高収入が得られるなどの好条件をうたったアルバイト情報等には十分注意すること。

○SNSトラブルについて

SNSは情報発信、コミュニケーションツールとしては便利だが、配慮の足りない投稿、不適切な投稿から大きなトラブルに発展する場合がある。トラブルを起こさない、巻き込まれないためにも SNS 利用の際は十分注意すること。

○マルチ商法、カルト団体について

友好的な態度を装い、投資勧誘、セミナー、勉強会などの勧誘を通じ、個人情報を取得しようとしたり、高額な商品売りつけるような被害が報告されている。SNSを通じての勧誘も増えているので、不審な勧誘や強引な勧誘は毅然とした態度で断り、個人情報は絶対に教えないこと。

24. 学生の懲戒

犯罪や不正行為を行った場合は、学生といえども一般社会人と同様に法的な処分の対象となる。大学ではそれとは別に教育的指導の観点から、学生が学則、その他の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為を行った場合には、以下のとおり懲戒処分を行うことがある。

懲戒の対象とする行為

- (1) 犯罪行為
- (2) 重大な交通事故（加害者の場合に限る）及び交通法規違反行為
- (3) 人権侵害行為又はハラスメント行為
- (4) 情報倫理を逸脱し大学又は第三者の正当な利益を侵害する行為
- (5) 試験等における不正行為
- (6) 学生の学習、研究活動及び教職員の業務等を妨害する行為
- (7) 上記の他、大学の秩序を乱し、学生としての本分に反した行為

※対象行為の詳細及び該当する懲戒処分の種類は、別表（P123）を参照。

懲戒処分の種類

- (1) 訓戒：文書にて厳重な注意を与える。
- (2) 謹慎：一定期間、登校を停止し、自宅での謹慎を命じる。
- (3) 停学：一定期間、学生としての身分を停止する。
- (4) 退学：学生としての身分を剥奪するものとし、再入学は認めない。

25. 危機管理

地震や火災などの災害は、いつ、どこで起こるかわからない。冷静な行動で対処するために日頃から心の準備が必要である。

学内での避難場所はグラウンド、第1駐車場、教育研究棟前広場、講義棟前広場、中央棟東側広場及び小松島公園である。災害の状況に応じて、安全な場所に避難すること。（キャンパスマップP184を参照）

災害時の避難対策について

1. 授業中その校舎に火災が発生したときの避難について

- 1) まず「あわてないこと」が一番大事である。（あわてて判断を誤り死傷した例が多い）沈着に教員の指示により避難すること。
- 2) エリア（外廊下）、非常階段および非常口をも利用し避難する。
- 3) 避難器具による方法は、最悪の場合のみとする。
- 4) 実習中は各自使用中のガスの元栓と電源を切ってから避難する。

2. 平常より、災害が発生した場合の避難方法の各自検討について

- 1) 災害時を予想して授業を受けている教室から、避難する場合の出入口、非常口、廊下、階段を考えておくこと。
- 2) 非常階段および避難器具の備え付け場所について
 - ① 非常階段のある校舎 全館
 - ② 避難器具の備え付けの場所

教育研究棟	金属製避難吊り下げはしご	南棟2階～10階ベランダ	9ヶ所
講義棟	緩降機（オリロー）	6階西側、7階東側	2ヶ所
中央棟	金属製避難はしご	2階、3階ベランダ	2ヶ所

- 3) エレベーター搭乗中での災害時対応を知っておくこと。

災害時のための予備知識

1. 授業中、大きな地震が起きた場合

パニックにならず、頭上からの落下物に注意すること。また、あわてて外に飛び出さないこと。揺れがおさまったら、先生や学内放送の指示に従い、注意しながら校舎外にすばやく避難すること。

2. 図書館で地震が起きた場合

時間によって多数の学生が集まる。本や本棚などの下敷きにならないよう、細心の注意を払うこと。まず、机の下に避難し、揺れがおさまったら外にすばやく避難すること。

3. 学生食堂で災害に遭った場合

みんなが一斉に出口に殺到したりする。出口が少ない場所では、大パニックになる可能性もある。そんな時にこそ気持ちを冷静にお互いが声を掛け合ってスムーズに避難すること。

4. 校舎上層階で災害に遭った場合

階段で避難すること。（エレベーターは絶対に使用しないこと。）途中、落下物とともに窓ガラス等が割れている場合もあるので、足下にも十分注意して避難すること。

5. エレベーターの中で地震が発生した場合

エレベーター稼働中に起こった場合は、すべての階のボタンを押して、止まった階に速やかに降り、階段で逃げる。閉じこめられた時には、非常ボタンやインターホンで外部にすばやく連絡すること。

6. 火災を見つけた場合

学内で火災が起きた場合、見つけたらあわてず速やかに避難するとともに、教職員または事務室に連絡すること。なお、火災が小規模の場合は、各階に消火器を設置しているので、初期消火活動に協力をお願いします。

7. 避難した後、最初にとる行動

けが人がいる場合は、可能な限り応急処置をすること。近くに教職員がいた時には、状況を知らせること。逃げ遅れた人や行方不明者がいる場合も同様に連絡すること。

危機管理マニュアル

災害以外にも事故・事件等が発生した場合に備え、対応方法や連絡体制等をまとめた「危機管理マニュアル」がホームページに掲載されている。内容を確認のうえ、万一危機が発生した場合は、本マニュアルに基づき迅速に行動すること。

https://www.tohoku-mpu.ac.jp/for_students/



26. 学内のAEDの設置場所

緊急時に備えて、以下の場所にAEDを設置している。(キャンパスマップ・平面図参照)

〈小松島キャンパス〉

1. 学生ホール2階入口付近 (P.185)
2. 教育研究棟1階東側エレベーター付近 (P.186)
3. 講義棟3階エレベーター付近 (P.193)
4. 中央棟1階事務室前廊下 (P.194)
5. 中央棟4階法人事務室入口付近 (P.195)
6. 体育館ホール (P.196)
7. クラブハウス1階玄関 (P.197)

〈福室キャンパス〉

1. 医学部教育研究棟1階メインエントランス付近 (P.200)
2. 医学部教育研究棟2階エレベーターホール付近 (P.201)
3. 教育研究棟7階エレベーター横 (P.204)

27. 安否確認システムの運用

本学では、地震・台風などの大規模災害時等の緊急時において、本学学生および教職員の安否確認を行うために、安否確認システムを利用している。

宮城県において「震度6弱」以上の地震が発生した場合や、大学が学生の安否確認が必要と判断した場合は、大学公式メールアドレス宛に回答フォームを送付する。有事の際は身の安全を確保した上で、必ず回答すること。

28. アパート等の紹介

家庭を離れて入学する学生にとって、住居の問題は、これからの学生生活を有意義で充実したものにする上で不可欠な問題である。大学においてもできる限り希望にそった住居の紹介に努めている。

手続き・紹介等の業務は、本学が業務委託をしている㈱学生情報センターが担当している。ここで扱う紹介物件で家主と直接契約する物件については仲介手数料が無料となる。また、多くの不動産業者も物件の登録を行っており、登録物件に関しては、敷金・礼金等も低くおさえられている。紹介を希望される方は、下記連絡先へ相談すること。

また、本学では学生会館を運営する㈱共立メンテナンスと提携を行っている。学生会館には、家具や備品が備え付けてあり、食事（朝食・夕食）付のプランを選ぶこともできる。入居を希望される方は、下記連絡先へ相談すること。

なお、物件選びに関しては、以下の点に注意すること。

1. 入居後のトラブルを防ぐため、必ず建物・部屋の状態や入居条件等を確認する。
2. 賃貸借については、民法および不動産業法上の契約行為として賃借人（学生本人・父母）と賃貸人（家主）にて行われるものであって、大学はこれに責任を持たない。

アパート等に関するご連絡・問い合わせ先

株式会社 学生情報センター 仙台支店 仙台駅前店
〒980-0021 仙台市青葉区中央2-2-5 あおば通駅前ビル8階
(フリーダイヤル) 0120-749-217

学生会館に関するご連絡・問合せ先

株式会社 共立メンテナンス 仙台支店
〒980-0014 仙台市青葉区本町2-2-3 鹿島広業ビル6階
(フリーダイヤル) 0120-97-4013

29. アルバイト

本学のカリキュラム編成上、学業とアルバイトの両立はきわめて困難なことであるので、長期休暇を利用して行うことを勧める。

Ⅲ 教 務

1. 履修
2. 選択科目
3. 試験
 - (1) 定期試験、再試験および追試験
 - (2) 受験者心得
 - (3) 試験において不正行為を行った場合
4. GPA制度
5. 進級・留年・卒業
6. 薬学共用試験
7. 臨床実習
8. 卒業研究
9. 薬剤師国家試験

1. 履修

卒業に必要な所要単位数は学則第5条および第6条に定める教育課程の中から第9条に示す通り履修しなければならない。

卒業所要単位数

学則第9条に示すように、卒業に必要な総単位数は次の通り。

学 科		薬 学 科	生 命 薬 科 学 科
科 目	必 修 科 目	29単位	19単位
	選 択 必 修 科 目	9 単位以上	16単位以上
専 門 科 目	必 修 科 目	142.5単位	70単位
	選 択 必 修 科 目	5.5単位以上	19単位以上
合 計	必 修 科 目	171.5単位	89単位
	選 択 必 修 科 目	14.5単位以上	35単位以上
総 計		186単位以上	124単位以上

2. 選択科目

履修規程第3条に定める選択科目についてはパソコンを使用し web 上から登録する。次のことに気を付け履修すること。

- (1) 選択科目履修登録（webによる）は学年始め（4月）に行う。
- (2) 申し込みの多い場合には所定の人員で締め切ることがある。また、登録申請者が著しく少ない場合には開講しないことがある。
- (3) 申し込みの際には卒業に必要な単位が不足しないよう計画を立て履修すること。
- (4) 同一時間帯に複数科目開講している場合にはいずれかの科目しか履修できないため登録の際には十分注意すること。
- (5) 科目登録方法については、説明会にて詳細を伝えるため、必ず参加すること。
- (6) 卒業に必要な選択科目の必要単位数は次の通り。

薬 学 科	{	語学選択必修科目単位 2 単位以上 総合科目選択必修科目単位 7 単位以上 専門選択必修科目単位 5.5 単位以上
生命薬科学科	{	語学選択必修科目単位 2 単位以上 総合科目の内教養選択必修科目単位 14 単位以上 専門選択必修科目単位 19 単位以上

3. 試験

(1) 定期試験、再試験および追試験

① 定期試験

定期試験は前期末（7月下旬～8月上旬）に行われる前期試験と後期末（1月中旬）に行われる後期試験とがある。定期試験を受験するには学則第10条の定めるように授業科目毎に授業実施時間数の3分の2以上の出席が必要である。この条件を満たさない場合には試験が受けられなくなり欠単位となる。

② 追 試 験

定期試験を疾病その他やむを得ない事由により、欠席した者で所定の期間に定められた届けを行った者には履修規程第9条に定める追試験を行う。追試験の成績は100点満点として取り扱う。

（追試験手続き）

定期試験を欠席した者は、1週間以内に教務課に欠席の事由を記した「追試験受験願」をその証明となる書類を添えて提出しなければならない。

疾病その他やむを得ない事由とは次に掲げるものとする。

- ①学校保健安全法施行規則に規定する「出席停止」に相当する感染症（第1種、第2種および第3種感染症）
- ②病気（医師の診断書のあるもの） ③三親等以内の近親者の死亡による忌引き
- ④交通機関の遅延（遅延証明書のあるもの） ⑤その他正当な理由のあるものとする

追試験期日：原則として前期分は8月下旬～9月上旬

原則として後期分は2月上旬

③ 再 試 験

履修規程第10条による定期試験不合格者には再試験を実施する。再試験の期日は追試験の期日と同じである。

なお、定期試験において受験資格のなかった者は当年度は受験できない。進級した後に科目担当教員の十分なる再教育（前年次欠単位補講への出席、レポート提出等）を受け、受験資格を得て最終試験を受験することになる。

④ 最終試験

前年次の定期試験で不合格になり、さらに再試験においても不合格になった科目を前年次欠単位科目と称する。前年次欠単科目の試験を最終試験と称し、進級年次に行う。

※再試験、最終試験を受験するには、1科目2,000円の受験料が必要となる。（最終試験は再試験の一つである。）

(2) 受験者心得

1. 試験開始時に遅刻した者は受験できない。ただし、公共交通機関の遅れによる場合は、遅延証明書を提出した場合に限り開始後30分まで受験が認められることがある。
2. 机の内外を調べ、紙片、ノート、書籍などのある場合は監督者の指示を受ける。
3. 指定された席に着いて、学生証および受験票（追・再試験）を机上に提示する。
4. 試験開始後30分間および試験終了前5分間は退室できない。
5. 机の上に置けるものは、黒鉛筆、シャープペンシル、消しゴム（カバーを外したもの）、時計とする。ただし、事前に許可された物品はこの限りではない。なお、時計については、辞書、電卓、端末等の機能があるものや、それらの機能が判別しづらいものは使用不可とする。
6. 試験開始後は物品の貸借および私語をしてはならない。
7. 試験終了後は監督者の指示に従い退室する。
8. 態度不良とみなされたときは、退室させられることがある。
9. 不正行為は絶対にしてはならない。不正行為とは、以下に例示する行為とする。
 - (1) カンニングペーパー等、不正行為を疑われる物品の所持または使用
 - (2) 所持品、電子機器、身体、衣服、机、椅子、壁等への書込みの使用と試験中の書込み
 - (3) 使用が許可されていない物品の使用（電子機器、イヤホン、教科書、ノート、コピー、辞書、参考書、レポート等）
 - (4) 答案を写す（見た者、見せた者）
 - (5) 所定の答案用紙を提出しない行為
 - (6) 試験場の内外を問わず、人と連絡し合う行為（連絡した者、連絡を受けた者）
 - (7) 代人受験（依頼した者、受験した者）
 - (8) 試験監督者の指示・注意に従わない行為
 - (9) 問題の抜き取り等、試験の公正を害すると認められる行為

※試験を欠席した者：疾病等特別の理由がある場合には、その証明となる書類を各科目担当者および教務課に届け出ること。

(3) 試験において不正行為を行った場合

●成績評価

当該学期中の全科目（実習科目及び卒業研究を除く）の成績評価を無効（零点）とし、当該学期中の定期試験（中間試験含む）、追再試験、最終試験の受験を認めない。

●懲戒処分

「学則第42条」及び「学生の懲戒処分に関する細則第4条2項」に定める停学または退学などの懲戒処分を受ける。

4. GPA 制度

本学の薬学部では、令和2年度入学生よりGPA（Grade Point Average）制度の導入を行った。

GPA制度とは、各授業科目の成績を5段階のグレード「S（秀）、A（優）、B（良）C（可）、F（不可）」で評価し、各成績評価段階（評点）に4～0のGPを付与して、1単位あたりの評定平均値（GPA）を算出する制度である。

GPAは修得単位数という「量」だけでなく、成績評価に基づく「質」を表している。

GPAの導入により、学期毎の学修成果と学修の状況がより明確になり、学修意欲の向上、無理な履修計画や安易な履修登録の自己規制につながることを目的としている。

●成績評価（区分、グレード、評点、GP）

区分	グレード	評点	GP
合 格	S（秀）	100点～91点	4
	A（優）	90点～81点	3
	B（良）	80点～71点	2
	C（可）	70点～60点	1
不合格	F（不可）	59点～ 0点	0
	欠席	—	
	資格無	—	

●対象授業科目

GPA算出の対象授業科目は、履修登録を行った全授業科目とする。

●GPA算出対象外科目

- （1）入学前に修得した単位認定科目
- （2）他大学との単位互換により修得した科目
- （3）履修年度中に履修取り消した科目

※①履修取り消しできる期間は、前期1回、後期1回の年2回を予定している。（7月、12月頃）

※②履修取り消しをしなかった場合、GPは0となる。

●GPAの種類と算出方法

GPAの種類と算出方法は、次に掲げるとおりとし、計算値は小数点第4位を四捨五入し小数点第3位までの数値を表記する。

- （1）学期GPAの計算式

$$\frac{(\text{当該学期に評価を受けた科目のGP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた科目の総単位数（不可、欠席、資格無の単位数を含む）}}$$

- （2）年間GPAの計算式

$$\frac{(\text{当該年度に評価を受けた科目のGP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{当該年度に評価を受けた科目の総単位数（不可、欠席、資格無の単位数を含む）}}$$

(3) 累積GPAの計算式

$$\frac{(\text{過去に評価を受けた科目のGPA} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{過去に評価を受けた科目の総単位数 (不可, 欠席, 資格無の単位数を含む)}}$$

●GPAの通知

GPAは、学業成績表に当該学期GPA、年間GPA及び累積GPAを表記する。

●GPA進級基準値

各学年の必修科目の進級条件（必修科目の未修得単位が4単位以内）を満たしていない場合でも、未修得単位が6単位以内であり、かつGPAの数値が基準値を上回っていれば進級とする。

基準値は、当該年度履修科目全体の年間GPA1.500以上とする。

●学修指導

学期GPAが0.750以下の場合、面談にて学修指導を行う。

●退学勧告

学期GPAが2期連続で0.750以下の場合、退学を勧告する場合がある。

5. 進級・留年・卒業

〔進 級〕

進級については、履修規程第17条に学年毎の進級基準が定められている。

即ち各学年末までに、その年次における実習の科目を除く必修科目の欠単位が4単位以内でなくてはならない。

また、2年次以上では前年次における欠単位は当年次欠単位に含め計算する。

ただし、両学科とも実験・実習の科目を1科目でも落とすと進級できない。

なお、詳しい説明は毎年4月のオリエンテーションで行うので欠席することの無いように注意すること。

〔留 年〕

進級に必要な単位を取得できなかった場合には、その学年に留年となる。ただし、すでに取得した単位は認められるため欠単位となった科目について再履修し、単位を取得しなければならない。留年者の場合には欠単位科目のみを再履修すれば良いため空き時間が多くなる。次年度進級した際に円滑な履修が可能となるよう一度取得した科目でも再度受講することを勧める。

また、学則第28条に同一学年に2年在学してなお修了できない者は除籍するとの規定があるので十分に注意すること。

〔卒 業〕

生命薬科学科、薬学科の両学科とも卒業論文を作成しなければならない。生命薬科学科では3年次後期から4年次までの1年半の期間、薬学科では5年生の4月から6年生の9月に約1年半をかけ作成を行う。薬学科ではその間薬局及び病院での臨床実習（各11週、合計22週）があるので、その旨承知しておくこと。

なお、卒業に必要な単位数は、生命薬科学科124単位以上、薬学科は186単位以上である。

6. 薬学共用試験

薬学共用試験とは、薬学科5年次に行われる臨床実習の前に、実習に必要な知識、技能、態度が備わっているかを評価する試験である。この試験に合格しなければ、実務実習に行くことが出来ない。

薬学共用試験にはCBT (Computer Based Testing) とOSCE (Objective Structured Clinical Examination) という2種類の試験がある。

CBTとはコンピューターを用いて知識を評価する。具体的にはコンピューターからランダムに出題される問題を解答する。全員が同じ問題を解く訳ではない。

OSCEとは技能、態度を評価する客観的臨床能力試験である。本学の模擬薬局、実習室、講義室等を利用し、「患者・来局者対応、薬剤の調製（1）、薬剤の調製（2）、調剤監査、無菌操作の実践、情報の提供」の6つのステーションを順次巡回する形式で臨床能力を評価する試験を行う。各ステーションでは1人1人の学生に対して「試験」が行われる。

○薬学共用試験の実施時期

薬学共用試験（CBT、OSCE）4年次後期に行う。

具体的な実施時期は、次の通りであるが、年度当初のオリエンテーションの際にも説明を行う。

- ・薬学共用試験（C B T）……………本試験（1月）、追再試験（2月）
- ・薬学共用試験（O S C E）……………本試験（12月）、追再試験（2月）

7. 臨床実習

薬学科では、5年次で薬局11週間、病院11週間、計22週間の実習が必修となる。

〔実習施設〕

本学では、薬局および病院においてそれぞれ11週間の実習が円滑に行われるよう実習施設の確保に努めている。

〔実習期間〕

I 期（2月～5月） II 期（5月～8月） III 期（8月～11月） IV 期（11月～2月）

上記 I 期～IV 期の期間で2期の期間連続して薬局、病院の順でそれぞれ11週間実習を行う。

※実習期間が変更になる場合もある。

〔単位の認定〕

薬局及び病院からの成績評価を基に単位認定を行う。臨床実習の単位は20単位である。

〔そ の 他〕

臨床実習を行う場合には4年後期に実施する薬学共用試験に合格する必要がある。合格しないと5年次に進級できないため十分注意すること。

8. 卒業研究

〔薬学科〕

卒業研究（14単位）は5年生の4月から6年生の9月までの期間を予定している。

5年次は4つの期間に分かれてカリキュラムが進行する。そのうちの2つの期間は薬局と病院での臨床実習を行う。残りの2つの期間は講義の受講と卒業研究への取組みとなる。

6年次は引き続き4月から卒業研究に取組み、7月末には研究成果の発表会が行われる。研究成果は卒業論文としてまとめ9月に提出する。

〔生命薬科学科〕

生命薬科学科の卒業研究（18単位）は教室配属になった3年生の後期から4年生までの1年半の期間で行う。

各配属教室の卒業指導方針に沿って指導を受け、各課題研究に取り組む。4年次の2月には「卒業研究発表会」が開催され、優秀な研究発表を行った学生に対し優秀発表賞が授与される。研究成果は卒業論文としてまとめ3月に提出する。

9. 薬剤師国家試験

薬剤師の免許を取得するには薬科大学（薬学部6年）を卒業後、薬剤師法施行規則に定める薬剤師国家試験を受験し合格しなければならない。試験は年1回実施され詳細は官報に掲載される。

国家試験の概要は次のとおりである。

1. 試験出題形式及び解答形式

試験は、正答肢を選択する問題（一問一答形式、正答の設問肢が一つではない形式）を基本とする。ただし、実践に即した問題抽出・解決能力を確認する観点から、実践の場で取り得る解答肢の中から最も適切なものを選択する問題や、明らかに誤りである解答肢や重要性が低い解答肢を選択する問題なども出題する。また、「必須問題」などの場合にあっては、設問の正誤を一問一答形式で問うことを基本とすること。

2. 試験問題数

試験問題数は「必須問題」が90問、「一般問題（薬学理論問題）」が105問、「一般問題（薬学実践問題）」が150問、合計345問とし、その内訳は次表のとおりとする。なお、薬学実践問題は、「実務」20問に加え、「実務」とそれ以外の科目とを関連させた複合問題130問とすること。

科 目	問題区分				出題数計
	必須問題	一般問題	薬学理論問題	薬学実践問題	
物理・化学・生物	15問	45問	30問	15問 (複合問題)	60問
衛 生	10問	30問	20問	10問 (複合問題)	40問
薬 理	15問	25問	15問	10問 (複合問題)	40問
薬 剤	15問	25問	15問	10問 (複合問題)	40問
病 態・薬 物 治 療	15問	25問	15問	10問 (複合問題)	40問
法規・制度・倫理	10問	20問	10問	10問 (複合問題)	30問
実 務	10問	85問	—	20問 + 65問 (複合問題)	95問
出題数計	90問		105問	150問	345問

3. 合格基準

以下のすべてを満たすことを合格基準とすること。なお、禁忌肢の選択状況を加味する。

- ① 問題の難易を補正して得た総得点について、平均点と標準偏差を用いた相対基準により設定した得点以上であること。
- ② 必須問題について、全問題への配点の70%以上で、かつ、構成する各科目の得点がそれぞれ配点の30%以上であること。

(厚生労働省通知より抜粋)

IV 施設

1. 附属図書館
2. 附属薬用植物園
3. 附属分子生体膜研究所
4. ラジオアイソトープセンター
5. 実験廃棄物の処理
6. 実験動物センター
7. 情報科学センター
8. 薬学教育センター
9. 中央機器センター

1. 附属図書館

図書館の開館状況と入館方法について

○開館時間

小松島本館

- * 月～金曜日 8:30～19:00〔17:00～19:00は臨時職員が対応する〕
- * 土曜日 9:00～15:00（一時閉館 12:00～12:45）〔終日臨時職員が対応する〕

福室分館

- * 月～金曜日 8:30～22:00〔17:15～22:00は無人開館となる〕
- * 土曜日・日曜日 8:30～17:00〔終日無人開館となる〕

○休館日

小松島本館

- * 日曜日
- * 国民の祝日
- * その他図書館が必要と認める日

福室分館

- * 国民の祝日
- * その他図書館が必要と認める日

※両館とも、臨時休館はホームページ、掲示にてその都度知らせる。

○入館方法

小松島本館

学生証を図書館入口のカードリーダーにタッチし、認証が終わり次第、ドアが自動的に開く。

福室分館

学生証を館内入館ゲートのカードリーダーにタッチし、認証が終わり次第、ゲートが自動的に開く。

※無人開館時は、学生証を分館入口のカードリーダーにタッチし自動ドアを通過した後、上記の入館ゲートを通る。

図書館ホームページ

図書館のホームページには様々なサービスについての情報を掲載している。

* 図書館ホームページ (PC版) <https://lib-web.tohoku-mpu.ac.jp/library/index.html>

* 蔵書検索 (OPAC) <https://lib-web.tohoku-mpu.ac.jp/intrasite/CARINWEBOPAC.HTM>



* My Library <https://lib-web.tohoku-mpu.ac.jp/intrasite/CARINUSER.HTM>

My Library にログインすると、利用者ごとに以下のサービスが利用できる。

ログインIDとパスワードは、学内ネットワークへログインする場合と同様。

- ・新着資料案内を電子メールで受け取ることができる。(利用者による登録が必要)
- ・貸出・返却履歴を確認できる。
- ・希望資料申請 (複写依頼、貸借依頼、購入依頼) を行うことができ、申請状況を確認できる。
- ・NIIの総合目録データベースを検索できる。

図書館の資料について

○単行本（和・洋図書）

主に自然科学系（化学・生物学・医学・薬学関連）の専門書を所蔵している。

小松島本館 洋図書と利用頻度が低い和図書は地階に配架しているので、利用の際は職員に尋ねること。

○逐次刊行物（和・洋雑誌）

化学・医学・薬学等の専門雑誌を所蔵している。雑誌コーナーには新着雑誌を、書庫にはバックナンバー（製本）を配架している。

* 継続購入和雑誌一覧 <https://lib-web.tohoku-mpu.ac.jp/library/J-Journal.html>

* 継続購入洋雑誌一覧 <https://lib-web.tohoku-mpu.ac.jp/library/F-Journal.html>

○参考図書

参考書架には辞典類・目録・地図・年鑑・国試問題集等を配架している。館外貸出は認めていないため、館内で利用すること。

○新聞・一般雑誌

新聞コーナーには全国紙・地方紙・英字新聞・専門紙等を、雑誌コーナーには一般雑誌を配架している。

* 新聞・一般雑誌一覧 <https://lib-web.tohoku-mpu.ac.jp/library/magazine.html>

○視聴覚資料

小松島本館 A Vコーナーでは、ヘッドホン使用の上、当館所蔵のビデオテープ・DVD等を利用することができる。利用希望者は総合カウンターまで申し出ること。

小松島本館

* ビデオ一覧 https://lib-web.tohoku-mpu.ac.jp/library/av_10_video.pdf

* DVD一覧 https://lib-web.tohoku-mpu.ac.jp/library/av_10_dvd.pdf

* CD-ROM一覧 https://lib-web.tohoku-mpu.ac.jp/library/av_10_cdrom.pdf

福室分館

* DVD一覧 https://lib-web.tohoku-mpu.ac.jp/library/av_m10_dvd.pdf

* CD-ROM一覧 https://lib-web.tohoku-mpu.ac.jp/library/av_m10_cdrom.pdf

○電子資料

本学で利用契約を結んでいる電子ジャーナル・電子ブックは、全文をPCで閲覧することができる。契約タイトルは「電子ジャーナル／電子ブック一覧」で検索・確認することができる。電子ジャーナルについては、合わせて冊子体の所蔵状況の確認が可能である。また、外部データベースの利用も可能である。

* 電子ジャーナル／電子ブック一覧 <https://fn4zy7zy6q.search.serialssolutions.com/>

* 利用が可能なデータベース 「Web of Science」、「SciFinder」、「The Cochrane Library」、「医中誌Web」、「今日の診療 Web」、「JCR」、「Visible Body Human Anatomy Atlas 2020」、「Acland's Video Atlas of Human Anatomy」、「OECD iLibrary」等

○東北医科薬科大学学術リポジトリ

本学において作成された教育・研究活動の成果物（教育資源・研究成果等）を収集・整理・保存し、無償で公開している。

主な収録コンテンツ……「東北医科薬科大学研究誌」、「東北医科薬科大学教養教育関係論集」、「博士論文」

* 東北医科薬科大学学術リポジトリ <https://tohoku-mpu.repo.nii.ac.jp>

図書館の利用とサービスについて

○貸出及び返却

- * 館内での利用は自由である。館外への持ち出しは貸出手続が必要なので、借りたい資料が見つかったら学生証を添えて総合カウンターに持ってくること。
- * 希望者には1回に限り貸出期間の延長を認めている。資料と学生証を持参の上、総合カウンターに申し出ること。
- * 返却の際は、資料を総合カウンターに持ってくること。

○貸出冊数、期間について

対 象	冊 数	期 間
学 部 学 生	5冊	14日間
大学院生・研究員・研究生	7冊	30日間
本学教職員・病院職員	7冊	30日間
本学名誉教授	7冊	30日間

注) 冊数は、小松島本館・福室分館の合計冊数

○文献複写

- * 著作権法に基づき、当館所蔵資料に限り複写することができる。複写の際は「複写申込書」に記入の上、総合カウンターに申し出ること。料金は自己負担となる。
- * 当館に所蔵のないものは、著作権法の認める範囲で他館から複写して取り寄せることができる。図書館ホームページ「My Library」から申し込むこと。

○多目的ルーム

小松島本館 グループでの学習や、ミーティングなど様々な目的に応じて利用が可能。収容人数は最大18名。利用希望者は総合カウンターに申し出ること。

○利用時の注意点

- * 図書館への入館、貸出は学生証が必要となるので必ず携帯すること。
- * 館内では静かにし、他の利用者に迷惑をかけないようにすること。
- * 館内での飲食は禁止。
- * 席を離れる際は所持品（特に貴重品）を放置せず、必ず携帯すること。

～守ろう！著作権法～

資料には著作権がある。当館では、以下のように著作権法を遵守した複写のみを認めている。

- * 図書館所蔵の資料であること。 * 調査研究目的であること。
- * 複写部数は一人一部、その著作物の半分以下であること。
- * 定期刊行物（雑誌等）は、次号が刊行されるか、発行後3ヶ月を経過したもの。
- * 有償無償を問わず再複写、頒布は行わないこと。

著作権法については、文化庁ホームページで詳細を知ることができる。

・文化庁ホームページ <https://www.bunka.go.jp/>

2. 附属薬用植物園

1939年の開設にまでさかのぼる植物園

附属薬用植物園は「生薬」研究の材料供給と同時に、学生が薬用植物に直接触れる機会をつくることを目指して、昭和14年に設置された。平成7年に大規模な改修工事が行われ、日本薬局方収載生薬の基原植物を中心とした見本区、主に学生実習の材料を提供するための圃場、さらには研究のための栽培畝などが設定、整備された。現在、2437.5㎡の敷地に、約350種類の代表的な薬用植物が生育している。

人類共通の財産である薬用植物

生薬の研究が進むにつれてその薬効が解明され、改めて医薬品としての利用価値があるものとして注目されている植物は少なくない。地球上の様々な民族がそれぞれの地域で育み共有してきた薬用植物は人類共通の文化財であり、後世にまで残して役立てていかなければならない。そしてその指導的立場にある、と社会から認識、期待されているのが薬剤師、薬学者である。

附属薬用植物園は一般市民が見学できる施設として、さらには薬剤師や薬学者の生涯教育機関として、「開かれた大学」のシンボルともなっている。

3. 附属分子生体膜研究所

近年の糖鎖生物学の進展により、生体膜に発現する複合糖質とレクチンあるいは糖鎖認識受容体の生理的・病態的意義の重要性が認識され、また特定の糖鎖自身が特別の機能をもつことも多く知られるようになった。そこで、生体膜分子、特に第三の生命鎖といわれる糖鎖の構造や機能の解明は、様々な疾患の診断あるいは治療方法確立のために非常に重要であり、ポストゲノム時代における糖鎖生物学の重要性がますます高まっている。

このような動向を踏まえ、本学では、1959年に開設された「癌研究所」を、時代の要請に応えるべく進化させ、2006年4月に「分子生体膜研究所」として誕生させた。2024年3月まで、薬学部の4教室で構成される分子生体膜研究所では、がんや生活習慣病を含む様々な疾患における糖鎖機能の解明と糖鎖構造を基盤とした診断・治療薬の開発を目指してきた。そして、2016年、日本で37年ぶりとなる医学部の新設に伴い、本学の研究全体の活性化、病態の解明や新薬の開発、様々な疾患の診断や治療法の確立といった臨床への応用に結びつけることを目的とすることで、2024年4月に既存の薬学部4教室に新たに医学部6教室を加え、計10教室で構成する、医薬連携を深め、糖鎖研究を核とした新しい分子生体膜研究所が誕生した。

主な研究内容は以下の通りである。

薬学部の糖鎖構造生物学教室は、物理化学的手法を用いた糖鎖の立体構造・相互作用の明確化を通じた、糖鎖多様性の生物学的意義の解明；細胞制御学教室は、がんや神経炎症などの疾患における糖鎖の発現意義と機能制御の解析を基盤とした糖鎖診断・治療薬の開発；分子認識学教室は、抗腫瘍作用をもつレクチンの細胞増殖抑制作用機構の解明；機能病態分子学教室は、スフィンゴ糖脂質の発現異常によって起こるマイクロドメインの構造および機能変化と病態の解明、を目指している。

一方、医学部の免疫学教室は、免疫制御受容体によるアレルギー疾患・自己疾患の制御の解明；消化器内科学教室は遺伝子の変異、分子の発現などを検討する基礎的研究を通じた、消化器疾患の新規診断法や治療法の確立、病態解明につながる新たな知見の発見；脳神経内科学教室は、神経疾患の病態解明と神経難病のネットワークの構築；耳鼻咽喉科学教室は、鼻腔炎などの診断・治療の分子機序の解明；臨床検査医学教室は、造血細胞の分化機構や急性骨髄白血病病態の解明・治療法の開発；神経科学教室は、高次脳機能制御の解明、を目指している。

分子生体膜研究所から発信される情報・知見が様々な疾患の治療に大きく貢献することが期待されている。

<構成教室>

- (1) 医学部 神経科学
- (2) 医学部 免疫学
- (3) 医学部 内科学第二（消化器内科）
- (4) 医学部 脳神経内科学
- (5) 医学部 耳鼻咽喉科学
- (6) 医学部 臨床検査医学
- (7) 薬学部 分子認識学
- (8) 薬学部 機能病態分子学
- (9) 薬学部 細胞制御学
- (10) 薬学部 糖鎖構造生物学

4. ラジオアイソトープセンター

今日、ラジオアイソトープは医学・薬学領域において、放射性医薬品としてがんをはじめとする種々の疾病の診断や治療に広く利用され、今後ますますその重要性が増すものと考えられている。また、ラジオアイソトープは生命科学に関する研究の進展に非常に重要な役割を果たしている。近年、このようなラジオアイソトープ利用の増加に伴い、薬剤師のラジオアイソトープ関連業務が拡大している。そこで、本学でもこれらの社会の要請に応えるべく、平成18年（2006年）2月に新ラジオアイソトープセンターが竣工した。本センターは、ラジオアイソトープの利用と取り扱いに関する教育の一環として学生実習に供されるとともに各教室の研究にも広く利用されている。

本センターは地下1階、地上3階、総床面積996.8㎡で、その設備は充実している。地階は貯蔵室、廃棄物保管室、排水処理室、暗室、低温室、1階は管理室、実習室-1、汚染検査室、除染室、2階は実習室-2、測定室、無菌室、動物飼育室、3階は排気処理室、処理室、廃棄作業室からなっている。なお、1階の管理室を除く区域は放射線管理区域となっており、ラジオアイソトープに関する十分な教育訓練を受け、業務従事者として認定された者以外は、許可なく立ち入ることができないことになっている。

本センターには十分な安全管理設備が導入され、公共の安全が確保されている。また、センター利用者のラジオアイソトープの取り扱いを規制し、かつ放射線障害を防止するため、放射線障害予防規程やその他の細則を設けるとともに、ラジオアイソトープセンター長、放射線取扱主任者および放射線安全管理担当者を置き、安全なラジオアイソトープの使用と円滑なセンターの運営を図っている。

5. 実験廃棄物の処理

実験、実習により発生する廃棄物は多種多様であるが、これらの廃棄物の中には人の健康や環境に被害を及ぼす重金属、化学物質、有機溶媒などがあり、種々の法律によって規制を受けている。これらの有害物質を含む廃棄物は、環境汚染防止の立場から、たとえ微量でも環境に排出することのないよう適切に処理されることが必要である。

本学では、学内から発生するこれらの実験廃棄物を別表に掲げる「実験廃液分類法」により回収し、各々の性質に応じて最も適切な処理を行っている。したがって、廃液のポリタンクへの分別回収は、必然的に実験者ひとりひとりにゆだねられることになるので、各人の責任と自覚が不可欠であり、不注意はもちろん誤操作や事故によっても有害物質を排出することのないよう十分注意を払わなければならない。

地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨など地球レベルでの環境破壊が叫ばれている今、われわれは薬学を学ぶ者として、まず身の回りから環境汚染防止に取り組み、生活環境の保全に寄与しなければならない。

別 表

実験廃液分類法

分類	廃 液 の 種 類	容 器
1	酸・重金属系 ① 重金属（Pb, Cr, Cu, Zn, Cd, Fe 等）の化合物を含む廃液 ② キレート剤（EDTA を除く）200ppm 以下の廃液 ③ キレート剤（EDTA を除く）200ppm 以上の場合はクロム酸混液を用いて分解したのち保管する ④ クロム酸混液 ⑤ 重金属を含まない酸廃液は中和してから流しにする	ポリタンク 白 20ℓ ステッカー青
2	アルカリ・シアン・ヒ素系 ① 塩基性（pH12以上）であることを確かめ保管する ② 難分解性錯化合物（フェリ・フェロシアン化合物等）は、他の廃液と混合しないよう保管し、その旨を明記しておく ③ 重金属、シアン、ヒ素を含まないアルカリ廃液は中和してから流しにする	ポリタンク 白 20ℓ ステッカー赤
3	水 銀 水銀を含む化合物……3次洗浄水まで回収する	ポリタンク 白 20ℓ ステッカー黒
4	特殊廃液 ① キレート剤（EDTA等）、有機物を多量に含んだ重金属廃液は、その旨を明記し、他と区別して保管する……フェーリング液等 ② 写真廃液……現像液と定着液は別にして保管する ③ その他、他の分類に属さないもの	ポリタンク 白 20ℓ ステッカー緑
5	石炭酸廃液 フェノール類を含むもの	ポリタンク 白 20ℓ ステッカー緑
6	特殊廃棄物 鉄シアン化合物の結晶、有害物質をろ過したろ紙等は、別途ポリエチレン袋に保管し、その旨を明記しておく	ポリエチレン袋
7	廃油・油性混合物 真空ポンプ、コンプレッサー、油浴等のオイル類	ポリタンク 白 20ℓ または 缶
8	有機廃溶媒 ① 可燃性廃溶媒……自燃性を有するもの ② 難燃性廃溶媒……含塩素系溶媒、アルコール等の水溶液、ホルマリン等	ポリタンク 白 20ℓ

6. 実験動物センター

近年、生命科学の進歩はめざましく、それに伴い遺伝子組換え動物を含む実験動物の果たす役割は極めて重要なものとなってきている。特にヒトの疾病解明および医薬品、医療用機器等の開発過程における動物実験は、必要不可欠であり、その重要性は年々増している。医療系大学においても教育・研究に実験動物を用いる機会が多くなってきており、本学もその例外ではない。また、実験動物の飼育および取り扱いには動物愛護法等の関連法規に従い、適正環境のもとで科学的かつ人道的に行う必要がある。そこで学内で使用されている実験動物の中央飼育化を計り、人獣共通感染症も含めて研究者・学生への安全の確保と、通年変わることのない適正環境下での、良質な実験動物による再現性の高い実験成績を得る目的で実験動物センターが建設された。

本センターは、小松島キャンパス内に延床面積が約1,970㎡の地下1階、地上4階の独立棟および福室キャンパス内（医学部第1教育研究棟7階内）に延床面積が約250㎡の動物室で構成されている。使用区分は実験目的により明確に分けられており、独立棟は基本的に微生物学的に汚染度の高いものを地階に封じ込め、上層階に行くほど清浄度が高まるようになっている。すなわち、地階：排水浄化室・P2実験室、1階～3階：検疫室・遺伝子組換え動物検査室・洗浄室・手術室・分析室・シールド室・SPF（Specific Pathogen Free）動物飼育室・クリーン動物飼育室・同実験室、4階：空調機械室等を配置している。一方、動物室は構造上から微生物学的に清浄度の高い環境を限定とし、SPF区域：動物飼育室・滅菌室、クリーン区域：動物飼育室・生体イメージング室・行動解析室・洗浄室・機械室等をコンパクトに配置している。また、各飼育室・実験室は、超高性能（HEPA）フィルターを介して給気を行い、温湿度は年間を通して $23 \pm 1^{\circ}\text{C}$ 、 $55 \pm 5\%$ に保たれている。室内排気は特殊脱臭装置で処理後、排気の一部循環方式により排気熱の回収を行い、加えて各飼育室には一方向性気流方式の飼育機等（1）を導入して省エネルギー、動物アレルギー対策も講じている。さらに諸設備の維持・メンテナンスのため、各天井階には作業スペース（2）を設けて通年稼働可能なシステムをとっている。このように、設備内容などに関しては十分GLPおよび動物関連法規に対応できるものとなっている。また、年間延べ10,000人を超える利用者に、共同利用施設である当センターを正しくかつ有効に利用してもらうため、利用に関する講習会を年3回開催している。全般的な運営は運営委員会（委員長：センター長）が行い、実務については専任職員が担当している。

なお、本学では「東北医科薬科大学動物実験規程」が制定されており、これは本学における動物実験が、動物愛護法等の関連法規に則り、科学的および人道上適切に実施されることを目的とし、動物実験委員会が実験計画の審査並びに指導を行っている。この規程は、学内での研究（学外共同研究も含む）、学生実習およびクラブ活動の場におけるすべての動物実験に適用される。さらに、動物実験に関する自己点検・評価も行い、その外部検証結果も含めて本学ホームページにおいて公表している。



（1） 飼育室



（2） 天井階メンテナンススペース

7. 情報科学センター

現代社会における急激な変化、そして高度化する情報技術に対応するために、豊かな IT 活用能力を身につけることは、卒業後に質の高い医療業務を実践するためにも不可欠である。そのことで患者とのコミュニケーションを充実させ、医療現場を取巻く環境の変化に適切に対応することができると期待される。そのためには、十分な情報リテラシーの学習を通して、オンラインでの医療情報の取り扱いをはじめとする、IT 社会における医療業務の基礎となる情報処理能力の会得が望まれる。

情報科学センターは、平成10年4月に講義棟1階にPC80台とサーバを設置したコンピュータ室として開設され、平成14年4月からはPC80台のコンピュータ室2部屋へと拡充された。平成20年9月には図書館の2階に移転し、PC120台のA教室、PC60台のB教室の構成となった。平成27年3月に主要なサーバの仮想化を行い、令和4～5年にかけて各サーバとPC等のハードウェアの最新機種への更新を実施するなど、教育上の必要に応じてOSやアプリケーションを柔軟にバージョンアップできる体制を実現している。

通常の授業ではA教室とB教室を独立して使用しており、共用試験CBTや3クラス合同実習では、PC180台の大教室として使用することも可能である。最新の医学・薬学教育にふさわしいソフトウェア環境に加え、表示専用モニター90台、プロジェクターと2面の大型スクリーン、AVシステムなどの装備も充実しており、授業や自習時の情報検索などでの活発な利用が行なわれている。平日は8時～22時、土曜日は9時～15時の時間帯で解放しており、年間を通して多くの学生で賑わっている。

情報科学センターのPCおよび学内ネットワークを利用する上で必要なアカウントとメールアドレスが入学時に全員に配布され、これは卒業するまで使用可能である。また、学生全員に個人フォルダが用意されるため、各自で作成したファイルなどを安全に保管することが可能である。更に教員が作成した授業資料がデジタル教材として共有のフォルダに保存されており、多くの学生がこれを活用している。

8. 薬学教育センター

薬学教育センターは、学力不足の学生に対し、組担任と連携しながら適切な学習指導並びに支援すること（学習支援部）および学業成績不振者の解析と支援策の検討（学習支援解析委員会）を主な業務とする。また、教職員に対して円滑な教育活動の支援、本学教職員のFD、SD活動の支援、および卒業生の生涯教育や社会貢献に関わる業務支援（教育支援部）を行う。

I. 学習支援部の主な業務

- ① 留年生への学習支援
- ② 成績不振学生への学習支援
- ③ 卒業延期学生への学習支援

II. 学習支援解析委員会の主な業務

成績不良に関する問題点を解析し、対応策を全学的な教育活動にフィードバックする。

III. 教育支援部の主な業務

- ① 教育活動の支援
- ② 教職員のFD、SD活動の支援
- ③ 生涯教育や社会貢献に関わる活動の支援

9. 中央機器センター

近年の分析機器は急速に技術革新が発展しており、多種多様な最先端機器の開発によって得られたデータは教員・学生の研究に活用され、学術論文として数多く専門誌などに発表されている。

本学の教育・研究を推進するために付属機関として、共同利用の目的で中央機器室が設置された。平成2年に中央機器室規定、平成12年に中央機器共同利用の取り扱い要領が制定され、平成19年には付属施設として名称が中央機器センターと変更になった。

多種多様な最新の分析機器を導入し施設の充実を図ることで、本学の生命薬科から創薬科学にわたる最先端の研究を支援している。本センターは教員並びに院生・学生が、研究上および教育上使用する各種設備機器等が円滑に運用できるように環境を整備すると共に、依頼を受けての測定も実施している。具体的にはNMR（600MHz、400MHz）の各種測定と、各種イオン化法による質量分析・元素分析を行っている。

○中央機器センターの機器及び施設利用について

中央機器センター施設及び機器を共同利用するにあたり下記の事項を遵守すること。

○施設及び機器の利用資格

1. 本学の教職員、大学院生及び研究生。
2. 1に示した者と同様の学部学生及び研修生。

ただし、中央機器センター協議会で認めた機器に関しては、当該機器の使用方法を熟知した指導教員による複数回の指導を受けた学部学生の単独利用も可能とする。

3. その他、中央機器センター長が利用を認めた者。

○機器を使用するときの注意点（事前に予約を要する機器あり）

1. 機器には使用簿を常備しているので、それに必要事項を記入した上で機器を使用すること。
2. 機器使用後は、使用前の状態に戻すこと。
3. その他、機器の異常な所見に気づいたときは管理室（担当者）へ報告すること。

中央機器センター所轄施設一覧（教育研究棟地下1階）

所轄施設名		開閉時間
測定室 1	測定室 2	8：00～22：00
質量分析室	元素分析室（天秤室）	
電子顕微鏡室	電子顕微鏡前処理室	
暗室	X線結晶構造解析室	
核磁気共鳴装置 1	核磁気共鳴装置 2	
三次元分子設計室		
管理室	保管室	8：30～17：15
サンプル受付室		9：00～16：00

V 進 路

1. 進路
2. 取得可能な資格等

1. 進路

就職とは、一社会人として社会的及び経済的に自立する事であり、本学で学んだ薬学、生命科学という専門知識や技術および教養を実社会で十分発揮し、社会の発展に寄与することである。

自分に合った生き甲斐のある仕事を選ぶということは、悔いのない人生を送るためにも大変重要なことであり、自分がどの業種、どの職種に適しているか、自己の適性、能力、人生観などを十分に自覚することが必要である。そのためには入学時から自己の将来（キャリア・就職）を意識して自分自身を見つめることが重要である。

本学では、キャリア支援センター運営委員会の方針に基づき、キャリア支援センター運営委員、各配属教室責任者および組担任、キャリア支援課が連携をもってキャリア及び就職について指導・助言にあたっているので積極的に相談に訪れてほしい。

令和7年度 薬学部 キャリア・就職支援 行事予定表

月	行事名	薬学科		生命薬科学科		
		5年	4年	4年	3年	2年
4月	キャリアガイダンス		○			
	キャリアガイダンス					○
	就職ガイダンス・インターンシップ説明会				○	
	職務適性テスト	△	○		○	
5月	病院薬剤師に関する説明会	△	○			
	キャリア支援講座Ⅱ①②				○	
	キャリア支援講座Ⅱ③④				○	
6月	職務適性テストフォローアップ講座	△	○		○	
	業界説明会（製薬・MR、CRO・SMO、医薬品卸・MS）	△	○		○	
	業界説明会（化粧品・技術職、製薬・品質管理、検査・技術職）	△	○		○	
7月	業界説明会（公務員）	△	○		○	
	業界説明会（薬局、ドラッグストア）	△	○		○	
	就職希望者に対する個人面談			△		
8月	インターンシップ事前講習会	△	△		△	
	インターンシップ	△	△		△	
9月	キャリア支援講座Ⅰ（全15回）					△
	自己分析・履歴書・エントリーシート書き方講座	△	○		○	
	就職マナー講座Ⅰ	△	○		○	
	就職マナー講座Ⅱ（着こなし講座）	△	○		○	
10月	履歴書・エントリーシートフォローアップ講座	△	○		○	
	学内公務員講座開講（～翌年7）：有料	△			△	
	就職マナー講座Ⅲ（就活メイク講座）	△	○		○	
	就職活動体験発表会	△	○		○	
	面接試験対策講習会①	△	○		○	
	適性検査R-CAPweb受検				○	
11月	業界・仕事研究セミナー	○	△		○	△
	病院薬剤師魅力発見セミナー（卒業生講演予定）	○	△		○	△
	製薬会社魅力発見セミナー（卒業生講演予定）	○	△		○	△
	公務員魅力発見セミナー（卒業生講演予定）	○	△		○	△
	SPI3解説講座	○	△		○	
	インターンシップ事後講習会				○	○
	就職活動直前講座（自己分析）	○	△		○	
	製薬会社内定者との懇談会	△	△		△	△
	面接試験対策講習会②	△	△		△	
	キャリア支援講座講演会					△
12月	R-CAP解説講義				○	
	進路調査書web登録				○	
	進路面談				○	
1月	就職ガイダンス～就活直前編～				○	
2月	就職ガイダンス、インターンシップ説明会		○			
	就職ガイダンス～就活直前編～	○				
	就職活動直前講座（ES・面接）	○	△		○	
	進路調査書web登録	○				
3月	合同就職説明会	○	△		○	△

※ 大学院生は、各々が希望する支援行事に参加してください。
 ※ 他学年の学生も、希望する支援行事には参加してください。

○：対象学年（全員参加）
 △：希望者

キャリア支援センターが実施するキャリア・就職支援の概要

- 1) 対象学生（薬学科5年生・生命薬科学科3年生）が学内web上で行った進路希望登録に基づき、キャリア・就職に関する指導を行っている。
- 2) キャリア・就職支援に関する行事を行事予定表（別表）のとおり実施している。
- 3) 本学に申し込みのあった求人情報は、次の方法により提供している。
 - ① 就職情報コーナー備付の求人申込書綴ファイル閲覧
 - ② PCを利用して、学内webシステム「Campusmate-J」から求人情報を検索
 - ③ 進路希望登録において希望した業種・職種に係る求人情報をメール配信
- 4) 学生の申し出により、キャリア・進路選択に関する個別相談、エントリーシート・履歴書の添削、模擬面接等の就職試験対策を行っている。
- 5) インターンシップに関する情報提供や申込、実施等に関する支援をしている。
- 6) 事業所（病院）見学やOB・OG訪問の希望受付を行っている。
- 7) 大学所定の履歴書や封筒を必要に応じて配付している。
- 8) 推薦書が必要な場合、発行に関する手続きや相談に応じている。
- 9) 採用内定に関する報告や相談に応じている。また、内定辞退に関する指導や相談にも応じている。

就職情報コーナーの資料について

○求人申込書

本学に提出のあった求人申込書を業種および都道府県ごとに分類し配架している。

※この資料については、学内webシステム「Campusmate-J」で閲覧可能

○事業所案内

求人申込書提出の際に同封されてきた事業所案内のパンフレット等を業種ごとに整理し配架している。

○就職試験内容報告書

事業所ごとの筆記試験、面接試験の形式や質問内容、後輩へのアドバイス等を綴っている。

○就職情報誌

各就職情報誌から送付された資料を置いている。

○就職活動関連資料

業種・職種研究、自己分析、筆記試験、面接などに関する書籍・雑誌を取り揃えている。

○公務員試験関連資料

採用試験案内を国家・地方・都道府県ごとに分類。また、公務員試験の中で大きなウエイトを占める筆記試験対策本を中心に、書籍・雑誌を配架している。

○薬学関連資料

各種団体・企業が発行する会報をはじめ、「薬事日報」、「週刊東洋経済」、「日経ドラッグインフォメーション」などの業界紙や日本病院薬剤師会会員名簿等を取り揃えている。

2. 取得可能な資格等

《薬学科》

薬剤師でなければならない業務	☐ 保険薬剤師 ☐ 学校薬剤師 ☐ 調剤業務 ☐ 一般医薬品販売業の管理者 ☐ 薬局の管理者 ☐ 医薬品等総括製造販売責任者* ☐ 医薬品製造管理者* * 例外的に薬剤師以外の技術者が認められるケースもある。
薬剤師であれば取得できる資格（業務） 当該職務に任用・任命されてはじめて効力を持つ資格（任用資格）	☐ 麻薬管理者 ☐ 向精神薬取扱責任者 ☐ 毒物劇物取扱責任者 ☐ 食品衛生管理者 ☐ 麻薬取締官（員）* ☐ 薬事監視員* ☐ 食品衛生監視員* ☐ 環境衛生監視員* ☐ 医薬部外品等責任技術者 ☐ 衛生管理者（労働基準法） ☐ 船舶に乗り組む衛生管理者（船員法） * 公務員であることが前提
薬剤師であればその資格取得に特別の考慮が払われる資格	☐ 作業環境測定士 ☐ 環境計量士 ☐ 公害防止管理者 ☐ 労働衛生コンサルタント受験資格

《生命薬科学科》

卒業により得られる資格 当該職務に任用・任命されてはじめて効力を持つ資格（任用資格）	☐ 毒物劇物取扱責任者 ☐ 食品衛生管理者 ☐ 食品衛生監視員* ☐ 環境衛生監視員* ☐ 医薬部外品等責任技術者 （GMP省令適用医薬部外品製造を除く） * 公務員であることが前提
在学中でも受験可能な試験 （薬学部の履修科目が合格に有利となる）	☐ バイオ技術者認定試験 ☐ 放射線取扱主任者試験 ☐ 環境計量士試験 ☐ 登録販売者試験 ☐ 危険物取扱者試験（甲種）

VI 諸 規 則 編

1. 東北医科薬科大学学則
2. 薬学部履修規程
3. 学生生活に関する規程
4. 薬学部科目等履修生規程
5. 薬学部研究生規程
6. 単位互換協定に基づく他大学における
授業科目並びに単位の認定に関する規程
7. 学則第10条の2の第4項（入学前の既修
得単位等の認定）に基づく内規
8. ハラスメント防止等に関する規程
9. 学生の懲戒処分に関する細則
10. 創設者高柳義一奨学金規程
11. 体育施設管理規程
12. 体育施設使用規程
13. クラブハウス管理規程
14. 駐車（輪）場使用規程
15. 附属図書館利用細則
16. 附属薬用植物園規程
17. 東北医科薬科大学大学院学則
18. 医学研究科履修規程
19. 薬学研究科履修規程
20. 学位規程
21. 大学院科目等履修生規程
22. 大学院研究員規程
23. 大学院学則第23条第4項（入学前の
既修得単位等の認定）に基づく内規
24. 東北医科薬科大学大学院における大学院
学生研究指導の委託・受託に関する規程
25. ティーチング・アシスタント内規
26. リサーチ・アシスタント内規

1. 東北医科薬科大学学則

昭和35年4月1日制定	昭和38年4月1日改正
昭和39年7月1日改正	昭和40年4月1日改正
昭和41年4月1日改正	昭和42年4月1日改正
昭和46年4月1日改正	昭和46年9月1日改正
昭和55年4月1日改正	昭和55年9月1日改正
昭和58年4月1日改正	昭和60年4月1日改正
昭和61年4月1日改正	昭和63年4月1日改正
平成2年4月1日改正	平成3年4月1日改正
平成3年12月1日改正	平成4年4月1日改正
平成5年4月1日改正	平成6年4月1日改正
平成7年4月1日改正	平成8年4月1日改正
平成9年4月1日改正	平成10年4月1日改正
平成11年4月1日改正	平成12年4月1日改正
平成14年4月1日改正	平成15年4月1日改正
平成16年4月1日改正	平成17年4月1日改正
平成18年4月1日改正	平成19年4月1日改正
平成20年4月1日改正	平成21年4月1日改正
平成22年4月1日改正	平成23年4月1日改正
平成24年4月1日改正	平成25年4月1日改正
平成27年4月1日改正	平成28年4月1日改正
平成30年4月1日改正	令和2年4月1日改正
令和3年5月22日改正	令和3年10月21日改正
令和5年7月27日改正	令和5年10月19日改正

第 1 章 総 則

(目的及び使命)

第1条 東北医科薬科大学（以下「本大学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医学及び薬学に関する理論と応用の教授研究を行い、専門的な知識と能力及び高い倫理性を身につけた高度医療を支える医師及び薬剤師並びに医学と薬学の領域にまたがる生命科学に関する高度の専門知識を有する研究者及び技術者を養成することを目的とし、医学及び薬学の進展を図り、人類の福祉と地域医療の充実に貢献することを使命とする。

(自己点検・評価等)

- 第1条の2 本大学は、その教育研究の水準の向上を図り、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、これらを実施するため自己点検・評価委員会を設置するものとする。
 - 3 自己点検・評価規程及び自己点検・評価委員会規程は、別に定める。
 - 4 本大学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受けるものとする。

(情報の積極的な提供)

第1条の3 本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(組織・収容定員)

第2条 本大学に、医学部医学科並びに薬学部薬学科及び薬学部生命薬科学科を置き、それぞれの入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	学 科	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科	100名	600名
薬 学 部	薬 学 科	300名	1800名
	生 命 薬 学 科 学 科	30名	120名

- 2 本大学に、大学院を置く。
- 3 大学院に関する学則は、別に定める。

(教育研究上の目的)

第2条の2 医学部医学科（以下「医学科」という。）においては、医学に関する高度の専門的知識を修得させるとともに、日々発展する先進的な医学への探求心を育み、地域医療に貢献できる医師の養成を主たる教育研究目的とする。

- 2 薬学部薬学科（以下「薬学科」という。）においては、医療人としての心豊かな人間性と倫理観を持ち、先進的な薬物療法を探究するとともに疾病の予防・治療及び健康増進に積極的に参画する意識と実践力を備え、地域医療に貢献できる薬剤師の養成を主たる教育研究目的とする。
- 3 薬学部生命薬科学科（以下「生命薬科学科」という。）においては、薬学・生命科学に携わる人としての心豊かな人間性と倫理観を持ち、医学と薬学の2つの領域にまたがる生命科学を探究するとともに高度の専門知識を修得し、健康に関する様々な分野で活躍する人材の養成を主たる教育研究目的とする。

(修業年限・在学年限)

第3条 医学科及び薬学科の修業年限は6年とする。ただし、12年を超えて在学することはできない。

- 2 生命薬科学科の修業年限は、4年とする。ただし、8年を超えて在学することはできない。

(学年・学期・休業日)

第4条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

- 2 学年を、次の二期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 3 休業日は、次のとおりとする。

土曜日及び日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

春 季 休 業 3月1日から4月5日まで

夏 季 休 業 8月1日から9月15日まで

冬 季 休 業 12月15日から翌年1月6日まで

- 4 休業日において、必要があるときは、授業を行うことがある。
- 5 春季、夏季及び冬季の休業期間は、必要により変更することがある。
- 6 臨時休業は、その都度定める。

第2章 教育課程・授業科目・履修方法

(教育課程)

第5条 本大学の教育課程は、その授業科目を次のとおり定める。

医 学 科 基礎教養科目、準備教育科目、行動科学、社会医学、基礎医学、臨床医学、前臨床実習、臨床実習及び統括講義

薬 学 科 総合科目（教養科目、社会薬学科目）、専門科目（基礎薬学科目、医療薬学科目、衛生薬学科目、臨床薬学科目、実習科目及び卒業研究）

生命薬科学科 総合科目、専門科目（化学系薬学科目、生物系薬学科目、医療系薬学科目、実習科目及び卒業研究）

(授業科目・履修単位)

第6条 授業科目を、必修科目、選択必修科目及び選択科目に分ける。

- 2 授業科目及び履修単位は、医学科にあつては別表1－1、薬学科にあつては別表1－2、生命薬科学科にあつては別表1－3の教育課程年次別単位配当表のとおり定める。

(授業の方法)

第6条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 本大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業を実施する授業科目については別に定める。
- 4 本大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位計算の基準)

第7条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目等については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第8条の2 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の本大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(履修単位)

第9条 在学中に履修しなければならない単位は次のとおりとする。

〈医学科〉

基礎教養科目	19.5単位以上
準備教育科目	7.5単位以上
行動科学	4.5単位
社会医学	11単位
基礎医学	34.5単位
臨床医学	42単位
前臨床実習	15.5単位
臨床実習	78単位
統括講義	7.5単位
総計	220単位以上

〈薬学科〉

総合科目	38単位以上
------	--------

専 門 科 目	148単位以上
総 計	186単位以上
〈生命薬科学科〉	
総 合 科 目	35単位以上
専 門 科 目	89単位以上
総 計	124単位以上

- 2 履修方法等については、医学科にあつては医学部教授会が、薬学科及び生命薬科学科にあつては薬学部教授会が別に定める。

第 3 章 試験・卒業・学位

(試験及び単位修得の認定)

第10条 各科目の授業実施時間数の3分の2以上出席し、かつ試験に合格の成績を得たときは、その授業科目の単位を修得したものとす。ただし、教授会が必要と認めるときは、平常の課題等の成績をもって試験に代えることができる。

- 2 試験及び単位修得の認定については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第10条の2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により修得した単位を含む。)を本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った大学以外(短期大学又は高等専門学校)の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修)の教育施設等における学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学、転科等の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。
- 4 前3項に関する必要な事項は、別に定める。

(試験の時期)

第11条 授業科目の試験は、原則として学期末に行う。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、学期末以外の時期に試験を実施することができる。

(成績の評価)

第12条 成績は、秀、優、良、可、不可の順とし、可以上を合格、不可は不合格とする。

(卒業の認定)

第13条 本大学に、医学科及び薬学科は6年以上、生命薬科学科は4年以上在学し、第9条に定める所定の単位を修得した者は卒業と認定し、卒業証書・学位記を授与する。

- 2 第9条に定める卒業要件として修得すべき単位数のうち、第6条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(学 位)

第14条 本大学の卒業者には、次のとおり学位を授与する。

- (1) 医学科卒業者には、学士(医学)を授与する。
- (2) 薬学科卒業者には、学士(薬学)を授与する。
- (3) 生命薬科学科卒業者には、学士(薬科学)を授与する。

第 4 章 職員組織・教授会

(職員組織)

第15条 本大学に、学長、教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

- 2 本大学に、事務職員、医療職員、技能職員を置く。
- 3 前項のほか、副学長その他必要な職員を置くことができる。
- 4 病院の職員組織は、別に定める。

(教授会)

第16条 本大学の医学部及び薬学部に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学部長及び学部にも所属する教授をもって組織する。
- 3 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、他の教職員を加えることができる。
- 4 教授会は、学長が定める次の事項について決定するに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学及び卒業に関すること。
 - (2) 学位の授与に関すること。
 - (3) 教育課程及び試験に関すること。
 - (4) 学生の賞罰に関すること。
 - (5) 教授、准教授、講師及び助教の資格審査に関すること。
 - (6) 学則に関すること。
 - (7) 前号までに掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下、本条において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 6 教授会は学長等が必要と認めたとき、若しくは構成員の3分の2以上の要求があったとき、これを開く。
- 7 本条に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

(名誉称号)

第17条 本大学に、名誉学長及び名誉教授を置くことがある。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 章 入学・編入学・休学・復学・退学・転学・転科・除籍・復籍

(入学期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第19条 本大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 専修学校の高等課程（就業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(出願手続)

第20条 入学を志願する者は、入学願書及びその他の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

(選考)

第21条 入学志願者に対しては、選考の上、合格者にその旨を通知する。

2 入学試験に関する必要な事項は、別に定める。

(編入学)

第22条 次の各号の一に該当する者が、本大学（医学科を除く。）に編入学を願い出たときは、学長は欠員のがある場合に関り、選考の上、入学を許可することができる。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者

(3) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(4) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者又はこれに準ずる者

(5) 専修学校の専門課程を修了した者で、文部科学大臣の定めるところにより大学への編入学の資格を認められた者

2 編入学に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続)

第23条 入学、編入学試験に合格した者は、所定の期日までに保証人を定め、誓約書、保証書及び所定の書類を提出するとともに、所定の納付金を納入しなければならない。

(入学許可等)

第24条 前条第1項に定める手続及び第30条の入学金等の納付が完了した者に入学を許可する。

2 前項により入学を許可された者は、入学宣誓式に列席しなければならない。

(休学)

第25条 疾病その他の事由で引き続き3か月以上修学ができない者は、休学を願い出ることができるものとし、その期間は、在学年数に算入しない。

2 前項により休学しようとする者は、その事由を付した保証人連署の願書を提出して、学長の許可を得なければならない。ただし、疾病のため休学しようとする場合は、医師の診断書を添えなければならない。

3 前2項にかかわらず、本大学が、疾病その他特別の事由があると認める者に休学を命ずることがある。

4 休学の期間は、休学を許可された日から、原則として、当該学期末又は当該年度末までとする。

5 休学の期間は、通算して医学科及び薬学科においては6年間、生命薬科学科においては4年間を超えることができない。

(復学)

第26条 休学中の者が復学しようとする場合は、学長に願い出てその許可を得なければならない。ただし、疾病による休学者は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学・転学・転科)

第27条 退学しようとする者は、その事由を付して保証人連署の願書を提出して、学長の許可を得なければならない。

- 2 本大学から他の大学へ転学を希望する者は、学長に願い出てその許可を得なければならない。
- 3 本大学において、転科を希望する場合には、選考のうえ、許可する場合がある。ただし、定員に欠員のある場合に限る。
- 4 転科に関し必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第27条の2 前条第1項においてやむを得ない理由により退学した者が、1年以内に再入学を願い出たときは、選考の上、これを許可することができる。

- 2 再入学の学年は、退学時の学年とし、再入学時期は、学年の始めとする。
- 3 退学前の在学年数と休学期間は、累積通算されるものとする。

(除 籍)

第28条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長がこれを除籍することができる。

- (1) 第25条第5項に定める休学期間に達しても復学できない者
- (2) 第3条に規定する在学年限を経てなお所定の課程を修了できない者
- (3) 同一学年に2年在学しなお修了できない者
- (4) 授業料、在籍料、その他の納付金を所定の期日までに納付しない者で、なおかつ督促を受けてから30日以内に納付しない者
- (5) 在籍中に死亡した者

(復 籍)

第28条の2 前条第4号により除籍された者が14日以内に復籍を願い出たときは、教授会の議を経て、学長が許可することができる。

第 6 章 入学検定料・入学金及びその他の納付金・授業料・在籍料

(入学検定料)

第29条 入学、編入学を志願する者は、願書に添えて別表2-1及び別表2-2に定める入学検定料を納付しなければならない。

(入学金及びその他の納付金)

第30条 入学試験、編入学試験に合格した者は、所定の期日までに別表2-1及び別表2-2に定める入学金及びその他の納付金を納付しなければならない。ただし、第27条の2に定める者については、免除することがある。

(授業料及びその他の納付金)

第31条 授業料及びその他の納付金は、別表2-1及び別表2-2に定めるとおりとし、次の2期に分納することができる。

第1期 4月1日から5月31日まで

第2期 10月1日から11月30日まで

- 2 休学期間が学期の全期間にわたる場合は、その学期の授業料、施設設備費、教育充実費は免除する。ただし、別表2-1及び別表2-2に定める在籍料を納入しなければならない。
- 3 第22条に定める者は、新入学生に準じて納付しなければならない。

(納付金の返付)

第32条 前条にかかる既納の納付金は、返付しない。ただし、入学手続きを完了した者で、所定期日までに入学辞退の届出をした場合は、納付した施設設備費を返付する。

第 7 章 委託研究生・科目等履修生・研究生・特別聴講学生・外国人特別学生

(委託研究生)

第33条 公共団体その他の機関から、本大学の特定科目につき研究従事の委託をされた者がある場合は、選考の上、委託研究生として入学を許可することがある。

- 2 委託研究生が研究に従事した特定科目につき、その研究事項について証明を願い出た場合は、証明書を交付する。

(科目等履修生)

第34条 本大学の学生以外の者で、本大学において開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者がある場合には、本大学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生としてその入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生規程は、別に定める。

(研究生)

第35条 本大学において、特定の専門事項について研究することを志願する者がある場合には、本大学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第35条の2 本大学と単位互換協定のある大学又は短期大学の学生で、本大学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、単位互換協定に基づき特別聴講学生として科目の履修を許可することができる。

- 2 本大学学生が本大学と単位互換協定のある大学又は短期大学において特別聴講学生として修得した科目については、本大学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。
- 3 他大学の特別聴講学生については、単位互換協定に基づき試験その他の本大学が定める適切な方法により学修の成果を評価の上、単位を与えることができる。
- 4 本大学の特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(外国人特別学生)

第36条 第19条に定める入学資格のない外国人で、外務省在外公館又は本邦所在外国公館から推薦された者に限り、高等学校卒業程度でその性行学力を考査の上、外国人特別学生として定員外に入学を許可することがある。

- 2 外国人特別学生で所定の課程を修了した場合には、証明書を交付する。

(納付金)

第37条 委託研究生、科目等履修生及び研究生の納付金は、別表2-1及び別表2-2のとおりとする。

- 2 外国人特別学生は、新入学生に準じて納付しなければならない。
- 3 特別聴講学生の納付金は、単位互換協定に基づき徴収しないものとする。

(学則の準用)

第38条 本章に規定する場合を除き、第4条、第7条から第12条まで（第9条第1項及び第10条の2を除く）、第18条、第32条、第41条及び第42条の規定は、委託研究生、科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人特別学生にこれを準用する。

第 8 章 公開講座

(公開講座)

第39条 本大学において、公開講座を行うことがある。

第 9 章 附 属 施 設

(附属図書館)

第40条 本大学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(附属病院)

第40条の2 本大学に、次の附属病院を置く。

(1) 東北医科薬科大学病院

(2) 東北医科薬科大学若林病院

2 附属病院に関し必要な事項は、別に定める。

(薬用植物園)

第40条の3 本大学に、薬用植物園を置く。

2 薬用植物園に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第40条の4 本大学に、保健管理センターを置き、学生及び教職員の健康管理を行う。

2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

(その他教育施設等)

第40条の5 本大学に、その他必要な教育研究施設等を置くことができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第 10 章 賞 罰

(表 彰)

第41条 学業成績が特に優秀な者又は特に善行のあった者に対しては、これを表彰することがある。

(懲 戒)

第42条 学則に違反した者及び学生の本分に反する行為のあった者は、教授会の議を経て、学長がこれを懲戒に処する。

2 懲戒は、訓戒、謹慎、停学及び退学の4種とする。

3 前項に定める退学は、次の各号の一に該当する者に科す。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなく引続き1年以上欠席した者

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒に関する手続きは、別に定める。

第 11 章 雑 則

(改 正)

第43条 本学則の改正は、教授会の意見を聴き、大学運営会議の議を経て、理事会において決定する。

附 則

1 本学則は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則 (昭和38年4月1日)

1 本学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和39年7月1日)

- 1 本学則は、昭和39年7月1日から施行する。

附 則（昭和40年4月1日）

- 1 本学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年4月1日）

- 1 本学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年4月1日）

- 1 本学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年4月1日）

- 1 本学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年9月1日）

- 1 本学則は、昭和46年9月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月1日）

- 1 本学則は、昭和55年4月1日から施行する。

ただし、昭和55年3月31日に在籍している者は第5条、第6条、第9条第1項、第25条及び第28条の規定にかかわらず従前の例によるものとする。尚、従前の学則上学士試験とあるものは卒業論文と読み替え、単位は2単位とする。

附 則（昭和55年9月1日）

- 1 本学則は、昭和55年9月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日）

- 1 本学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日）

- 1 本学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日）

- 1 本学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日）

- 1 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月1日）

- 1 本学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日）

- 1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年12月1日）

- 1 本学則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日）

- 1 本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日）

- 1 本学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日）

- 1 本学則は、平成6年4月1日から施行する。

- 2 第6条及び第28条の2の規定は、平成6年3月31日現在の在籍者にも適用する。

附 則（平成7年4月1日）

- 1 本学則は、平成7年4月1日から施行する。

2 第7条の規定は、平成7年3月31日現在の在籍者にも適用する。

附 則（平成8年4月1日）

1 本学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

1 本学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日）

1 本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日）

1 本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日）

1 本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日）

1 本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

1 本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

1 本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

1 本学則は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、平成18年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。

附 則（平成19年4月1日）

1 本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

1 本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

1 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、平成21年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。

附 則（平成22年4月1日）

1 本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

1 本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

1 本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日改正）

本学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日改正）

本学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日改正）

本学則は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、令和2年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。

附 則（令和3年5月22日改正）

- 1 本学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第2条第1項の規定にかかわらず、令和4年度から令和6年度までの薬学部生命薬科学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入 学 定 員	30名	30名	30名
収 容 定 員	150名	140名	130名

附 則（令和3年10月21日改正）

- 1 本学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第31条第2項の規定は、令和4年3月31日現在の在籍者にも適用する。

附 則（令和5年7月27日改正）

本学則は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、令和6年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。

附 則（令和5年10月19日改正）

本学則は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、令和6年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。

別表1-2 薬学科カリキュラム配当表（6年制）

		科 目	単位数	必修・ 選択の別	1年		2年		3年		4年		5年		6年		卒業要件	
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
総合	教養科目	哲学	1	必	1													
		数学	1	必	1													
		地域の医療・福祉・生活Ⅰ	1	必	1													
		地域の医療・福祉・生活Ⅱ	1	必		1												
		地域の医療・福祉・生活Ⅲ	0.5	必		0.5												
		英語Ⅰ	1	必	1													
		英語Ⅱ	1	必		1												
		英会話Ⅰ	1	必			1											
		英会話Ⅱ	1	必				1										
		薬学英语	1	必					1									
		論文作成演習	0.5	必						1					0.5			
		ドイツ語Ⅰ	1	選必	1													
		ドイツ語Ⅱ	1	選必		1												
		フランス語Ⅰ	1	選必	1													※ 1
		フランス語Ⅱ	1	選必		1												
		中国語Ⅰ	1	選必	1													
		中国語Ⅱ	1	選必		1												
		健康スポーツ（実技）	1	選必	1													
		法学Ⅰ	1	選必		1												※ 2
		法学Ⅱ	1	選必			1											
		異文化理解入門	1	選必				1										
		経済学	1	選必				1										
		科学論文精読	1	選必								1						※ 3
		小計（23科目）			22		8	6.5	2	3	0	1	0	1	0	0.5	0	0
科 目	社会薬学科目	コミュニケーション基礎論Ⅰ	1	必	1													
		コミュニケーション基礎論Ⅱ	1	必		1												
		薬学入門演習	0.5	必	0.5													
		心理学Ⅰ	1	必			1											
		心理学Ⅱ	1	必				1										
		医療倫理と患者心理	1	必							1							
		医療コミュニケーション論	1	必							1							
		情報科学Ⅰ	1	必	1													
		情報科学Ⅱ	1	必		1												
		薬学概論	1	必	1													
		医療倫理学	1	必		1												
		統計学	1	必		1												
		統計学演習	0.5	必		0.5												
		薬と薬剤師の未来学	1	必										1				
		薬事関連法規Ⅰ	1	必								1						
		薬事関連法規Ⅱ	1	必									1					
		医療情報学	1	必								1						
		医薬品開発	1	必									1					
		医療統計学	1	必									1					
		医療経済学	1	必												1		
		健康科学	1	選必		1												
		医療社会学	1	選必				1										※ 2
		医薬ステップアッププレゼンテーション	0.5	選必				0.5										
		医療統計学演習	0.5	選必									0.5					※ 3
薬局経営論	1	選必												1				
小計（25科目）			23		3.5	5.5	2.5	1	0	0	4	3.5	0	1	2	0		
専門	基礎薬学科目	化学入門	1	必	1													
		薬学基礎化学Ⅰ	1	必	1													
		薬学基礎化学Ⅱ	1	必	1													
		有機化学Ⅰ	1	必		1												
		有機化学Ⅱ	1	必			1											
		有機化学Ⅲ	1	必				1										
		生薬学	1	必				1										
		漢方医薬学	1	必					1									
		生体有機化学	1	必					1									
		メディシナルケミストリーⅠ	1	必						1								
		メディシナルケミストリーⅡ	1	必							1							
		物理学入門	1	必	1													
		物理学	1	必		1												
		物理化学Ⅰ	1	必		1												
		物理化学Ⅱ	1	必			1											
		物理化学Ⅲ	1	必				1										
		物理化学演習	1	必					1									
		放射薬学	1	必						1								
		分析化学Ⅰ	1	必			1											
		分析化学Ⅱ	1	必				1										
		機器分析学Ⅰ	1	必			1											
		機器分析学Ⅱ	1	必				1										
		分子構造解析学	1	必					1									
		臨床分析化学	1	必						1								
		生物学入門	1	必	1													
		生物学	1	必	1													
		ヒトのからだ	1	必	1													
		生化学Ⅰ	1	必		1												
		生化学Ⅱ	1	必			1											
		生化学Ⅲ	1	必				1										
		人体生理学Ⅰ	1	必		1												
		人体生理学Ⅱ	1	必			1											
		人体生理学Ⅲ	1	必				1										
		遺伝子工学	1	必				1										
		解剖生理学演習	0.5	必						0.5								
		生理学・生化学演習	1	必						1								
基礎薬学演習Ⅰ	1	必		1														
基礎薬学演習Ⅱ	1	必			1													
基礎薬学演習Ⅲ	1	必								1								
基礎薬学セルフラーニング	1	必									1							
薬学複合演習	2	必											2					
生体無機化学	1	選必				1												
データサイエンス	1	選必					1									※ 4		

		科 目	単位数	必修・ 選択の別	1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		卒業要件
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基礎薬学 科目	最新生命科学	1	選必						1								※ 4
	臨床漢方医学	1	選必						1								
	生体分子化学	1	選必								1						
	天然物化学	1	選必								1						
	臨床医薬品化学	1	選必								1						
	小計（48科目）	48.5			7	6	8	9	6.5	4	2	4	0	2	0	0	
医療薬学 科目	薬理学Ⅰ	1	必				1										
	薬理学Ⅱ	1	必					1									
	薬理学Ⅲ	1	必						1								
	薬理学Ⅳ	1	必							1							
	薬理学Ⅴ	1	必								1						
	細胞と医療	1	必									1					
	病理学概論	1	必				1						1				
	病態解析学Ⅰ	1	必						1								
	病態解析学Ⅱ	1	必						1								
	病態解析学Ⅲ	1	必							1							
	病態解析学Ⅳ	1	必							1							
	臨床検査学Ⅰ	1	必						1								
	臨床検査学Ⅱ	1	必							1							
	医薬品情報学	1	必						1								
	疾患と薬物治療Ⅰ	1	必							1							
	疾患と薬物治療Ⅱ	1	必							1							
	疾患と薬物治療Ⅲ	1	必								1						
	疾患と薬物治療Ⅳ	1	必									1					
	疾患と薬物治療Ⅴ	1	必										1				
	セルフケアと地域医療	1	必									1					
	医薬品副作用学	1	必										1				
	薬物動態学Ⅰ	1	必						1								
	薬物動態学Ⅱ	1	必							1							
	製剤化の科学	1	必						1								
	製剤化と製剤	1	必							1							
	調剤学	1	必								1						
	薬理・薬物治療学セルフラーニング	1	必									1					
	薬剤学セルフラーニング	1	必										1				
		小計（28科目）	28			0	0	2	1	7	8	5	5	0	0	0	0
衛生薬学 科目	病原微生物学	1	必					1									
	免疫学	1	必					1									
	感染制御学	1	必						1								
	感染症治療薬学	1	必							1							
	環境毒性学	1	必					1			1						
	食品衛生・栄養学	1	必					1									
	環境衛生学	1	必						1								
	公衆衛生学	1	必							1							
	衛生・社会薬学セルフラーニング	1	必									1					
		小計（9科目）	9			0	0	0	2	2	2	2	1	0	0	0	0
臨床薬学 科目	地域医療薬学	1	必						1								
	処方解析基礎演習	1	必							1							
	医療安全管理学	1	必								1						
	臨床薬学概論	1	必								1						
	薬物投与設計実践論	1	必								1						
	地域医療薬学演習	1	必									1					
	認定・専門薬剤師概論	0.5	必										0.5				
	地域の救急・災害医療	0.5	必											0.5			
	薬効・副作用評価実践論	1	必									1					
	臨床総合演習	2	必											2			
	薬学総合演習	8	必													8	
	医療マネジメント実践論	0.5	選必									0.5					
	キャリアデザイン論	0.5	選必												0.5		
	病院薬剤師体験学習	0.5	選							0.5							
	健康教育実践論	0.5	選								0.5						
	チーム医療臨床演習	0.5	選													0.5	
		小計（16科目）	20.5			0	0	0	0	1	1.5	3	4	0	2	1	8
実習科目	生薬学実習	0.5	必	0.5													
	生物学実習	0.5	必		0.5												
	有機化学実習	1	必			1											
	生化学実習	1	必			1											
	物理化学・分析学実習	1	必				1										
	天然物化学実習	0.5	必				0.5										
	病理・病態学実習	1	必					1									
	微生物学実習	0.5	必					0.5									
	薬理学実習	1	必						1								
	RI実習	0.5	必						0.5								
	薬剤学実習	1	必								1						
	衛生化学実習	1	必								1						
	前臨床実習Ⅰ	0.5	必								0.5						
	前臨床実習Ⅱ	2	必									2					
	臨床実習Ⅰ（薬局）	10	必										10				
	臨床実習Ⅱ（病院）	10	必											10			
	小計（16科目）	32			0.5	0.5	2	1.5	1.5	1.5	2.5	2	0	20	0	0	
卒業研究	14	必												14			
	小計（1科目）	14	14		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	
	合計（166科目）	197			19	18.5	16.5	17.5	18	18	18.5	20.5	0	25.5	17	8	

	総合科目 必修単位	総合科目(語学) 選択必修単位 ※ 1	総合科目 選択必修単位 ※ 2、※ 3	専 門 科 目 必修単位	専 門 科 目 選択必修単位 ※ 4	専 門 科 目 必修単位	専 門 科 目 選択必修単位 ※ 4	専 門 科 目 必修単位	専 門 科 目 選択必修単位 ※ 4	合 計
卒業要件	29	2	7	96.5	5.5	32	14	186		

- ※ 1 「ドイツ語Ⅰ」、「フランス語Ⅰ」、「中国語Ⅰ」の中から1単位以上選択必修、「ドイツ語Ⅱ」、「フランス語Ⅱ」、「中国語Ⅱ」の中から1単位以上選択必修
※ 2 1～2年次配当の8科目7.5単位中6単位以上選択必修
※ 3 4～6年次配当の3科目2.5単位中1単位以上選択必修
※ 4 2～6年次配当の9科目8単位中5.5単位以上選択必修

別表1-3 生命薬科学科カリキュラム配当表（4年制）

	科 目	単位数	必修・ 選択の別	1 年		2 年		3 年		4 年		卒業要件
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
ヒューマニズム・ イントロダクション・ 薬学基礎教育に ついて学ぶ	【総 合 教 育】											14単位以上 選択必修
	哲学	1	選必	1								
	医療倫理学	1	選必		1							
	心理学Ⅰ	1	選必	1								
	心理学Ⅱ	1	選必		1							
	文章の表現Ⅰ	1	選必	1								
	文章の表現Ⅱ	1	選必		1							
	異文化理解入門	1	選必				1					
	地域社会論	1	選必				1					
	法学Ⅰ	1	選必		1							
	法学Ⅱ	1	選必			1						
	医療社会学	1	選必			1						
	生物学演習	0.5	選必	0.5								
	物理学演習Ⅰ	0.5	選必	0.5								
	数学演習	0.5	選必		0.5							
	物理学演習Ⅱ	0.5	選必		0.5							
	化学演習	1	選必	1								
	健康スポーツ（実技）	1	選必	1								
	健康科学	1	選必		1							
	情報科学Ⅰ	1	選必	1								
	キャリア支援講座	1	選必				1					
	大学基礎論	1	必	1								
	基礎科学	1	必	1								
	薬科学概論	1	必	1								
	数学Ⅰ	1	必	1								
	数学Ⅱ	1	必		1							
	物理学Ⅰ	1	必	1								
	物理学Ⅱ	1	必		1							
	生物学	1	必	1								
	化学	1	必	1								
	情報科学Ⅱ	1	必		1							
	情報科学Ⅲ	1	必			1						
	英語Ⅰ	1	必	1								①「ドイツ語Ⅰ」、「フ ランス語Ⅰ」、「中国 語Ⅰ」の中から1単 位以上選択必修 ②「ドイツ語Ⅱ」、「フ ランス語Ⅱ」、「中国 語Ⅱ」の中から1単 位以上選択必修 ※同一言語2単位以上
	英語Ⅱ	1	必		1							
	英会話Ⅰ	1	必	1								
	英会話Ⅱ	1	必		1							
	ドイツ語Ⅰ	1	選必	1								
	ドイツ語Ⅱ	1	選必		1							
	フランス語Ⅰ	1	選必	1								
	フランス語Ⅱ	1	選必		1							
	中国語Ⅰ	1	選必	1								
	中国語Ⅱ	1	選必		1							
基礎薬学 （化学系薬学を 学ぶ）	物質科学論文講読	1	必			1						
	生命科学論文講読	1	必				1					
	英文論文講読	1	必						1			
	キャリア開発講座	1	必		1							
	計	43		19	15	4	4		1			
	【薬学専門教育】											
	原子と分子の構造	1	必	1								
	無機化学	1	必	1								
	有機構造化学	1	必		1							
	有機反応化学Ⅰ	1	必			1						
	有機反応化学Ⅱ	1	必				1					
	分析化学Ⅰ	1	必		1							
	分析化学Ⅱ	1	必			1						
	機器分析学	1	必				1					
	化学熱力学	1	必		1							
	化学反応速度論	1	必			1						
	生薬学Ⅰ	1	必			1						
	生薬学Ⅱ	1	必				1					
	有機反応化学Ⅲ	1	必					1				
	有機反応化学Ⅳ	1	必						1			
基礎薬学 （生物系薬学を 学ぶ）	臨床分析化学	1	必						1			
	生理学Ⅰ	1	必		1							
	生理学Ⅱ	1	必			1						
	生理学Ⅲ	1	必				1					
	生化学Ⅰ	1	必		1							
	生化学Ⅱ	1	必		1							
	生化学Ⅲ	1	必			1						

	科 目	単位数	必修・ 選択の別	1 年		2 年		3 年		4 年		卒業要件
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基礎薬学 (生物系薬学を 学ぶ)	生命科学概論	1	必		1							
	栄養化学	1	必					1				
	衛生化学	1	必				1					
	病原微生物学Ⅰ	1	必				1					
	免疫学	1	必				1					
	分子遺伝学	1	必			1						
	遺伝子工学	1	必					1				
	中毒学	1	必					1				
医療薬学 (薬と疾病を学ぶ)	生物統計学	1	必					1				
	薬理学Ⅰ	1	必			1						
	薬理学Ⅱ	1	必				1					
	薬理学Ⅲ	1	必					1				
	薬理学Ⅳ	1	必					1				
	薬理学Ⅴ	1	必						1			
	薬物動態学Ⅰ	1	必					1				
	薬物動態学Ⅱ	1	必						1			
	製剤工学概論	1	必					1				
	製剤学	1	必						1			
	疾病と治療Ⅰ	1	必					1				
	疾病と治療Ⅱ	1	必						1			
法制度を学ぶ	薬品毒性学	1	必						1			
	薬物管理概論	1	必						1			
専門選択科目 (化学系)	薬事関連法規	1	必							1		
	物理化学演習	1	選必			1						
	有機化学演習	1	選必			1						
	生体分子構造学	1	選必				1					
	アドバンス有機化学	1	選必					1				
	放射化学	1	選必				1					
	薬品資源学	1	選必					1				
	医薬品試験法	1	選必					1				
	医薬品分子設計学	1	選必						1			
	分子医薬化学	1	選必						1			
	医薬品開発概論	1	選必						1			
	コンピューター化学	1	選必							1		
専門選択科目 (生物系)	最新天然物化学	1	選必							1		
	香粧品学	1	選必							1		
	酵素生物学	1	選必				1					
	細胞工学概論	1	選必			1						
	分子細胞生物学	1	選必				1					
	実験動物学	1	選必			1						
	細胞情報学	1	選必					1				
	環境衛生学	1	選必					1				
	病原微生物学Ⅱ	1	選必					1				
	最新生命科学	1	選必						1			
	臨床検査学概論	1	選必						1			
	ゲノム情報学	1	選必						1			
選択科目	公衆衛生学	1	選必							1		
	分子標的薬概論	1	選必							1		
	放射線生物学	1	選必							1		
	医療倫理入門	1	選必					1				
	インターンシップ	1	選必					1				
	計	72		2	7	12	12	18	14	7		
	基礎生物学実習	1	必		1							
	基礎化学実習	1	必		1							
	衛生系実習	1	必			1						
	有機化学系実習	1	必			1						
	薬品合成・天然物系実習	1	必				1					
	物理化学・分析系実習	0.5	必				0.5					
実 習	微生物学系実習	0.5	必				0.5					
	薬理学系実習	1	必					1				
	分子生物学系実習	1	必					1				
	計	8			2	2	2	2				
	卒業研究	18	必							18		
	計	18									18	
	合計	141		21	24	18	18	20	15	7	18	
	薬学の研究 を行う											
	計											
	合計											

	総 合 教 育 科 目 単 位	総合教育選択 必修科目単位	語 学 選 択 必修科目単位	専 門 必 修 科 目 単 位	専門選択必修 科目単位	専門実習科 目 単 位	卒 業 研 究	合 計
卒業要件	19	14	2	44	19	8	18	124

別表 2-2

薬学部納付金一覧（2025年度）

（単位：円）

	新 入 学 生	編 入 学 生	委託研究生	科目等履修生	研 究 生
入学検定料	35,000 ※(17,000)	35,000	—————	—————	—————
入 学 金	(薬学科) 400,000 (生命薬科学科) 350,000	(薬学科) 400,000 (生命薬科学科) 350,000	10,000	10,000	10,000
施設設備費	(薬学科) 525,000 (生命薬科学科) 350,000	(薬学科) 525,000 (生命薬科学科) 350,000	—————	—————	—————
授 業 料	(薬学科) 1,300,000 (生命薬科学科) 1,080,000	(薬学科) 1,300,000 (生命薬科学科) 1,080,000	月額 99,000	1単位当 20,000	1,188,000 月額(99,000)

※は大学入学共通テスト利用選抜受験者の検定料

在籍料

	金 額
休学者の在籍料	180,000（半期）

○別表 1-1 医学科カリキュラム配当表及び別表 2-1 医学部納付金一覧については、記載を省略。

2. 薬学部履修規程

昭和55年4月1日制定
昭和56年4月1日改正
昭和59年4月1日改正
昭和62年4月1日改正
平成元年4月1日改正
平成14年4月1日改正
平成15年4月1日改正
平成18年4月1日改正
平成21年4月1日改正
平成27年4月1日改正
平成28年4月1日改正
令和2年4月1日改正
令和6年4月1日改正

(課程の履修)

第1条 薬学部における授業科目の履修及び試験に関しては、学則に定めるもののほか、この規程による。

(授業科目)

第2条 授業科目は、学則第6条の定めにより必修科目、選択必修科目及び選択科目に分ける。

2 授業科目の履修は、原則として配当されている学年次において履修するものとする。

(履修登録)

第3条 選択必修科目及び選択科目の履修登録にあたっては、所定の手続きをしなければならない。

2 履修登録後の変更は、原則として認めない。

(履修登録の上限)

第4条 生命薬科学科においては、2～4年次に開講する専門選択必修科目の履修上限を次のとおりとする。ただし、特別な事由がある場合はこの限りではない。

(1) 2年次開講科目のうち6単位

(2) 3年次開講科目のうち12単位

(3) 4年次において上限は定めない。

(単位修得の認定)

第5条 各授業科目の単位修得の認定は、学則第10条の定めによる。

2 疾病その他やむを得ない事由のため授業を欠席した場合は、3日以内に届出なければならない。ただし、疾病のために欠席した場合は、医師の診断書を添えることを原則とする。

(成績の評価)

第6条 学則第12条に定める成績の評価は、次の基準による。

秀 100～91 優 90～81 良 80～71 可 70～60 不可 59～0

2 前項の評価に対して Grade Point (以下「GP」という。)を設定し、GPの平均値である Grade Point Average (以下「GPA」という。)を算出する。GPおよびGPAに関する事項は別に定める。

3 各授業科目の成績評価は、試験に基づいて行う。ただし、課題等の成績により評価を行うことがある。

4 薬学科6年次後期の薬学総合演習の成績評価は、別に定める。

(試験)

第7条 試験は、定期試験、追試験及び再試験に分ける。

(定期試験)

第8条 定期試験は、原則として学期末に行う。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、学期末

以外の時期に試験を実施することができる。

- 2 各学科目の総授業実施時間数のうち、出席が3分の2に満たない者は、その学科目の試験を受けることができない。
- 3 疾病その他やむを得ない事由のため試験を欠席した者は、速やかに届出なければならない。ただし、やむを得ない事由を示す書類を添えることを原則とする。

(追試験)

第9条 前条第3項により定期試験を受けることができなかった場合には、追試験を行うことがある。

- 2 追試験の成績は、100点を限度とする。

(再試験)

第10条 定期試験の成績不合格の者に対しては、再試験を行うことがある。

- 2 再試験の成績は、合格した場合、可とする。

(試験日程)

第11条 各試験の実施期日その他の事項に関しては、その都度定める。

(受験料)

第12条 再試験を受ける場合は、指定された期日内に所定の手続きをしなければならない。また、受験料として、1科目につき2,000円を納付しなければならない。

(卒業研究)

第13条 卒業研究については、卒業論文を指示された期間内に作成し提出しなければならない。この場合、単位の認定については総合判定する。

(実習・実技)

第14条 実習及び実技については、原則として平常の成績をもって判定する。

- 2 実習及び実技の総実施時間数のうち、出席が3分の2に満たない場合は、原則として単位の認定をしない。
- 3 疾病その他やむを得ない事由のため実習及び実技を欠席した場合は、速やかに届出なければならない。ただし、やむを得ない事由を示す書類を添えることを原則とする。

(薬学共用試験)

第15条 薬学科においては、4年次に薬学共用試験を行う。

- 2 薬学共用試験は、CBT及びOSCEによって行う。

(臨床実習)

第16条 薬学科においては、5年次に配当する臨床実習Ⅰ（薬局）及び臨床実習Ⅱ（病院）を履修するためには、薬学共用試験に合格しなければならない。

(進 級)

第17条 薬学科における各学年の進級条件は、次のとおりとする。

- (1) 1年次では次の条件をすべて満たすこと。

- ア 1年次における実習の科目を除く必修科目の未修得単位が4単位以内であること。
- イ 1年次における実習の科目をすべて修得すること。

- (2) 2年次では次の条件をすべて満たすこと。

- ア 2年次における実習の科目を除く必修科目の未修得単位が4単位以内であること。ただし、前年次における欠単位は、当年次欠単位に含め4単位以内であること。
- イ 2年次における実習の科目をすべて修得すること。

- (3) 3年次では次の条件をすべて満たすこと。

ア 3年次における実習の科目を除く必修科目の未修得単位が4単位以内であること。ただし、前年次における欠単位は、当年次欠単位に含め4単位以内であること。

イ 3年次における実習の科目をすべて修得すること。

(4) 4年次では次の条件をすべて満たすこと。

ア 4年次における実習の科目を除く必修科目の未修得単位が4単位以内であること。ただし、前年次（3年次配当科目のみ）における欠単位は当年次欠単位に含め4単位以内であること。

イ 2年次までの全ての必修科目及び総合科目中の卒業要件である選択必修科目を修得すること。

ウ 総合科目のうち、語学の選択必修科目を同一言語2単位以上並びに1年次及び2年次配当の選択必修科目を6単位以上修得すること

エ 薬学共用試験に合格すること。

オ 4年次における実習の科目をすべて修得すること。

(5) 5年次では次の条件をすべて満たすこと。

ア 5年次における実習の科目を除く必修科目の未修得単位が4単位以内であること。ただし、前年次における欠単位は、当年次欠単位に含め4単位以内であること。

イ 5年次における実習の科目をすべて修得すること。

2 生命薬科学科における各学年の進級条件は、次のとおりとする。

(1) 1年次では次の条件をすべて満たすこと。

ア 1年次における実習の科目を除く必修科目の未修得単位が4単位以内であること。

イ 1年次における実習の科目をすべて修得すること。

(2) 2年次では次の条件をすべて満たすこと。

ア 2年次における実習の科目を除く必修科目の未修得単位が4単位以内であること。ただし、前年次における欠単位は、当年次欠単位に含め4単位以内であること。

イ 2年次における実習の科目をすべて修得すること。

(3) 3年次では次の条件をすべて満たすこと。

ア 3年次における実習の科目を除く必修科目の未修得単位が4単位以内であること。ただし、前年次における欠単位は、当年次欠単位に含め4単位以内であること。

イ 2年次までの全ての必修科目及び総合科目中の卒業要件である選択必修科目を修得すること。

ウ 3年次における実習の科目をすべて修得すること。

3 前2項に定める各学年の必修科目の進級条件（必修科目の未修得単位が4単位以内）を満たしていない場合でも、未修得単位が6単位以内であり、かつ年間GPAの数値が基準値を上回っていれば進級とする。基準値については別に定める。

(卒業)

第18条 卒業の要件は、薬学科においては本学に6年以上、生命薬科学科においては本学に4年以上在学し、学則第9条に規定する単位を修得しなければならない。

(留年学生)

第19条 第17条又は第18条の規定に抵触し原級に留まった者及び卒業延期になった者を留年学生と称する。

2 留年学生の既修得単位は認める。

3 留年学生の未修得授業科目は、原則として再履修しなければならない。

(留年学生の成績評価の特例)

第20条 留年学生は当該年次の科目に限り、既に単位を取得した科目の履修登録を行い、改めて成績評価を受けることができる。

- 2 前項による成績評価において、既に取得した科目より上位の評価を得た場合に限り、再履修した科目の評価を採用するものとする。

附 則

- 1 本規程は、従前の試験規程を一部改正補則し、履修規程と改称したものである。
- 2 本規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年9月1日）

- 1 この規程は、昭和56年9月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日）

- 1 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日）

- 1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日）

- 1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日）

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 第14条の規定は、平成14年3月31日現在の在籍者にも適用する。

附 則（平成15年4月1日）

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第8条および第12条の規定は、平成15年3月31日現在の在籍者にも適用する。

附 則（平成18年4月1日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第14条の規定については、平成18年3月31日現在の在籍者には従前の規定を適用する。
- 3 但し、第7条、第12条および第13条の規定は、平成18年3月31日現在の在籍者にも適用する。

附 則（平成21年4月1日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
ただし、平成21年3月31日に在籍している者には、入学時の規程を適用する。

附 則（平成27年4月1日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
ただし、平成27年3月31日に在籍している者には、入学時の規程を適用する。

附 則（平成28年4月1日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
ただし、令和2年3月31日に在籍している者には、入学時の規程を適用する。

附 則（令和6年4月1日）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
ただし、令和6年3月31日に在籍している者には、入学時の規程を適用する。

3. 学生生活に関する規程

昭和36年4月1日制定
昭和41年4月1日改正
昭和44年4月1日改正
昭和56年4月1日改正
昭和58年4月1日改正
昭和63年4月1日改正
平成18年4月1日改正
平成19年4月1日改正
平成28年4月1日改正
令和6年12月23日改正

(目的)

第1条 この規程は、東北医科薬科大学における学生生活に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(学生証)

第2条 学生は、学生証の交付を受けて必ず携帯し、本学教職員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

- 2 学生証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 3 学生証を紛失又は破損したときは、直ちに学長に届け出て再交付を受けなければならない。なお、再交付を受けようとするときは、所定の手数料を納付するものとする。
- 4 学生証は、卒業、修了、退学、除籍の場合又は有効期間を経過したときは、直ちに学長に返納しなければならない。

(保証人)

第3条 保証人は、原則として学生の父母又は独立の生計を営む成年者とする。

- 2 保証人は、本学の教育方針に協力し、保証する学生の身上及び授業料その他の債務について、責任を負うものとする。

(学生及び保証人情報の届出)

第4条 学生は、入学後速やかに学生及び保証人の情報を学長に届け出るものとする。

- 2 前項により届け出た情報に変更が生じたときは、直ちに学長に届け出るものとする。

(健康診断)

第5条 学生は、毎年1回本学が実施する健康診断を受けなければならない。

- 2 学長は、健康診断の結果必要と認めた者について、治療のため欠席又は休学を命ずることができる。

(団体組織及び課外活動)

第6条 学生が団体を組織しようとするときは、目的及びその構成等を学長に届け出て、承認を受けなければならない。

- 2 前項の組織には、原則として本学教授、准教授、講師、助教の中から顧問を委嘱するものとする。
- 3 団体が学外から団体指導者、講演者等を招聘しようとするときは、その期日の1か月前までに学長に届け出て、承認を受けなければならない。
- 4 団体は毎年、活動継続の届け出をするものとし、指定の期日までに届け出がない団体は休部として扱う。なお、休部の期間は原則として最長1年間とし、再開のための届け出がない場合は解散したものとみなす。
- 5 学生が、学内外において課外活動しようとするときは、目的、日時、場所、参加数等を学長に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、団体が平常借用している場所で借用目的の範囲内で活動する場合は、届出を要しない。

- 6 学生が、学外で本学に関係ある名称を使用して各種の催物を開くとき、及び他の主催する催物に参加するとき、又は一般を対象として金銭の収受を伴う行為をするときは、あらかじめ学長に届け出て、その承認を受けなければならない。
- 7 本条各項において特に大学の機能を害し、学内の秩序を乱すおそれがあると認めたときは、禁止又は解散を命ずることがある。

(掲示、配布)

第7条 学生が、学内に掲示をしようとするときは、あらかじめ学長に届け出て、その承認を得なければならない。

- 2 学生が、印刷物その他物品の配布をしようとするときは、あらかじめ学長に届け出て、その承認を得なければならない。
- 3 印刷物に学外から広告を取ろうとするとき、又は寄付を受けようとするときは、あらかじめ学長に届け出て、その承認を得なければならない。
- 4 本条各項において特に不相当と認めたときは、禁止又は保留することがある。

(海外渡航)

第8条 教育の一環で海外へ渡航する場合は、あらかじめ学長に届け出て、その承認を得なければならない。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、学務部学生課が担当する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学運営会議の意見を聴き、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、昭和36年4月1日から施行する。
附 則 (昭和41年4月1日)
- 1 この規程は、昭和41年4月1日から施行する。
附 則 (昭和44年4月1日)
- 1 この規程は、昭和44年4月1日から施行する。
附 則 (昭和56年4月1日)
- 1 この規程は、昭和56年4月1日から施行する。
附 則 (昭和58年4月1日)
- 1 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。
附 則 (昭和63年4月1日)
- 1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
附 則 (平成18年4月1日)
- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
附 則 (平成19年4月1日)
- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
附 則 (平成28年4月1日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年12月23日)

- 1 この規程は、従前の学内規程を一部改正補則し、学生生活に関する規程と改称したものである。
- 2 この規程は、令和7年1月1日から施行する。

4. 薬学部科目等履修生規程

平成7年4月1日制定
平成27年4月1日改正
平成28年4月1日改正
令和2年4月1日改正

(目 的)

第1条 この規程は、東北医科薬科大学（以下「本学」という。）学則第34条の規定に基づき、薬学部における科目等履修生の取り扱いについて、必要事項を定めることを目的とする。

(資 格)

第2条 科目等履修生を志願できる者の資格は、学則第19条に定める資格を有する者とする。

(出願書類)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願（様式1）
- (2) 履歴書（写真貼付）
- (3) 最終学校卒業証明書及び成績証明書
- (4) 健康診断書（3月以内に発行されたもの）
- (5) 勤務先を有する者は、所属長の承諾書
- (6) その他、本学が必要とするもの

(入学許可)

第4条 科目等履修生の入学許可は、教授会の議を経て学長が行う。

(入学時期)

第5条 科目等履修生の入学時期は、学期の始めとする。

(履修期間)

第6条 履修期間は、入学を許可された日からその年度の末日までとする。ただし、特別の事由があると認められた場合には、その在学期間を延長または、短縮することができる。

- 2 前項の在学期間の延長は、1年間を限度とする。

(入学金並びに科目等履修料)

第7条 科目等履修生として入学を許可された者は、指定の期日までに、別に定める入学金並びに科目等履修料を納入しなければならない。

- 2 実習を履修する場合には、別に定める費用を徴収する。
- 3 既納の諸納付金は、いかなる理由があっても返付しない。

(単位の授与)

第8条 科目等履修生として履修した授業科目について、学則第10条により所定の単位を与えることができる。

- 2 科目等履修生が1年間に履修できる単位数は、30単位以内とする。
- 3 履修した科目の成績評価は、履修規程第6条を準用する。

(証明書の発行)

第9条 科目等履修生に対して、本人の求めにより、次の各号に定める証明書を発行することができる。

- (1) 科目等履修生証明書（様式2）
- (2) 科目等履修生単位認定証明書（様式3）

(身分証明書)

第10条 科目等履修生に対しては、身分証明書を発行する。

(準 用)

第11条 科目等履修生に関して、本規程に定めのないことについては、本学学則及び正規の学生に関する規定を準用する。

附 則

1 この規程は、平成7年4月1日より施行する。

附 則（平成27年4月1日）

1 この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則（平成28年4月1日）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

東北医科薬科大学長 殿

氏 名 ⑩

科目等履修生入学願

下記科目につき、薬学部科目等履修生として入学を許可願います。

記

年度 ・ 期				
科 目 名	期	単位数	授 業 の 方 法	担当教員氏名

(様式2)

東北医薬教証第 号

科目等履修生証明書

下記の者は、東北医科薬科大学薬学部科目等履修生として在籍したことを証明する。

記

本 籍：

氏 名：

生年月日： 年 月 日生

在籍期間： 年 月 日から 年 月 日まで
(年 ヶ月間)

年 月 日

東北医科薬科大学長

(様式3)

東北医薬教証第 号

科目等履修生単位認定証明書

本 籍

氏 名

生年月日 年 月 日生

上記の者は、東北医科薬科大学薬学部科目等履修生として下記の単位を修得したことを証明する。

記

科 目 名	単位数	授業の方法	学 修 の 期 間	単位修得の時期
			年 月 ～ 年 月	年 月
			年 月 ～ 年 月	年 月
			年 月 ～ 年 月	年 月
			年 月 ～ 年 月	年 月

年 月 日

東北医科薬科大学長

5. 薬学部研究生規程

平成7年4月1日制定
平成28年4月1日改正

(目 的)

第1条 この規程は、東北医科薬科大学（以下「本学」という。）学則第35条に定める薬学部における研究生（以下「研究生」という。）の取扱いについて、必要事項を定めることを目的とする。

(資 格)

第2条 研究生として志願できる者の資格は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学の学部を卒業した者

(2) 本学において前号と同等以上の学力があると認めた者

(出願書類)

第3条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 薬学部研究生入学願（様式1）

(2) 履歴書（写真貼付）

(3) 最終学校卒業証明書及び成績証明書

(4) 健康診断書（3月以内に発行されたもの）

(5) 研究を指導する本学教員の承諾書

(6) 勤務先を有する者は所属長の承諾書

(7) その他、本学が必要とするもの

(入学許可)

第4条 研究生の入学許可は、教授会の議を経て学長が行う。

(研究期間)

第5条 研究期間は、1年を原則とする。ただし、指導教員の判断により、特別の事情があると認められる場合には、その研究期間を延長又は短縮することができる。

(研究期間の充当)

第6条 前条の研究期間は、本学大学院薬学研究科の課程博士及び論文博士の学位論文取扱内規第6条及び6条の2に定める研究期間及び補則第3項第1号に定める在籍研究期間に充当させることができる。

(入学金並びに研究料)

第7条 研究生として入学を許可された者は、指定の期日まで、別に定める入学金並びに研究料を納入しなければならない。

2 既納の諸納付金は、いかなる理由があっても返付しない。

(指導教員)

第8条 研究生は、専門事項に関して、本学教員の指導の下で研究を行わなければならない。

(授業への出席)

第9条 研究生は、指導教員の許可を得て、研究事項に関連ある授業に出席することができる。

(研究報告書の提出)

第10条 研究生が、その研究期間を終了したときには、学長に研究報告書を提出しなければならない。

(証明書の発行)

第11条 研究生に対して、本人の求めにより、次の各号の定める証明書を発行することができる。

(1) 研究生在籍証明書（様式2）

(2) 研究事項証明書（様式3）

(身分証明書)

第12条 研究生に対しては、身分証明書を発行する。

(準 用)

第13条 研究生に関して、本規程の定めがないことについては、本学学則及び正規の学生に関する規定を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日	
東北医科薬科大学長	殿
氏 名	㊞
薬学部研究生入学願	
東北医科薬科大学薬学部研究生として 下記の通り研究をいたしたく入学許可 を賜わりますようお願いいたします。	
記	
1. 研究期間：	年 月 日から 年 月 日まで (年 ヶ月間)
2. 指導教員：	教授(教室)
3. 研究する専門事項：	

(様式2)

東北医薬教証第 号	
薬学部研究生在籍証明書	
本 籍 氏 名	生年月日 年 月 日生
上記の者は、東北医科薬科大学薬学部研究生 として下記の期間、在籍した(している)こと を証明する。	
記	
在籍期間：	年 月 日から 年 月 日まで (年 ヶ月間)
年 月 日	
東北医科薬科大学長	

(様式3)

東北医薬教証第 号	
研究事項証明書	
本 籍 氏 名	生年月日 年 月 日生
上記の者は、東北医科薬科大学薬学部研究生 として下記事項の研究をおこなったことを 証明する。	
記	
1. 研究期間：	年 月 日から 年 月 日まで (年 ヶ月間)
2. 指導教員：	教授(教室)
3. 研究事項：	(研究テーマ・内容)
年 月 日	
東北医科薬科大学長	

6. 単位互換協定に基づく他大学における授業科目並びに単位の認定に関する規程

平成17年4月1日制定
平成28年4月1日改正

(目的)

第1条 この規程は、本学学則第35条の2に基づき単位互換協定に基づき、薬学部における他大学において履修した授業科目及び単位の認定に関する必要事項を定めるものとする。

(協定の締結)

第2条 この規程による他の大学又は短期大学における履修は、対象とする他の大学又は短期大学（以下「協力校」という）と本学との間に締結する協定に基づいて行われる。

2 前項の協定には、次の事項を含めるものとする。

- (1) 授業科目に関すること。
- (2) 履修期間に関すること。
- (3) 受入学生に関すること。
- (4) 単位取得に関すること。
- (5) 授業料等に関すること。

(派遣学生)

第3条 協定校において履修を希望する本学の特別聴講学生を派遣学生という。

(派遣資格)

第4条 派遣を志願することのできる学生は、1年次から3年次学生までとする。

(出願手続)

第5条 派遣学生を希望する学生は、所定の手続により、学長に派遣許可申請書を提出しなければならない。

(派遣の許可)

第6条 派遣の許可は、教授会の議を経て学長が行う。

(授業科目の履修)

第7条 協定校における授業科目の履修については、当該校の定めによるものとする。

(単位及び成績評価の認定)

第8条 協定校で修得した単位については、20単位を限度として本学授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 協定校における授業科目の履修が修了した場合、派遣学生は、所定の期日まで当該校が交付する当該科目についての成績（単位修得）証明書（成績評価基準を示す内容を含む）を教務課に提出しなければならない。

3 協定校において履修した授業科目について修得した単位及び成績評価は、教授会の議を経るものとする。

4 成績評価の認定については、本学の評価基準に準ずるものとする。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改正及び廃止に関することについては、教授会の議を経て決定するものとする。

(その他)

第10条 本規程に定めのない事項については、教授会で審議決定するものとする。

附 則

本規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成28年4月1日から施行する。

7. 学則第10条の2の第4項(入学前の既修得単位等の認定)に基づく内規

昭和55年4月1日制定
平成6年4月1日改正
平成7年4月1日改正
平成10年4月1日改正
平成15年4月1日改正
平成18年4月1日改正
平成27年4月1日改正
平成28年4月1日改正

(趣旨)

第1条 本学学則第10条の2の第4項に定める、薬学部における入学前の既修得単位の取り扱いについては、別に定める場合を除き、この内規によるものとする。

(認定の範囲)

第2条 この学則に規定された認定は、学校教育法に定める大学（短期大学を含む。）の卒業生、中途退学者及び大学以外の教育施設等の範囲で行うものとする。

2 大学設置基準第31条に定める、科目等履修生として修得した単位を含むものとする。

3 前2項で卒業の要件として認められた場合は、本大学で代わりの選択科目を履修することができる。

(認定の手続)

第3条 認定は、該当大学（短期大学を含む。）及び大学以外の教育施設等の単位修得証明書を提出するものとする。

2 各教科の担当教員が個別の科目について審査し、その結果を教授会に報告するものとする。

(認定の科目)

第4条 認定する科目は、総合科目のうちで該当する科目とする。

2 認定の合計は、30単位を超えないものとする。

(審査の決定)

第5条 単位の修得認定については、教授会の審議のうえ決定する。

附 則

この内規は、昭和55年4月1日より施行する。

附 則（平成6年4月1日）

この内規は、平成6年4月1日より施行する。

附 則（平成7年4月1日）

この内規は、平成7年4月1日より施行する。

附 則（平成10年4月1日）

この内規は、平成10年4月1日より施行する。

附 則（平成15年4月1日）

この内規は、平成15年4月1日より施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この内規は、平成18年4月1日より施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この内規は、平成27年4月1日より施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

8. ハラスメント防止等に関する規程

平成21年4月1日制定
平成22年4月1日改正
平成26年4月1日改正
平成28年4月1日改正
平成31年4月1日改正
令和4年3月19日改正

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人東北医科薬科大学（以下「法人」という。）において学生及び教職員等の構成員が個人として尊重され、快適な環境のもとで教育、研究、診療、学習及びその他の業務が遂行されるよう、ハラスメントに適切に対応することを目的とする。

(定 義)

第2条 ハラスメントとは、次の各号に掲げる行為（以下「ハラスメント」という。）をいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

- イ 学生又は教職員等が意図すると否とにかかわらず、性的な言動によって、相手を不快にさせる行為
- ロ 学生又は教職員等が利益若しくは不利益を与えることを利用して、又は利益を与えることを代償として、相手に性的な誘い又は要求をする行為
- ハ 学生又は教職員等が性差別的若しくは性的な言動又はわいせつな図画若しくは文書の掲示若しくは配布（電子媒体によるものを含む。）により、教職員の就業上又は学生の修学上の環境を害する行為

(2) アカデミック・ハラスメント

- イ 学生又は教職員等がその地位又は職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して、教育研究上、著しい不利益を与える行為
- ロ 学生又は教職員等が不適切な言動又は差別的な取扱いにより、教育研究上の環境を害する行為

(3) パワー・ハラスメント

- イ 教職員等がその地位又は職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して、就業上、著しい不利益を与える行為又は業務を妨げる行為
- ロ 教職員等が不適切な言動又は差別的な取扱いにより、就業上の環境を害する行為

(4) その他のハラスメント

学生又は教職員等による前各号に準ずる行為

2 この規程において、ハラスメントに起因する問題とは、次の各号に掲げることをいう。

- (1) ハラスメントのため、教職員等の就業上又は学生の修学上の環境が害されること。
- (2) ハラスメントへの対応に起因して、教職員等が就業上又は学生が修学上の不利益を受けること。

(適用範囲)

第3条 この規程は、学生及び教職員のほか、法人の指揮監督を受けて研修、実習又は職務に従事する学外者にも適用する。

第 2 章 ハラスメント防止委員会

(ハラスメント防止委員会)

第4条 ハラスメントの発生を未然に防止し、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に必要な措置を迅速かつ適切に実施するため、大学（附属病院を除き、法人を含む）、東北医科薬科大学病院及び東北医科薬科大学若林病院それぞれにハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

- 2 防止委員会の委員は、大学においては学長が、附属病院においてはそれぞれの病院長が委嘱する。
- 3 防止委員会の委員長は、大学においては学長が、附属病院においてはそれぞれの病院長が任命する。
- 4 必要に応じて、副委員長を置くことができる。副委員長は、防止委員会委員長が指名する。
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 防止委員会が必要と認めるときは、委員以外の教職員又は専門家等に出席を求め、意見を聞くことができる。
- 7 防止委員会は、次の各号に掲げる活動を通して、それぞれの所属におけるハラスメントの防止等の措置を講ずるものとする。
 - (1) ハラスメントの防止に関する情報収集、研修、啓発活動
 - (2) ハラスメントに関する相談業務
 - (3) ハラスメントに関する事実確認、調査及び異議申し立てに関する再調査
 - (4) ハラスメントに関する調査結果に基づく意見具申
 - (5) 防止委員会の活動報告
 - (6) その他ハラスメント防止等に関する事項
- 8 大学の防止委員会は、法人全体のハラスメント防止に関し統括し、それぞれの防止委員会は前項に定める活動を大学の防止委員会に報告するものとする。

第 3 章 ハラスメントに関する相談及び措置

(相談員)

第5条 ハラスメントに関する苦情及び相談に対応するため、学内相談員を置く。ただし、必要に応じて外部相談員を置くことができる。

- 2 学内相談員は、前条第1項に規定する防止委員会の設置場所毎に複数名置き、大学においては学長が、附属病院においてはそれぞれの病院長が委嘱する。
- 3 学内相談員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 外部相談員は防止委員会の承認を得て、学長が委嘱する。

(相談員等の公表)

第6条 相談員の所属、氏名、連絡先は法人内に公表する。学内相談員の連絡先は、相談員の研究室等を原則とし、相談員本人が了承した範囲において、その他の連絡方法も表示するものとする。

(相談窓口)

第7条 相談窓口は、各相談員とする。

- 2 学生又は教職員等からの相談が相談員以外にあった場合は、相談を受けた者は、速やかに相談員の紹介等を行うものとする。
- 3 前項に関わらず必要に応じて、相談者等が各防止委員会へ直接相談することができるものとする。

(相談員の職務)

第8条 相談員は学生、教職員又は学外者からハラスメント相談を受けた場合には、相談者のプライバシーに十分留意し、立場と状況及び相談環境に十分配慮して、相談者に必要かつ適切な助言を与えるものとする。

- 2 相談員は、必要により当該事案について他の相談員と相談できるものとする。
- 3 相談員は、対応した苦情・相談の事案に関するハラスメント相談状況報告書（様式1）を作成し、速やかに所属する防止委員会委員長に報告するものとする。ただし、相談者が防止委員会への申し出を希望する場合は、ハラスメント相談記録兼報告書（様式2）により防止委員会委員長に報告するものとする。
- 4 委員長は、必要に応じて、相談員の全体会議を開催し、これを主宰することができる。

（防止委員会の対応）

第9条 防止委員会は、第7条第3項の相談及び前条第3項の報告に基づき、適切な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の措置を講ずるに際して、委員長が必要と認めた場合には、防止委員会内に調査のための調査委員会を置く。
- 3 調査委員会は、委員長が指名する3名以上の委員（相談に関与した相談員を除く）をもって構成し、必要に応じて専門家等を加えることができる。

（調査委員会の業務）

第10条 調査委員会は、当該事案に係るハラスメントの有無について関係者への事情聴取を含めた事実関係の調査を行い、その結果について、防止委員会に文書で報告するものとする。

- 2 事情聴取等実態調査を行うに当たっては、被害者及び加害者とされる者（以下、「当事者」という。）のプライバシーに十分留意するとともに、迅速に対処しなければならない。
- 3 調査委員会による調査に当たっては、当事者の申し出により、付添人を付けることができる。
- 4 調査委員会による調査は、原則として、同委員会設置後2週間以内に完了するものとする。ただし、止むを得ない事由が生じたときは、相当期間延長することができる。
- 5 調査委員会は、次のいずれかに該当するとき解散するものとする。
 - （1） 調査が完了したとき。
 - （2） 相談者が、調査の打ち切りを申し出たとき。
- 6 調査委員会委員は、次の事項に留意するものとする。
 - （1） 被害者への抑圧やもみ消しになるような言動を行わないこと。
 - （2） 当事者間の主体的な話し合いが円滑に進むように努め、何らかの解決策を押し付けるようなことを行わないこと。

（調査結果の通知）

第11条 防止委員会は、前条第1項の報告を受けた場合、被申立人及び申立人に調査結果を通知する。

- 2 被申立人及び申立人は、1回に限り異議申し立てを行うことができる。
- 3 防止委員会は、前項の申し立てがあった場合には、再調査を調査委員会に命ずるものとする。

（意見具申）

第12条 防止委員会は、前条の手続を経て、関係者に対して懲戒処分又はそれに準ずる措置（以下「懲戒処分等」という。）を講ずることが適切と判断したときには、その内容を付して学長若しくは病院長に意見具申するものとする。

（懲戒処分等）

第13条 学長若しくは病院長は、防止委員会から前条の規定により懲戒処分等の意見具申を受けた場合は、学部学生にあっては教授会、大学院生にあっては研究科委員会に懲戒処分等について諮問のうえ、学則の規定に基づき懲戒処分等を決定するものとする。また、教職員にあっては、理事長に報告するものとする。

- 2 理事長は、前項の報告があったときは、懲戒委員会に懲戒処分等について諮問のうえ、就業規則の規定に基づき懲戒処分等を決定するものとする。
- 3 学長、病院長及び理事長は、前2項の公表を行うときは、プライバシーの保護に細心の注意を払うもの

とする。

(意見具申以外の措置)

第14条 防止委員会は、第11条の規定による意見具申の措置を講ずるに至らない場合であっても、必要がある場合は、委員長名で当事者に対して口頭又は書面による注意を行うことができる。

2 前項の措置を講じた場合には、委員長は、対象者の所属に応じて学長、病院長又は理事長に報告するものとする。

3 防止委員会は、教育上又は就業上適切と認める措置について、学長、病院長又は理事長に対応を要請することができる。

(学外者に対する措置)

第15条 第12条の規定に基づく意見具申において、ハラスメントを行った者に学外者が関与している場合には、理事長は、当該学外者に対し適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、理事長は、必要があると認めるときは、当該学外者の所属する組織に対して適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

(事務)

第16条 ハラスメントに関する事務は、大学においては企画部企画課が、東北医科薬科大学病院においては事務部総務グループが、東北医科薬科大学若林病院においては事務部総務医事グループ総務係が担当する。

第 4 章 雑 則

(守秘義務)

第17条 防止委員会の委員、相談員及び調査委員会の委員、その他調査に関与した者は、関係者のプライバシーに配慮し、二次的ハラスメント等が起こらないよう努めなければならない。

2 前項に掲げた者は、知り得た事項を在職中及び退職後も漏洩してはならない。

3 防止委員会又は調査委員会の記録は、第16条の部署において厳重に管理保管するものとする。

(不利益取り扱いの禁止)

第18条 ハラスメントに関する苦情又は相談を申し出た者に対し、そのことゆえに不利益な取扱いをしてはならない。

2 ハラスメントに関する苦情の申し出について、調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした者に対しても、そのことゆえに不利益な取扱いをしてはならない。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 東北薬科大学「セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」、「セクシュアル・ハラスメント相談員規程」、「セクシュアル・ハラスメント調査委員会規程」は廃止する。

附 則 (平成22年4月1日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月19日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

9. 学生の懲戒処分に関する細則

令和4年3月23日制定
令和5年3月25日改正
令和6年3月22日改正

(目的)

第1条 この細則は、東北医科薬科大学学則（以下「学則」という。）第42条及び東北医科薬科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第56条に規定する懲戒に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒の対象となる者)

第2条 懲戒の対象となる者は、東北医科薬科大学及び東北医科薬科大学大学院（以下「本学」という。）の学部学生及び大学院学生（以下「学生」という。）とする。

2 委託研究生、科目等履修生、研究生、特別聴講学生、外国人特別学生、外国人留学生、研究員及び特別研究学生の懲戒処分は、学生に準じて取り扱う。

(基本方針)

第3条 学生が学則、大学院学則若しくはその他の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為を行った場合には、学長は、懲戒処分を行うことがある。

2 学生に対する懲戒は、対象行為の内容及びその影響等を総合的に判断し、教育的配慮を加えて行うものとする。

3 懲戒により学生に科せられる不利益は、懲戒の目的を達成するために必要な範囲を限度にしなければならない。

(懲戒の対象となる行為)

第4条 懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為
 - (2) 重大な交通事故（加害者の場合に限る。）及び交通法規違反行為
 - (3) 人権侵害行為又はハラスメント行為
 - (4) 情報倫理を逸脱し大学又は第三者の正当な利益を侵害する行為
 - (5) 試験等における不正行為
 - (6) 学生の学習、研究活動及び教職員の業務等を妨害する行為
 - (7) 上記の他、大学の秩序を乱し、学生としての本分に反した行為
- 2 前項に掲げる対象行為の詳細及び該当する懲戒処分の種類は、別表に定める。
- 3 第1項各号に掲げるもののほか、学則第42条第3項及び大学院学則第56条第3項に定める者は退学に科す。
- 4 第1項各号に関して別の定めがある場合は、その定めに従うものとする。

第5条 懲戒処分の種類は学則第42条及び大学院学則第56条に定める以下の4種とする。

- (1) 訓戒 文書にて厳重な注意を与える。
- (2) 謹慎 一定期間、登校を停止し、自宅での謹慎を命じる。
- (3) 停学 一定期間、学生としての身分を停止する。
- (4) 退学 学生としての身分を剥奪するものとし、再入学は認めない。

(謹慎期間・停学期間)

第6条 謹慎及び停学処分は期間を定めて告知する。

- 2 謹慎期間及び停学期間は、在学年数に算入する。なお、謹慎又は停学となった場合でも、学則及び大学院学則に定める納付金を納入しなければならない。

(自宅待機)

第7条 懲戒の対象となる学生（以下「懲戒対象学生」という。）の所属する学部等の長（以下「学部長又は研究科長」という。）は、懲戒処分が決定するまでの間、当該学生の登校を禁じることが必要と判断した場合は、自宅待機を命ずることができる。

- 2 自宅待機中に謹慎又は停学処分が決定した場合、自宅待機期間を謹慎期間又は停学期間に算入することができる。

(事情聴取)

第8条 学長は、学生に懲戒の対象となる行為があると思料するときは、直ちに事実関係の調査及び懲戒の要否の審議（以下「調査及び審議」という。）を学部長又は研究科長に命ずる。

(調査委員会)

第9条 学部長又は研究科長は、前条に定める調査及び審議を行うため、調査委員会を設置する。

(調査委員会の構成)

第10条 調査委員会は、学部長又は研究科長が指名する本学教職員4名以上によって構成する。

- 2 前項の構成員の指名にあたって学部長又は研究科長は、懲戒対象学生の所属する学部等の学生委員長に意見を聴くものとする。
- 3 調査委員会に委員長を置き、学部長又は研究科長が指名する。
- 4 委員長は、必要と認めた者（外部有識者を含む）の出席を求め、意見を聴取することができる。

(弁明)

第11条 調査委員会は懲戒対象学生に対し、事実関係を調査する旨を通知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、懲戒対象学生が弁明の機会を自ら放棄した場合、又は連絡先不明その他やむを得ない事由により、当該学生に通知及び弁明の機会を与えることができないときは、これを行わないことができる。
- 3 当該学生が正当な理由なく弁明の場に出席せず、又は弁明書を提出しなかった場合は、弁明する権利を放棄したものとみなす。

(学生委員会での審議)

第12条 学生委員長は、調査委員会での審議結果に基づき、懲戒処分の内容についての審議を懲戒処分学生の所属する学部等の学生委員会（以下「学生委員会」という。）に諮り、懲戒処分の案を当該学生の所属する学部等の教授会又は研究科委員会（以下「教授会又は研究科委員会」という。）に上申する。

(教授会・研究科委員会での審議)

第13条 学部長又は研究科長は、前条に基づき、懲戒対象学生の懲戒処分の種類及び内容についての審議を教授会又は研究科委員会に諮り、懲戒処分の案を学長に提出する。

(懲戒処分の決定)

第14条 学長は、前条の案に基づき、懲戒処分を決定する。

- 2 学長は、懲戒処分の決定に当たり、必要と認める場合には、大学運営会議の意見を聴いて、再度の調査及び審議を学部長又は研究科長に命じることができる。この場合においては、第9条から前条までの規定を準用する。

(謹慎・停学処分を受けた学生の指導)

第15条 学部長又は研究科長は、謹慎又は停学処分を受けた学生に教育的指導を行わなければならない。

(教育的指導)

第16条 学部長又は研究科長は、調査及び審議により、懲戒の対象にならないと判断した場合であっても、教育的措置として学生に口頭にて指導を行うことができる。

(懲戒処分の通知・発効)

第17条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、懲戒処分を受けた学生とその保証人（以下「学生及び保証人」という。）に対し、処分内容を記載した文書を通知する。ただし、学生及び保証人のどちらも受取を拒否した等により通知できない場合は、その通知は通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。

2 学生及び保証人のどちらも所在が不明な場合は、告示日をもって通知が学生及び保証人に到達したものとみなす。

3 懲戒処分は、学生及び保証人に対して懲戒内容を文書で発信した日から発効する。

(告示・記録)

第18条 学長は、懲戒を行った場合は、遅滞なく告示しなければならない。

2 告示する事項は、懲戒処分を受けた学生の所属する学部又は研究科、学科（専攻・課程）、学年、懲戒の種類、懲戒の理由とし、告示の期間は3日間とする。

3 大学運営会議の議を経て、学長が特段の事情があると認める場合に限り、告示の一部又は全部を公開しないことができる。

4 懲戒の事実、懲戒処分を受けた学生の学籍簿に記録する。

(不服申立て・再審査要求)

第19条 懲戒処分を受けた学生は、懲戒の発効日から14日以内にその懲戒に対する不服申立てを保証人連署の上、文書により行う事ができる。ただし、その期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して14日以内に不服申立てを行うことができる。

2 懲戒処分を受けた学生は、懲戒処分の相当性を再審査すべき証拠として新たに検出したときは、その証拠となる資料を添えて、保証人連署の上、文書により学長に再審査を請求する事が出来る。

(再審査)

第20条 学長は、前条の請求を受け付けたときは、再審査の要否について教授会又は研究科委員会に諮る。

2 学長は、教授会又は研究科委員会の審議に基づき、再審査の必要があると認めたときには、再度の調査及び審議を学部長又は研究科長に命じることができる。この場合においては、第9条から第14条までの規程を準用する。

3 学長は、教授会又は研究科委員会の審議に基づき、再審査の必要がないと認めたときは、文書により速やかにその旨を当該学生に通知する。

(懲戒対象者の退学及び休学の願い出の扱い)

第21条 学長は、懲戒対象学生から、懲戒処分の決定前に退学又は休学の願い出がある場合は、懲戒処分が決定するまでこの願い出を受理しない。

2 謹慎又は停学期間中に退学の願い出がある場合は、受理するものとする。

3 謹慎又は停学期間中の休学は認めない。

(守秘義務)

第22条 学生の懲戒等に関する事項に係わった教職員は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、その地位を解かれた後も継続する。

(雑 則)

第23条 学生の懲戒処分に関する事務は、学務部学生課が行う。ただし、医学部及び医学研究科の学生の懲戒にあつては医学部事務部教務課が行う。

2 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(改 廃)

第24条 この細則の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月25日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表

(第4条関係)

懲戒対象行為及び処分例

区分	事項	懲戒処分の種類			
		退学	停学	謹慎	訓戒
(1) 犯罪行為	①殺人、強盗、強姦、誘拐、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	○			
	②薬物犯罪行為（麻薬、大麻、危険ドラッグ等の違法薬物使用、不法所持、譲渡、仲介もしくは入手しようとする行為）	○	○		
	③傷害、窃盗、万引き、恐喝又は詐欺等の犯罪行為	○	○		
	④痴漢行為（のぞき見、わいせつ、盗撮行為その他迷惑行為等を含む）、ストーカー行為	○	○		
	⑤20歳未満に対する飲酒又は喫煙を強制又は助長する行為		○	○	○
	⑥その他、刑法等にて定められている犯罪行為	○	○	○	○
(2) 重大な交通事故（加害者の場合に限る）及び交通法規違反行為	①死亡又は高度な後遺症を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	○	○		
	②死亡又は高度な後遺症を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合	○	○		
	③人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	○	○		
	④後遺症等を伴う人身事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合		○	○	○
	⑤無免許運転、飲酒運転（幫助を含む。）、暴走運転等の悪質な交通法規違反行為	○	○		
(3) 人権侵害行為又はハラスメント行為	①セクシュアル・ハラスメント行為、アカデミック・ハラスメント行為、パワー・ハラスメント行為、アルコールハラスメント行為等	○	○	○	○
(4) 情報倫理を逸脱し大学又は第三者の正当な利益を侵害する行為	①コンピュータ又はネットワークの不正、不適切な使用	○	○	○	○
	②個人情報等の取扱いと守秘義務違反に関する誓約書に違反する行為	○	○	○	○
	③SNS等の不適切な使用	○	○	○	○
(5) 試験等における不正行為	①カンニングペーパー等、不正行為を疑われる物品の所持または使用を行った場合		○		
	②所持品、電子機器、身体、衣服、机、椅子、壁等への書込みの利用と試験中に書込みを行った場合		○		
	③使用が許可されていない物品（電子機器、イヤホン、教科書、ノート、コピー、辞書、参考書、レポート等）を使用した場合		○		
	④他人の答案を見て写す行為および他人に見せる行為をした場合		○		
	⑤試験場の内外を問わず、人と連絡し合う行為（連絡した者、連絡を受けた者）をした場合		○		
	⑥代人受験（依頼した者、受験した者）を行った場合		○		
	⑦試験監督者の指示・注意に従わない行為をした場合		○		
	⑧問題用紙、答案用紙の撮影および無許可の持ち帰りをを行った場合		○		
	⑨その他、試験の公正を害すると認められる行為をした場合		○		
	⑩再度不正行為等を行った場合	○			
(6) 学生の学習、研究活動及び教職員の業務等を妨害する行為	①本学の構成員に対する暴力行為、威嚇行為、拘禁行為、拘束行為等	○	○	○	○
	②本学の教育研究又は管理運営を妨げる行為	○	○	○	○
	③本学が管理する建造物への不法侵入又は不正使用もしくは占拠した行為		○	○	○
	④本学が管理する建造物又は器物の損壊、汚損、失火（結果が重大なものに限る）等		○	○	○
(7) 大学の秩序を乱し、学生としての本分に反した行為	①研究活動上の不正行為（データ捏造・改ざんに関わる行為、論文盗用及び著作権の侵害等）	○	○	○	○
	②反社会的団体の活動を行っており、その活動が他の学生等に影響を及ぼし本学の秩序を乱すものと認められた行為	○	○	○	○
	③上記の他、本学の信用を著しく失墜させる行為	○	○	○	○

備考：本表は懲戒行為の一例である。本表に記載されていない行為であっても、その行為が学則、大学院学則若しくはその他の規則に違反している場合、又は学生の本人に反する行為を行った場合には懲戒処分となる場合がある。また、処分量定については、個別の事案の内容、行為後の対応、結果及び影響の重大性等を総合的に判断し、教育的配慮を加えて決定するものとする。

10. 創設者高柳義一奨学金規程

昭和62年4月1日制定	昭和63年4月1日改正
平成元年4月1日改正	平成3年4月1日改正
平成4年4月1日改正	平成5年4月1日改正
平成7年4月1日改正	平成9年4月1日改正
平成11年4月1日改正	平成13年4月1日改正
平成14年4月1日改正	平成15年4月1日改正
平成16年4月1日改正	平成17年4月1日改正
平成22年3月20日改正	平成22年7月1日改正
平成27年4月1日改正	平成28年4月1日改正

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 東北医科薬科大学創設者高柳義一先生の高邁な奨学育英事業の精神を受けつぎ、次の世代を担う東北医科薬科大学薬学部学生及び大学院薬学研究科の学生に対し奨学援助を行い、もって将来国家社会に有用な人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の目的達成のため、東北医科薬科大学創設者高柳義一奨学金（以下「奨学金」という。）を設置する。

(事業及び財源)

第3条 この奨学金制度は、次の事業を行う。

(1) 奨学金の貸与

(2) 奨学一時金の貸与

2 事業に要する財源は、創設者高柳義一奨学基金運用果実、貸与金の返還金及び学校法人東北医科薬科大学の経常収入をもってこれにあて、本法人理事会の承認を得て支出するものとする。

(奨学生の要件)

第4条 この奨学金を受ける者（以下「奨学生」という。）は、東北医科薬科大学に在学する薬学部学生及び大学院学生で、人物・学業とも健全かつ優秀で、修学上経済的に困難な状況にあると認められる者とする。

第 2 章 出願・選考及び採用

(出願・選考及び採用)

第5条 奨学金を受けようとする者は、学務部学生課に奨学生願書（所得証明書添付）により出願し、学長の推薦を受けなければならない。

2 前項の推薦を受けた者の中から奨学生選考委員会が選考を行い、理事長がその答申によって奨学生の採用を決定する。

3 奨学生選考委員会については、別に定める。

4 採用通知は、学長を経て本人宛に行う。

5 採用通知を受けた者は、連帯保証人を付して、契約書（印鑑証明書添付）（所定様式による）を理事長に提出するものとする。

第 3 章 奨学生の異動

(奨学金の休止)

第6条 奨学生が休学又は1か月を超えて長期欠席をしたときは、その期間奨学金の貸与を休止することができる。

(奨学金の停止)

第7条 奨学生の学業及び性行などの状況により、教育指導上その必要あると認められたときは、学長の意見を

徴して奨学金の貸与を停止することができる。

（奨学生の資格喪失）

第8条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、学長の意見を徴して奨学生の資格を喪失させることができる。

- （1） 奨学金を必要としなくなったとき。
- （2） 傷病、疾病のため修学の見込みがなくなったとき。
- （3） 学業成績又は操行が不良となったとき。
- （4） 学生の本分にもとる行為で停学又は退学の処分をうけたとき。
- （5） 奨学生願書に記入すべき事項を故意に記入しなかったこと、又は虚偽の記入をしたこと等により奨学生に採用されたことが判明したとき。

（奨学金の復活）

第9条 本規程第6条、第7条に定めるその事由がやんだときは、学長を経て奨学金の復活、又は期間の延長を願い出ることができる。この場合には、学長の意見を徴して認めることができる。

第4章 奨学金の貸与

（奨学金の金額及び採用者数）

第10条 奨学生に貸与する金額は、次のとおりとする。

- （1） 学部学生 64,000円（月額）
- （2） 大学院学生（修士課程） 90,000円（月額）
- （3） 大学院学生（博士課程） 124,000円（月額）

- 2 採用者数は、学部学生10名以内、大学院学生10名以内、合計20名以内とする。ただし、奨学生の選考過程において、特に必要と認められる場合は、学部学生、大学院学生合わせて20名以内で採用者数を決定できるものとする。

（奨学金の貸与期間）

第11条 奨学金の貸与期間は、次のとおりとする。

- （1） 学部学生については、学則に定める最短修業年限とする。
- （2） 大学院学生については、学則に定める最短修業年限とする。

（奨学金の支払方法）

第12条 奨学金は、指定する銀行口座に当該月分（1日）を振込み送金する。

（返還の開始）

第13条 次の各号の一に該当したときは、貸与期間の終了した月の翌月から起算して3月を経過した後から奨学金の返還が開始するものとする。

- （1） 第11条に定める最短修業年限が到来したとき。
- （2） 奨学金を辞退したとき。
- （3） 退学したとき。
- （4） 奨学生の資格を喪失したとき。

（借用証書の提出）

第14条 返還の開始する奨学生は、速やかに所定の様式により借用証書を連帯保証人との連署により作成し、学長を経て理事長に提出しなければならない。

（返還条件）

第15条 返還については、別表1（返還年賦額区分表）により返還しなければならない。

- 2 利子は、徴収しない。
- 3 本人及び連帯保証人は、住所を変更したときは、速やかに、学長を経て理事長に届出なければならない。

(合算返還)

第15条の2 第10条に定める2以上の奨学金の貸与を受けた場合における奨学金の返還の割賦金の額については、貸与を受けた奨学金の額の合計額を「貸与を受けた奨学金の額」として別表1（返還年賦額区分表）により返還することができる。

2 合算返還を希望する奨学生は、速やかに、所定の様式により合算返還願を連帯保証人との連署により作成し、学長を経て理事長に提出しなければならない。

(返還延期)

第16条 やむを得ない特別の事情があるときは、願い出により返還の開始及び返還期日を延長することができる。

(返還免除)

第17条 奨学金を受けた者が次の各号の一に該当するときは、保証人（家族）及び連帯保証人の願い出により返還を免除することができる。

- (1) 本人が在学中死亡したとき。
- (2) 本人が返還完了前に死亡したとき。
- (3) その他特別の事情により返還が困難となり、これを理事長が認めたとき。
- (4) 本学教員として教育研究に従事し勤務した期間が次の年数に達し、本人が願い出たとき。ただし、返還免除の対象は、大学院在学中の貸与分のみとし、学部在学中の貸与分及び奨学一時金は免除の対象としない。

イ 大学院・修士課程（薬科学専攻）修了の場合 6年以上

ロ 大学院・博士課程（薬科学専攻）修了の場合 9年以上

ハ 大学院・博士課程（薬学専攻）修了の場合 12年以上

第5章 奨学一時金の貸与

(特別要件)

第18条 奨学一時金は、第4条の定めを考慮しつつ、次の要件を備えた場合に特に認めるものとする。

- (1) 本人の責に依らない、真にやむを得ない事由により、一時的に経済的困窮に陥り学業継続が危ぶまれる状況にあること。
- (2) 本人及び保証人とも学業継続意欲が強く、かつ双方から強い要請があること。
- (3) 貸与することによって学業成就の可能性が高く、かつ返済に特段の懸念がないと認められること。

2 奨学一時金を受けようとする者は、前項第2号により学務部学生課に奨学一時金貸与依頼書（所定様式）を提出しなければならない。

(貸与の条件)

第19条 貸与金額、期間、交付方法、返還の条件等については、本人及び保証人から状況を聴取のうえ、実情に応じて決定する。

- 2 貸与は原則年度内1回とし、引き続き希望する場合は、年度毎に新たに申請しなければならない。
- 3 資金の用途は、授業料及び施設設備費の納入に限定する。
- 4 貸与する金額は、年間の授業料及び施設設備費の合計額を1年度の上限とし、その累計額は、3年度分を超えないものとする。
- 5 奨学一時金は、第17条第4号に定める返還免除の適用対象外とする。

(規程の準用)

第20条 前条以外の事項については、第4章の定めを準用する。

第6章 罰 則

(罰則)

第21条 次の場合には、奨学生は奨学金にかかるすべての権利を失うとともに、学長の意見を徴した後、貸与した奨学金総額に貸与期間の金利を加算した合計額について直ちに返還請求することができる。

- (1) 第8条第4号による退学処分を受けたとき。
 - (2) 第8条第5号の事実が判明したとき。
 - (3) 奨学金に関して、本人及び保証人が故意に所定の届出をせず、かつ返還を怠ったとき。
- 2 前項の適用する金利は、年5%とする。

第7章 雑 則

(改正)

第22条 本規程の改正は、本法人理事会の議決を得て行う。

附 則

1 本規程は、昭和62年4月1日より施行する。

附 則 (昭和63年4月1日)

1 本規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年4月1日)

1 本規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年4月1日)

1 本規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年4月1日)

1 本規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日)

1 本規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年4月1日)

1 本規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日)

1 本規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月1日)

1 本規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年4月1日)

1 本規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月1日)

1 本規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日)

1 本規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日)

1 本規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日)

1 本規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月20日)

1 本規程は、平成22年3月20日から施行する。

附 則 (平成22年7月1日)

1 本規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日)

1 本規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日)

1 本規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1 返還年賦額区分表

返 還 総 額	返還年賦額（月 額）	返還期間
1,200,000円以下	総額の10分の1（～10,000円）	10 年
1,201,000円 ～ 2,400,000円	120,000円（ 10,000円）	10～20年
2,401,000円以上	総額の20分の1（10,000円～）	20 年

（注）1,200,000円以下および2,401,000円以上で、年賦額に1,000円未満の端数が出る場合は、その端数を最終の年賦額に加算する。

(A 4 判)

(A 4 判)

(A 4 判)

(A 4 判)

第5条第3項による様式（誓約書）

誓約書

この度、東北医科薬科大学創設者高柳義一奨学金の貸与を受けるにあたり、次のことを誓約いたします。

1 今後健康に留意して一層学業に励み真摯な学生生活を送ります。

2 奨学金規程を守り、大学の指示に従い、必要な手続きを怠りなく行う等奨学生としての責務を果たします。

3 貸与終了後は、奨学金規程に従い、奨学金返還の義務を誠実に履行します。

年 月 日

学校法人東北医科薬科大学
理事長 高柳元明 殿

本人	大 学 院	東北医科薬科大学	薬 学 部	学科 第 学年	第 第 学年	
	ふりがな					印
	氏 名					
人	生 年 月 日	年 月 日				
	現 住 所	〒 TEL () () -				
	ふりがな					印
連 帯 保 証 人	氏 名					
	生 年 月 日	年 月 日				
	現 住 所	〒 TEL () () -				
人	本人との関係					
	職 業					

送金先は下記のとおりお願いいたします。

送金先 銀行名	口 座	銀行の確認印
住所	名 義	
TEL	普通預金口座	
七十七銀行小松島支店	(奨学生出願者本人名義に限る)	

(A 4 判)

第14条による様式（奨学金借用証書）その1

(表・裏とも太線内を記入すること。)

奨学金借用証書

借 用 金 額

百 十 万 千 百 十 円

東北医科薬科大学創設者高柳義一奨学生として上記金額を借用しました。
については奨学金規程その他の規程を守り、裏面奨学金返還明細書のとおり滞りなく返還いたします。

年 月 日

学校法人 東北医科薬科大学
理事長 高柳元明 殿

奨学生 本人	現住所 氏名	印	印
	現住所 氏名	印	印
連 帯 保証人	(フリガナ)	本人との関係	印
	年 月 日 生		
保証人	現住所 氏名	印	印
	(フリガナ)	本人との関係	印
	年 月 日 生		
(以下は未成年者のみ記入のこと)			
親権者 (父) 後見人	現住所 氏名	印	印
	現住所 氏名	印	印
親権者 (母)	現住所 氏名	印	印
	現住所 氏名	印	印

注意 署名は必ず各自で行い、印鑑は各自のものを朱肉で鮮明に押印すること。

(A 4 判)

第14条による様式（奨学金返還明細書）

1 借 用 の 明 細

氏 名		
奨 学 生 番 号	(フリガナ)	
百 千 万 千 百 十 一 一 千 百 十 一	性別 男 女	生年月日 年 月 日
学 校 名	東 北 医 科 薬 科 大 学	薬 学 部 学 科 大 学 院 修士課程・博士課程
借 用 金 額	円	借 用 終 了 事 由
		以前に借りたときの奨学生番号
		期 間 退 学 止 止 了
借 用 金 額 の 内 訳	借 用 期 間 年 月 ~ 年 月 月	借 用 月 数 借 用 月 額 借 用 金 額 円

2 返 還 の 方 法

下表により銀行・信用金庫・農協等の自動引落制度〔七十七自動集金サービス（全国ネット型）〕により返還する。

尚、一部利用できない金融機関もあるので、大学に照会すること。

割賦方法	返 還 期 間、期 日・返 還 回 数・返 還 月 額	返還回数	返還月額
	年 月 ~ 年 月 までの毎月27日	回	円
月賦返還	年 月 ~ 年 月 までの毎月27日		
	年 月 ~ 年 月 までの毎月27日		
	年 月 ~ 年 月 までの毎月27日		

(A 4 判)

第14条による様式（奨学金借用証書）その2

(住民原票)

3 本人勤務先・卒業後の連絡先、連帯保証人、本人の本籍
(奨学生自身が記入する。)

本人の勤務先	漢字	フリガナ	TEL	市外局番、市内局番、番号の順に「-」を記入すること。
卒業後の連絡先	漢字	フリガナ	TEL	市外局番、市内局番、番号の順に「-」を記入すること。
連 帯 保 証 人	氏 名	生 年 月 日	父 母 兄弟	年 月 日 1 2 3 4
保 証 人	漢字	フリガナ	TEL	市外局番、市内局番、番号の順に「-」を記入すること。
本人の本籍	漢字	フリガナ	TEL	市外局番、市内局番、番号の順に「-」を記入すること。

注意 カタカナ姓・名は、住所欄の「フリガナ」欄に記入すること。

(A 4 判)

— 130 —

次の説明は借用証書で約束する〔返還の方法〕について、各項目の概要を説明してあります。

(1) 割賦方法

割賦方法は、月賦返還とする。

(2) 返還期日

返還期日は、借用終了月（返還猶予が承認された場合は、「猶予期間終了月」と読み替える）から3カ月経過した後の月の27日を第1回とし、以降、各月の同日とする。

(3) 返還回数

ア 返還総額（借用金額）が1,200,000円以下、または2,401,000円以上の者については、「創設者高柳義一奨学基金規程」別表1の「返還年賦額区分表」に基づき、各々の返還総額（借用金額）に該当する返還年数に、12を乗じて得た回数とする。

イ 返還総額（借用金額）が1,201,000円～2,400,000円の者については、「創設者高柳義一奨学基金規程」別表1の「返還年賦額区分表」に基づき、各々が返還総額（借用金額）を10,000円（返還月額）で除して得た回数とする。（小数点以下の端数は切り捨て）

(4) 割賦金

割賦金は、「創設者高柳義一奨学基金規程」別表1の「返還年賦額区分表」の返還年賦額を12で除して得た額とする。1,000円未満の端数がでた場合は、最終年賦額に加算する。

(5) 割賦金の支払方法

ア 割賦金の支払は、次の金融機関の口座（普通預金）から大学指定の自動引落制度（七十七自動集金サービス「全国ネット型」）に加入して返還する。

a 都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、長期信用銀行、信用金庫、労働金庫の全店

b 信託銀行、農業協同組合、信用組合の一部

（提携金融機関名の詳細については大学に問い合わせのこと）

イ 上記の自動引落制度の加入申し込みは卒業または退学後、第1回返還期日の3ヶ月前までに、七十七銀行所定の用紙（大学にて配布）を大学に提出して手続きする。（申し込みに際しては口座届出印が必要）

第15条の2による様式（奨学金合算返還額）

学校法人 東北医科薬科大学
理事長 高 柳 元 明 殿

年 月 日

本 人	(フリガナ)			
	氏 名	㊦	年 月 日生	
	(フリガナ)			
	住 所 〒	TEL		
勤務先名				
連帯保証人	氏 名	年 月 日生	続柄	
	住 所 〒	TEL		
保 証 人	氏 名	年 月 日生	続柄	
	住 所 〒	TEL		

下記のとおり奨学金の合算返還を連帯保証人及び保証人と連署してお願いいたします。

1

合算後の返還方法	借用金額	円		
	返還残額	円		
	返還年賦額	円	最終	円
	返還期間	年間		
	返還期日	毎年	月 末 日	

2

合算前の返還方法	奨学生番号				
	借用金額	円	円	円	円
	返還残額	円	円	円	円
	返還年賦額	最終 円	最終 円	最終 円	最終 円
	返還期間	年間	年間	年間	年間
	返還期日	毎年 月末日	毎年 月末日	毎年 月末日	末 日

(A 4 判)

第18条の第2項による様式（奨学一時金貸与依頼書）

(学部)

年 月 日

学校法人 東北医科薬科大学
理事長 高 柳 元 明 殿

学科 年 組 番

本人 {住所:
氏名: ㊦

連帯保証人 {住所:
氏名: ㊦

奨学一時金貸与依頼書

このたび、創設者高柳義一奨学金規程第3条第2項の「奨学一時金」として下記のとおり貸与を受けたいので、ご承認いただきますようお願いいたします。

記

1 貸与を受けようとする金額: 円

2 資 金 使 途:

3 貸 与 依 頼 の 事 由:

4 返 還 の 予 定:

(A 4 判)

(大学院)

年 月 日

学校法人 東北医科薬科大学
理事長 高 柳 元 明 殿

博士課程前期・博士課程後期
年 組

本人 {住所:
氏名: ㊦

連帯保証人 {住所:
氏名: ㊦

奨学一時金貸与依頼書

このたび、創設者高柳義一奨学金規程第3条第2項の「奨学一時金」として下記のとおり貸与を受けたいので、ご承認いただきますようお願いいたします。

記

1 貸与を受けようとする金額: 円

2 資 金 使 途:

3 貸 与 依 頼 の 事 由:

4 返 還 の 予 定:

(A 4 判)

— 132 —

11. 体育施設管理規程

昭和56年4月1日制定
平成27年4月1日改正
平成28年4月1日改正

(目 的)

第1条 本学体育施設（体育館・グラウンド・テニスコート等）及び附属施設（以下「本施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定める。

(管 理)

第2条 本施設に、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、本施設全般の管理運営にあたる。

3 本施設に、必要に応じて管理主任及び管理副主任を置くことができる。

4 管理主任及び管理副主任は、管理責任者の指示に従い管理業務を補助する。

(使用者の範囲)

第3条 本施設は、本学学生・教職員及びその他学長が許可した者が使用できるものとする。

(優先使用)

第4条 本学の行事に使用する場合は、これを優先する。

(使用規程)

第5条 本施設の使用規程については、別に定める。

(改 正)

第6条 本規程の改正は、管理責任者の発議により学長の承認をもって改正する。

附 則

1 この規程は、昭和56年4月1日より施行する。

附 則（平成27年4月1日）

1 この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則（平成28年4月1日）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

12. 体育施設使用規程

昭和45年4月1日制定
昭和56年4月1日改正
平成27年4月1日改正
平成28年4月1日改正
平成29年4月1日改正

(目 的)

第1条 本規程は、東北医科薬科大学体育施設管理規程に基づき、本施設の使用について必要な事項を定める。

(使用手続)

第2条 本施設を使用するときは、原則として使用しようとする3日前までに所定の願書に必要事項を記入し、管理責任者に提出する。

2 管理責任者は、その諾否を使用責任者に連絡するものとする。

(使用時間)

第3条 本施設を使用できる時間は、原則として次のとおりとする。

月曜日～金曜日	午前9時から午後9時まで
土曜日、日曜日・祝祭日	午前9時から午後5時まで

(遵守事項)

第4条 使用者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可条件(日時・目的)を守ること。
- (2) 火災・盗難その他事故防止に留意すること。
- (3) 所定の場所以外での飲食をしてはならない。
- (4) 照明設備や体育器具は、みだりに使用したり、移動又は搬出してはならない。
- (5) 設備・器具の破損や故障が生じたときは、直ちに管理責任者に申し出ること。
- (6) 整理・整頓を旨とし、使用後は清掃の上、原状に復すること。
- (7) 退出の際は、火災・電気・施設等の点検を十分行うこと。
- (8) その他、管理責任者の指示に従うこと。

(損害賠償)

第5条 本施設内の設備・器具等を汚損又は紛失した者は、原則としてその損害を賠償しなければならない。

(許可の取消・使用中止)

第6条 次の各号に掲げる場合に管理責任者は、使用許可の取消又は使用中止を命じるとともに、以後の使用申し込みを拒否することができる。

- (1) 第4条、第5条に違反したとき。
- (2) 秩序、風紀を乱したとき。
- (3) 管理責任者が管理運営上、使用が不適当と判断したとき。

(改 正)

第7条 この規程は、管理責任者の発議により学長の承認をもって改正する。

附 則

1 この規程は、昭和45年4月1日より施行する。

附 則(昭和56年4月1日)

1 この規程は、昭和56年4月1日より施行する。

附 則（平成27年4月1日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

13. クラブハウス管理規程

昭和56年4月1日制定
平成28年4月1日改正

(目 的)

第1条 この規程は、東北医科薬科大学クラブハウス（以下「施設」という。）の使用について、運営上の必要な事項を定める。

(管理責任者)

第2条 本施設の管理運営は、学長のもと、事務局長（以下「管理責任者」という。）が行う。

2 管理責任者は、本施設の管理、運営及び施設整備に関する業務を行う。

(利用者の範囲)

第3条 本施設を利用できる者の範囲は、本学学生・教職員、及び学長が許可した者とする。

(優先使用)

第4条 本学の行事に使用する場合は、これを優先する。

(利用手続)

第5条 本施設の利用手続及び利用方法については、別に定める。

(改 正)

第6条 この規程は、管理責任者の発議により、学長の承認をもって改正する。

附 則

1 この規程は、昭和56年4月1日より施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

14. 駐車（輪）場使用規程

昭和61年4月1日制定
平成17年4月1日改正
平成26年4月1日改正
平成28年4月1日改正

第1条 この規程は、本学が設置する駐車（輪）場の適正な使用及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 駐車（輪）場及び駐車（輪）できる車両等（車両等の種別は、道路交通法に定める扱いによる。）の区分は、次のとおりとする。

- (1) 第1駐車場（研究棟 北側）四輪自動車のみ
- (2) 第2駐車場（薬用植物園北側）四輪自動車のみ
- (3) 第1駐輪場（講義棟 南側）自転車のみ
- (4) 第2駐輪場（講義棟 南側）自動二輪車、原動機付自転車及び自転車
- (5) 第3駐輪場（講義棟 玄関前）自転車のみ
- (6) 第4駐輪場（学生ホール1F）自転車のみ
- (7) 第5駐輪場（学生ホール北側）自動二輪車及び原動機付自転車
- (8) 第6駐輪場（図書館・情報センター西側）自転車のみ
- (9) 第7駐輪場（中央棟 南側）自動二輪車及び原動機付自転車
- (10) 第8駐輪場（中央棟 南側）自動二輪車及び原動機付自転車
- (11) 第9駐輪場（RIセンター西側）自動二輪車、原動機付自転車及び自転車

第3条 駐車（輪）場を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学学生（ただし、四輪自動車の使用は禁ずる。）
- (3) 学長が特に使用を認めた者

第4条 駐車（輪）場を使用する者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 第1及び第2駐車場の使用を希望する教職員は、使用許可証の交付を受けること。
- (2) 指定車種以外の車両の使用は、許可しない。
- (3) 駐車（輪）場に設置されている設備を、みだりに操作、移動、搬出などの行為をしてはならない。
- (4) 緊急時又は大学の行事等のため、使用規制措置があるときは、その指示に従うこと。
- (5) 火災、その他事故等が場内で発生したときは、直ちに駐車（輪）場管理担当部署（勤務時間外にあっては警備員）に速やかにその事実を報告すること。

第5条 駐車（輪）場の設備器具等を汚破損、紛失した者は、その損害を弁償しなければならない。

第6条 駐車（輪）場において、盗難及び事故等が生じた場合、大学は一切の責を負わないものとする。

第7条 駐車（輪）場の整備及び保守に関する業務は、財務部管財課が行う。

2 教職員の駐車（輪）場の使用に関し、必要な業務（駐車許可など）は、財務部管財課が行う。

3 学生の駐車（輪）場の使用に関し、必要な業務（駐輪指導など）は、学務部学生課が行う。

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は、別に定める。

第9条 この規程の改正は、教授会の意見を聴き、学長が行う。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

駐車（輪）場利用心得

- 1 この駐車（輪）場は、本学教職員、本学学生以外は使用することができない。
- 2 使用にあつては、指示に従い、指定の場所に整然と置くこと。
- 3 使用時間は本学の定めるところによる。
- 4 場内は、すべて禁煙とし、事故防止に努めること。
- 5 場内における、盗難、破損などの事故の責任は負わない。
- 6 場内に車輛以外の物件を置いた場合、および場内に引続き1ヶ月以上放置の車輛は廃棄処分する。

15. 附属図書館利用細則

昭和36年3月6日制定
平成5年4月1日改正
平成11年4月1日改正
平成15年4月1日改正
平成16年4月1日改正
平成17年4月1日改正
平成19年4月1日改正
平成28年4月1日改正
平成30年4月1日改正
平成31年4月1日改正
令和2年10月15日改正

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、東北医科薬科大学附属図書館規程第16条に基づき、東北医科薬科大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用について定めるものとする。

(利用資格)

第2条 図書館を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員（契約教職員、客員教授等を含む）
- (2) 本学の学生、研究員、研究生等
- (3) 本学の名誉教授
- (4) 前3号のほか館長が許可した者

2 図書館の利用にあたっては、本学が発行する学生証又は教職員証等（以下「身分証」という。）をもって利用することができる。ただし、学外利用者は、所属機関の図書館（室）の発行する紹介状、又は身分を証明するものを提示するものとする。

(開館時間)

第3条 開館時間は、次のとおりとする。

(1) 小松島本館

イ 平 日 午前8時30分～午後7時00分

ただし、午後5時00分～午後7時00分は、カウンター業務（閲覧・貸出し・返却・複写）のみとする。

ロ 土曜日 午前9時00分～午後3時00分

ただし、終日カウンター業務（閲覧・貸出し・返却・複写）のみとする。

(2) 福室分館

イ 平 日 午前8時30分～午後10時00分

ただし、午後5時15分～午後10時00分は、無人開館とする。

ロ 土曜日・日曜日 午前8時30分～午後5時00分

ただし、終日無人開館とする。

2 開館時間は、特別の行事、図書館業務の都合等により変更することがある。

(休館日)

第4条 休館日は、次のとおりとする。

(1) 小松島本館

イ 日曜日

ロ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

ハ その他の臨時休館日（その都度学内に掲示する。）

(2) 福室分館

- イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- ロ その他の臨時休館日（その都度学内に掲示する。）

(利用方法)

第5条 図書館の利用方法は、次のとおりとする。

- (1) 館内閲覧
 - (2) 館外貸出し
 - (3) 文献複写
 - (4) 他大学等の資料等の利用（図書館間相互利用）
 - (5) 電子資料の利用
- 2 前項の利用にあたっては、身分証を携帯し、図書館職員から要求があるときは何時でも提示しなければならない。
- 3 第2条第1項第4号の利用者にあつては、第1項第1号及び第3号の利用とする。

第 2 章 館 内 閲 覧

(閲覧)

- 第6条 東北医科薬科大学附属図書館規程第8条に定める資料（以下「資料」という。）は、館内で自由に閲覧できる。ただし、視聴覚資料については、所定の手続きを経て閲覧することができる。
- 2 閲覧後の資料は、速やかに各自が元の書架に戻すものとする。

第 3 章 館 外 貸 出 し

(館外貸出し)

- 第7条 資料は、原則として第2条第1項第1号、第2号及び第3号に示す者に限り、館外へ貸出すことができる。

(貸出し手続き)

- 第8条 館外貸出しを受ける時は、身分証と資料をカウンターに提出し、所定の手続きを受けた後資料の貸出しを受けるものとする。

(貸出し冊数・期間)

第9条 館外貸出し冊数・期間は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------------------|----|------|
| (1) 本学教職員（契約教職員、客員教授等を含む） | 7冊 | 30日間 |
| (2) 本学大学院学生・研究員・研究生等 | 7冊 | 30日間 |
| (3) 本学学部学生 | 5冊 | 14日間 |
| (4) 本学名誉教授 | 7冊 | 30日間 |
- 2 引き続き貸出しを希望する者は、所定の手続きを経て1回に限り期間を更新することができる。
- 3 館長は、論文作成など特殊の事情があると認めたものについては、第1項の規定にかかわらず別段の取扱いをすることができる。

(貸出し禁止)

第10条 次の資料は、館外貸出しを禁止する。

- (1) 禁帯出図書、辞書、百科事典、名簿、地図、新聞
 - (2) 新着雑誌については着後1ヶ月
 - (3) その他、図書館で指定した資料
- 2 館長は、特殊な事情があると認めたときは、前項の規定にかかわらず貸出すことができる。ただし、1

週間を超えることはできない。

(貸出し本の返却)

第11条 館外貸出しを受けた資料が期間を満了した場合は、直ちに返却しなければならない。

(督促)

第12条 図書館は、資料を期日までに返却しない利用者に対し、督促を行う。

第 4 章 文 献 複 写

(文献複写)

第13条 利用者は、調査研究の目的に限り、図書館所蔵の文献の複写を行うことができる。

2 図書館内で行う複写は、本章に定めるものに限る。

(著作権法の適用)

第14条 文献複写にあたっては、図書館の定める手続きに従い、著作権法を遵守しなければならない。

2 文献複写に伴う一切の責任は、当該利用者が負うものとする。

(複写料金)

第15条 文献複写は有料とし、所定の料金を徴する。

第 5 章 相 互 利 用

(他大学等の資料等の利用)

第16条 第2条第1項第1号、第2号及び第3号に示す者が、他大学等図書館の所蔵する資料の利用を希望する場合は、当該機関が認める場合に限り、図書館から紹介状を発行する。

(他大学等への便宜の供与)

第17条 他大学等から図書館利用の申し出があるとき、館長は、本学の利用状況を考慮のうえ、資料の閲覧及び複写を許可することができる。

(規程の適用)

第18条 他大学等の図書館の利用に際しては、当該大学の規定に従うものとする。

第 6 章 電 子 資 料

(電子資料の利用)

第19条 電子資料については、許可された条件の下で利用すること。

2 電子資料を利用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 大量ダウンロード等の不正アクセスとなる行為は行わないこと。

(2) ダウンロード後の電子ファイルの利用にあたっては、著作権法を遵守すること。

第 7 章 購 入 希 望

(購入希望)

第20条 利用者は、図書館に求める資料の所蔵がない場合には、所定の手続きによって、購入希望を申請することができる。

第 8 章 雑 則

(賠償責任)

第21条 利用者が、館内の備品及び利用中の資料を汚損又は紛失した時は、直ちに届け出て、同一の資料又はそれに相当する金額を弁償するものとする。

(利用停止)

第22条 返却日を超過しても返却を怠る者には、資料の返却を求めるとともに適当期間の図書館の利用を停止することがある。

(規 律)

第23条 利用者は、図書館利用に関する所定の手続きのほかに、次の事項を守らなければならない。

- (1) 館内においては静粛を旨とし、音読、談話、喫煙、飲食等、他の利用者の妨害となる行動をとらないこと。
- (2) 資料等は、教育・研究上貴重であり、大切に取り扱い、切り取り、書込み、汚損などを厳禁とする。
- (3) 借受中の資料は、転貸してはならない。
- (4) 卒業、退学等第2条の資格を失った場合、貸出期間中であっても借用中の資料は直ちに返却すること。
休学者においても同様とする。
- (5) この細則に反する者は、退館させ、図書館の利用を適当期間差し止める。
- (6) その他図書館職員の指示に従うこと。

(細則の改廃)

第24条 この細則の改廃は、図書委員会の発議により大学運営会議の議を経て、理事長の承認を得て行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和36年3月6日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日)

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

- 2 この規程は、従前の学生図書閲覧規定を一部改正補則し、図書館利用規程と改称したものである。

附 則 (平成11年4月1日)

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日)

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月15日)

- 1 この細則は、令和2年10月15日から施行する。

- 2 この細則は、従前の図書館利用規程を一部改正補則し、東北医科薬科大学附属図書館利用細則としたものである。

16. 附属薬用植物園規程

昭和55年4月1日制定
平成19年4月1日改正
平成28年4月1日改正
令和6年3月20日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、東北医科薬科大学学則第40条の3第2項の規定に基づき、東北医科薬科大学附属薬用植物園（以下「薬用植物園」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 薬用植物園は、薬用植物を栽培し、教育及び学術研究に資することを目的とする。

(職員)

第3条 薬用植物園に、園長及びその他必要な職員を置く。

(園長)

第4条 園長は、教授又は准教授のうちから学長が適任者を選び、理事長が任命する。

2 園長の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 園長は、薬用植物園の業務を管理する。

(運営委員会)

第5条 薬用植物園の管理運営に関する重要な事項を審議するため、東北医科薬科大学附属薬用植物園運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(施行細則)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が定める。

附 則

1 この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月20日）

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

17. 東北医科薬科大学大学院学則

昭和37年4月1日制定	昭和39年4月1日改正
昭和44年4月1日改正	昭和50年4月1日改正
昭和52年4月1日改正	昭和55年4月1日改正
平成2年4月1日改正	平成3年4月1日改正
平成3年12月1日改正	平成4年4月1日改正
平成5年4月1日改正	平成6年4月1日改正
平成7年4月1日改正	平成9年4月1日改正
平成10年4月1日改正	平成12年4月1日改正
平成14年4月1日改正	平成15年4月1日改正
平成16年4月1日改正	平成17年4月1日改正
平成19年4月1日改正	平成20年4月1日改正
平成22年4月1日改正	平成24年4月1日改正
平成27年4月1日改正	平成28年4月1日改正
令和3年4月1日改正	令和3年5月22日改正
令和3年10月21日改正	令和4年10月20日改正

第 1 章 総 則

(設置)

第1条 東北医科薬科大学に、大学院を置く。

(目的)

第2条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第3条 本大学院は、その教育研究の水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、これらを実施するため自己点検・評価委員会を設置するものとする。

3 自己点検・評価規程及び自己点検・評価委員会規程は、別に定める。

4 本大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受けるものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第4条 本大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(情報の積極的な提供)

第5条 本大学院は、その教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(組織)

第6条 本大学院に、医学研究科医学専攻博士課程並びに薬学研究科薬科学専攻博士課程及び薬学研究科薬学専攻博士課程を置く。

(課程)

第7条 医学研究科医学専攻博士課程は、標準修業年限4年の医学を履修する課程とする。

2 薬学研究科薬科学専攻博士課程は、標準修業年限を5年とし、前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し、前期課程は、修士課程として取り扱う。

3 薬学研究科薬学専攻博士課程は、標準修業年限4年の薬学を履修する課程とする。

4 前1から3項の規定にかかわらず、学生から、本人の就業、育児、介護等の事情により、標準修業年限

を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨の申し出があるときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

5 前項に規定する長期履修については、別に定める。

（教育研究上の目的）

第8条 医学研究科医学専攻博士課程においては、地域社会と共に生きる豊かな人間性と高い倫理観を備えつつ、高度な専門的視野と論理的思考能力を持って医学・生命科学を発展させ、持続可能な地域社会の構築に貢献する強い使命感を持った人材を育成することを主たる目的とする。

2 薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程においては、創薬科学などの生命科学を中心とする専門分野の研究の遂行に必要な基本知識と技術を修得させ、研究者などの多様な人材を養成することを主たる目的とする。

3 薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程においては、創薬科学などの生命科学を中心とする専門分野について、高度の研究能力及び豊かな学識を養い、国民の健康及び福祉の発展に貢献できる研究者などの多様な人材を育成することを主たる目的とする。

4 薬学研究科薬学専攻博士課程においては、医療薬学分野について、薬物治療に関する高度かつ先端的な知識と技術を有し、高度医療を支える薬剤師及び医療薬学分野で活躍する人材を育成することを主たる目的とする。

（在学年限）

第9条 在学年限は、次の各号のとおりとする。

- （1） 医学研究科医学専攻博士課程は、8年を超えて在学することができない。
- （2） 薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程は、4年を超えて在学することができない。
- （3） 薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程は、6年を超えて在学することができない。
- （4） 薬学研究科薬学専攻博士課程は、8年を超えて在学することができない。

（収容定員）

第10条 収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻名	課 程	入学定員	収容定員
医学研究科	医学専攻	博士課程	10	40
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課程	20	40
		博士課程後期課程	3	9
	薬学専攻	博 士 課 程	3	12

（学年）

第11条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

（学期）

第12条 学年を分けて次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第13条 定期休業日は、次のとおりとする。

土曜日及び日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

春季休業 3月1日から4月5日まで

夏季休業 8月1日から9月15日まで

冬季休業 12月15日から翌年1月6日まで

- 2 定期休業日において、必要ある場合には、授業を行うことがある。
- 3 春季、夏季及び冬季の休業期間は、必要により変更することがある。
- 4 臨時休業は、そのつど定める。

第 2 章 教育・学科目・履修方法

(学科目単位及び履修方法)

第14条 本大学院の教育は、別表第1から第4に定める授業科目の授業及び学位論文等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

- 2 本大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業を実施する授業科目については別に定める。
- 4 本大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(指導教授)

第15条 研究科委員会は、学生の履修を指導するために、学生ごとに指導教授を定める。

(他の大学の大学院又は研究所等における指導)

第16条 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 他の大学の大学院又は研究所等における指導を受ける場合の取扱いについては、別に定める。

(教育方法の特例)

第17条 教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修学科目の届出)

第18条 学生は、指導教授の指示によって履修しようとする学科目を、毎学年の初めに本研究科長に届け出なければならない。

第 3 章 試験・課程修了

(単位修得の認定)

第19条 各科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当教員が行い、合格した者には所定の単位を与える。

- 2 成績は、秀、優、良、可、不可の順とし、可以上を合格、不可は不合格とする。
- 3 試験、単位修得の認定及び評価については、別に定める。

(他の研究科の授業科目の履修)

第20条 学生は、他研究科の授業を履修することができる。その場合、所属研究科長を経て当該研究科長の許可を得なければならない。

(学部の授業の履修)

第21条 学生は、所属研究科が教育上有益と認めるときは、学部の授業（学部の学生を対象とするものに限る。

以下この条において同じ。)を履修することができる。その場合、所属研究科長を経て学生が履修を希望する当該学部長の許可を得なければならない。

(他の大学院の授業科目の履修)

第22条 教育上有益と認めるときは、研究科委員会等の議を経て他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、研究科委員会等の議を経て、10単位を超えない範囲で、本学で修得したものと同みなすことができる。

3 前2項に関して必要な事項は、当該大学院との協議により定めるもののほか、本大学院の当該研究科で定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第23条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものと同みなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、本大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて10単位を超えないものとする。

3 前2項で修得の要件として認められた場合は、本大学院で代りの授業科目を履修することができる。

4 前3項については、別に定める。

(試験の時期)

第24条 科目試験は、授業の完了した科目について、学期末又は学年末に行う。ただし、病気、その他止むを得ない事由により試験を受けることができなかった者には、追試験を行うことがある。

(課程修了)

第25条 課程の修了要件は、次の各号のとおりとする。

(1) 医学研究科医学専攻博士課程は、同課程に4年以上在学して、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間中に修了の要件を満たし、特に優れた研究業績をあげた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

(2) 薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程を修了しようとする者は、同課程に2年以上在学して、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(3) 薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程を修了するためには、同課程に3年以上在学して、28単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間中に修了の要件を満たし、特に優れた研究業績をあげた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。

(4) 薬学研究科薬学専攻博士課程を修了するためには、同課程に4年以上在学して、42単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間中に修了の要件を満たし、特に優れた研究業績をあげた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項第1号ただし書、第3号ただし書及び第4号ただし書に規定する在学期間をもつての修了(以下「早期修了」という。)については、別に定める。

(学位論文)

第26条 修士学位論文は、当該専攻科目の専門分野における精深なる学識と研究能力又は高度の専門性を要する

職業等に必要の高度な能力を証左するに足るものでなければならない。

- 2 博士学位論文は、当該専攻科目の専門分野において、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及び従来の学術水準に新しい知見を加えて文化の発展に寄与するものに足るものでなければならない。

（論文の提出）

第27条 学位論文の提出は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第25条第1項第2号における修士学位論文は、1年以上在学し、当該2号で定める単位を修得し、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。
- (2) 第25条第1項第3号における博士学位論文は、2年以上在学し、当該3号で定める単位を修得し、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。
- (3) 第25条第1項第1号及び第4号における博士学位論文は、3年以上在学し、当該1号若しくは当該4号で定める単位を修得し、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。
- 2 前項第3号の規定にかかわらず、第25条第1項第1号における博士学位論文は、同号ただし書の規定に基づき、2年以上在学して提出することができる。
- 3 修士学位論文は、研究科委員会が指示した期日までに提出しなければならない。
- 4 博士学位論文は、在学中に提出することを原則とする。

（最終試験）

第28条 最終試験は、次の各号に該当する者に対して行う。

- (1) 医学研究科医学専攻博士課程にあっては、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて博士学位論文を提出した者
- (2) 薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程にあっては、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて修士学位論文を提出した者
- (3) 薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程にあっては、28単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて博士学位論文を提出した者
- (4) 薬学研究科薬学専攻博士課程にあっては、42単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて博士学位論文を提出した者
- 2 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連する科目について筆答又は口頭によって行う。

（課程修了の認定）

第29条 学位論文の審査及び最終試験は、本研究科委員会において選出された審査委員が行い、合否は、審査委員の報告に基づいて研究科委員会が認定する。

第 4 章 学 位

（学位授与）

第30条 第25条第1項各号に規定する課程の修了要件を満たした者には、大学院の課程を修了した者として、次のとおり学位を授与する。

- (1) 医学研究科医学専攻博士課程 博士（医学）
- (2) 薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程 修士（薬科学）
- (3) 薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程 博士（薬科学）
- (4) 薬学研究科薬学専攻博士課程 博士（薬学）

第 5 章 研究科委員会

第31条 本大学院の医学研究科及び薬学研究科に、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科長及び研究科の教授をもって組織する。
- 3 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、他の教職員を加えることができる。
- 4 研究科委員会は、学長が定める次の事項について決定するに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 研究科の教員の選考に関する事項
 - (2) 学位論文の審査及び学位授与に関する事項
 - (3) 教育課程に関する事項
 - (4) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
 - (5) 学生の試験に関する事項
 - (6) 学生の賞罰に関する事項
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 5 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 6 本条に定めるもののほか、研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第 6 章 入学、再入学、進学、編入学、転入学、退学、除籍、復籍

（入学期）

第32条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

（入学資格）

第33条 医学研究科医学専攻博士課程及び薬学研究科薬学専攻博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、薬学研究科薬学専攻博士課程においては、薬剤師免許を有する者に限る。

- (1) 大学（医学、歯学、獣医学又は薬学のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする修業年限6年の学部又は学科に限る。）を卒業した者
 - (2) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を授与された者
 - (3) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 2 薬学研究科薬学専攻博士課程前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 大学を卒業した者

- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学した者（外国において学校教育における15年の課程を修了した者を含む。）であつて、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めるもの
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

3 薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を授与された者
- (2) 外国の大学の大学院において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（出願手続）

第34条 入学を志願する者は、入学願書及びその他の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

（選考）

第35条 入学志願者に対しては、課程を修めるために必要な学力、人物及び身体について選考の上、合格者にその旨を通知する。

（再入学）

第36条 課程の中途において退学した者が同一課程に再入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り選考の上、許可することがある。

（進学）

第37条 薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程を修了して引続き後期課程に進学することを願い出た者に対しては、別に定めるところにより選考の上、進学を許可する。

（編入学）

第38条 他の大学の大学院博士課程前期課程（又は修士課程）を修了した者が、薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程に編入学を願い出たときは、選考の上、編入学を許可する。

(転入学)

第39条 他の大学の大学院に在学する者で、本大学院に転入学を志願する者に対しては、欠員のある場合に限り選考の上、許可することがある。

- 2 前項の規定により転入学を志願する場合は、在学する研究科の長又は大学の長の許可書を願書に添付しなければならない。

(入学手続)

第40条 入学、再入学、編入学、転入学試験に合格した者は、指定の期日までに保証人を定め、誓約書、保証書及び所定の書類を提出するとともに、所定の納付金を納入しなければならない。

(入学許可等)

第41条 学長は、前条に定める手続及び第48条の入学金の納付を完了した者に、入学を許可する。

- 2 前項により入学を許可された者は、入学宣誓式に列席しなければならない。

(休学)

第42条 休学しようとする者は、事由を詳記して保証人連署の願書を提出してその許可を得なければならない。ただし、疾病のため休学しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 休学が引き続き3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。
- 3 休学の期間は、休学を許可された日から、原則として、当該学期末又は当該年度末までとする。

(復学)

第43条 休学の事由がなくなったときは、復学を願い出て、その許可を得なければならない。ただし、疾病による休学者は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第44条 退学をしようとする者は、事由を詳記して保証人連署の願書を提出して、その許可を得なければならない。

- 2 他の大学に転学しようとするときも、前項の退学願を提出してその許可を得なければならない。

(除籍)

第45条 次の各号に該当するときは、除籍する。

- (1) 疾病その他の事故により、成業の見込がないと認められる者
- (2) 第9条各号に規定する在学年限を経て、なお所定の課程を修了できない者
- (3) 授業料又は在籍料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

(復籍)

第46条 前条第3号により除籍された者が14日以内に復籍を願い出たときは、研究科委員会の議を経て学長が許可することがある。

第 7 章 入学検定料、入学金、授業料、在籍料

(入学検定料)

第47条 入学、再入学、編入学又は転入学を志願する者は、願書に添えて別表第5に定める入学検定料を納付しなければならない。

(入学金)

第48条 入学、再入学、編入学又は転入学試験に合格した者は、所定の期日までに別表第5に定める入学金を納付しなければならない。

(授業料)

第49条 授業料は、別表第5に定め、次の2期に分けて徴収する。

- 第1期 4月1日から5月31日まで

第2期 10月1日から11月30日まで

- 2 休学期間が学期の全期間にわたる場合は、その学期の授業料は免除する。ただし、別表第5に定める在籍料を納入しなければならない。

(納付金の返付)

第50条 既納の入学検定料、入学金及び授業料は、いかなる理由があっても返付しない。

第 8 章 外国人留学生、科目等履修生、研究員、特別研究学生

(外国人留学生)

第51条 外国人で入学、転入学を志願する者があるときは、学力検定のうえ、研究科委員会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生の授業科目、単位数及び履修方法は、第10条に定めるとおりとする。

- 3 外国からの留学生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生等に関する学則上の取扱い)

第52条 外国人留学生の取扱いについては、別に定める規程によるほかは、本学則の規定を準用する。

(科目等履修生)

第53条 本学大学院学生以外の者で、本学大学院において開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者がある場合には、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生としてその入学を許可することができる。

- 2 大学院科目等履修生規程は別に定める。

(研究員)

第54条 本学大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者がある場合には、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、大学院研究員として入学を許可することができる。

- 2 大学院研究員規程は、別に定める。

(特別研究学生)

第55条 他の大学又は外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、本学の大学院において研究指導を願い出る者があるときは、選考の上、研究科委員会の議を経て、特別研究学生として受け入れを許可することができる。

- 2 特別研究学生に関する取扱いは、別に定める。

第 9 章 懲 戒

(懲戒)

第56条 学則に違反した者及び学生の本分に反する行為のあった者は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを懲戒に処する。

- 2 懲戒は、訓戒、謹慎、停学及び退学の4種とする。

- 3 前項に定める退学は、次の各号の一に該当する者に科す。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく引続き1年以上欠席した者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 10 章 雑則

(改廃)

第57条 この学則の改廃は、研究科委員会の意見を聴き、大学運営会議の議を経て、理事会において決定する。

附 則

- 1 この学則は、昭和37年4月1日から施行する。
- 2 この学則に定めるもののほか、本研究科学生に関し必要な事項は大学学則の規程を準用する。

附 則（昭和39年4月1日）

- 1 この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年4月1日）

- 1 この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日）

- 1 この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日）

- 1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月1日）

- 1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月1日）

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日）

- 1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年12月1日）

- 1 本学則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日）

- 1 本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日）

- 1 本学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日）

- 1 本学則は、平成6年4月1日から施行する。

- 2 第35条の2の規定は、平成6年3月31日現在の在籍者にも適用する。

附 則（平成7年4月1日）

- 1 本学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

- 1 本学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日）

- 1 本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

- 1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日）

- 1 本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日）

- 1 本学則は、平成15年4月1日から施行する。
附 則（平成16年4月1日）
- 1 本学則は、平成16年4月1日から施行する。
附 則（平成17年4月1日）
- 1 本学則は、平成17年4月1日から施行する。
附 則（平成19年4月1日）
- 1 本学則は、平成19年4月1日から施行する。
附 則（平成20年4月1日）
- 1 本学則は、平成20年4月1日から施行する。
附 則（平成22年4月1日）
- 1 本学則は、平成22年4月1日から施行する。
ただし、平成22年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。
附 則（平成24年4月1日）
- 1 本学則は、平成24年4月1日から施行する。
ただし、平成24年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。
- 2 平成24年3月31日に本研究科大学院修士課程に在籍している者については、第27条中、前期課程とあるのは修士課程と読み替える。
附 則（平成27年4月1日）
- 1 本学則は、平成27年4月1日から施行する。
附 則（平成28年4月1日）
- 1 本学則は、平成28年4月1日から施行する。
附 則（令和3年4月1日）
- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
ただし、令和3年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。
附 則（令和3年5月22日）
- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。
附 則（令和3年10月21日）
- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第39条第2項の規定は、令和4年3月31日現在の在籍者にも適用する。
附 則（令和4年10月20日）
- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。
- 2 この学則に定めるもののほか、本大学院の学生に関し必要な事項は、東北医科薬科大学学則を準用する。

別表第1

(医学研究科医学専攻 博士課程)

学 科 課 程 表

専門課程	授 業 科 目			講義その他の 区 分	単位数	必修	選択	
医学研究科 (医学専攻)	共通科目			生命倫理・研究倫理概論	講義	2	○	
				研究方法概論	講義	1	○	
				医学統計学・医学統計演習	演習	1	○	
				医学英語	講義	1	○	
				地域医学総論	講義	2	○	
				地域医学各論	講義	1		○
				橋渡し研究・臨床試験各論	〃	1		○
	専門科目	基礎 医学領域	細胞生物学特論	講義	2		○	
			組織解剖学特論	〃	2		○	
			生理解学特論	〃	2		○	
			神経科学特論	〃	2		○	
			薬理学特論	〃	2		○	
			病理学特論	〃	2		○	
			医学化学特論	〃	2		○	
			微生物学特論	〃	2		○	
			免疫学特論	〃	2		○	
			放射線基礎医学特論	〃	2		○	
		臨床 医学領域	循環器内科学特論	講義	2		○	
			呼吸器内科学特論	〃	2		○	
			消化器内科学特論	〃	2		○	
			糖尿病代謝内科学特論	〃	2		○	
			腎臓内分泌内科学特論	〃	2		○	
			血液学特論	〃	2		○	
			臨床免疫学特論	〃	2		○	
			脳神経内科学特論	〃	2		○	
			腫瘍内科学特論	〃	2		○	
			精神科学特論	〃	2		○	
			小児科学特論	〃	2		○	
			肝胆臓外科学特論	〃	2		○	
			消化器外科学特論	〃	2		○	
			呼吸器外科学特論	〃	2		○	
			乳腺・内分泌外科学特論	〃	2		○	
			心臓血管外科学特論	〃	2		○	
			脳神経外科学特論	〃	2		○	
			皮膚科学特論	〃	2		○	
			耳鼻咽喉科学特論	〃	2		○	
			産婦人科学特論	〃	2		○	
			泌尿器科学特論	〃	2		○	
			形成外科学特論	〃	2		○	
			放射線医学特論	〃	2		○	
			臨床検査医学特論	〃	2		○	
			免疫アレルギー病態学特論	〃	2		○	
		社会 医学領域	地域医療管理学特論	講義	2		○	
			疫学特論	〃	2		○	
			法医学特論	〃	2		○	
			地域医療学特論	〃	2		○	
			整形外科学特論	〃	2		○	
			リハビリテーション学特論	〃	2		○	
			感染症学特論	〃	2		○	
			腫瘍疫学特論	〃	2		○	
	演習科目		基礎 医学領域	基礎医学演習	演習	2		○
			臨床 医学領域	臨床医学演習	演習	2		○
		社会 医学領域	社会地域医学演習	演習	2		○	
		特別研究科目		特 別 研 究 I 特 別 研 究 II 特 別 研 究 III 特 別 研 究 IV	演 習 演 習 演 習 演 習	4 4 4 4	○ ○ ○ ○	
備 考	下記の科目により合計30単位以上を修得しなければならない。 ・共通科目：必修5科目7単位と選択必修1科目1単位を含み6科目8単位以上 ・特論科目：主として専攻する領域の1科目2単位（主科目）と主として専攻する領域及び他の領域の1科目2単位（副科目）以上を含み2科目4単位以上 ・演習科目：特論科目（主科目）と同一領域の1科目2単位を含み1科目2単位以上 ・特別研究科目：必修4科目16単位							

別表第2

(薬学研究科薬科学専攻 博士課程前期課程)

学 科 課 程 表

専門課程	授 業 科 目	講義その他の区分	単位数
薬学研究科 (薬科学専攻)	創 薬 化 学 特 論	講 義	1
	薬 品 合 成 化 学 特 論	〃	1
	分 子 創 薬 学 特 論	〃	1
	医 薬 品 化 学 特 論	〃	1
	薬 品 分 析 学 特 論	〃	1
	分 子 構 造 解 析 学 特 論	〃	1
	天 然 物 化 学 特 論	〃	1
	生 薬 学 特 論	〃	1
	放 射 薬 品 学 特 論	〃	1
	薬 理 学 特 論	〃	1
	機 能 形 態 学 特 論	〃	1
	機 能 病 態 分 子 学 特 論	〃	1
	細 胞 制 御 学 特 論	〃	1
	生 体 膜 情 報 学 特 論	〃	1
	分 子 生 物 学 特 論	〃	1
	生 化 学 特 論	〃	1
	感 染 生 体 防 御 学 特 論	〃	1
	環 境 衛 生 学 特 論	〃	1
	病原微生物・化学療法学特論	〃	1
	薬 品 物 理 化 学 特 論	〃	1
	医 薬 品 情 報 科 学 特 論	〃	1
	※ 演 習 ゼ ミ ナ ー ル	演 習	4
	※ 課 題 研 究	実 験	16
備 考	※印は必修、特論講義は10単位以上（但し創薬科学コース、生命科学コース別に、それぞれの専門コースの講義を5単位以上含むこと）、演習ゼミナール4単位、課題研究16単位あわせて30単位以上を修得しなければならない。		

別表第3

(薬学研究科薬科学専攻 博士課程後期課程)

学 科 課 程 表

(生命科学コース)

専門課程	授 業 科 目	1 年次	2 年次	3 年次	合 計
薬学研究科 (薬科学専攻)	生 命 科 学 特 別 演 習 I	4			4
	生 命 科 学 特 別 演 習 II		4		4
	生 命 科 学 特 別 研 究	20			20
	合 計				28

(創薬科学コース)

専門課程	授 業 科 目	1 年次	2 年次	3 年次	合 計
薬学研究科 (薬科学専攻)	創 薬 科 学 特 別 演 習 I	4			4
	創 薬 科 学 特 別 演 習 II		4		4
	創 薬 科 学 特 別 研 究	20			20
	合 計				28

※所属する専攻の特別演習 I (4 単位)、II (4 単位) 及び特別研究 (20 単位) の 28 単位 (選択必修) を修得しなければならない。

別表第4

(薬学研究科薬学専攻 博士課程)

学 科 課 程 表

専門課程	授 業 科 目	講義その他の 区 分	単位数	必修	選択
薬学研究科 (薬学専攻)	症 候 学 特 論	講義・演習	1	○	
	臨 床 薬 理 学 特 論	講 義	1		○
	臨 床 薬 物 動 態 学 特 論	〃	1		○
	実 践 薬 物 治 療 学 特 論	〃	1		○
	医 薬 品 情 報 科 学 特 論	〃	1		○
	自 然 免 疫 学 特 論	〃	1		○
	臨 床 分 析 学 特 論	〃	1		○
	放 射 薬 品 学 特 論	〃	1		○
	臨 床 生 化 学 特 論	〃	1		○
	機 能 病 態 分 子 学 特 論	〃	1		○
	天 然 物 医 薬 品 化 学 特 論	〃	1		○
	医 薬 品 創 製 学 特 論	〃	1		○
	医 薬 品 合 成 化 学 特 論	〃	1		○
	微 生 物 学 特 論	〃	1		○
	応 用 細 胞 情 報 学 特 論	〃	1		○
	生 薬 学 特 論	〃	1		○
	臨 床 細 胞 制 御 学 特 論	〃	1		○
	ゲ ノ ム 医 学 特 論	〃	1		○
	分 子 医 薬 化 学 特 論	〃	1		○
	薬 品 物 理 化 学 特 論	〃	1		○
	臨 床 薬 学 研 修 I	研 修	5	○	
	臨 床 薬 学 研 修 II	研 修	4		○
	演 習 ゼ ミ ナ ー ル I	演 習	4		○
	演 習 ゼ ミ ナ ー ル II	演 習	4	○	
	演 習 ゼ ミ ナ ー ル III	演 習	4	○	
	課 題 研 究	実 験	20	○	
備 考	症候学特論（1単位）と臨床薬学研修Ⅰ（5単位）を必修、臨床薬学研修Ⅱ（4単位）と演習ゼミナールⅠ（4単位）を選択必修とし、これに加え選択科目の特論講義4単位以上と演習ゼミナールⅡ（4単位）およびⅢ（4単位）、課題研究20単位（必修）あわせて42単位以上を修得しなければならない。				

別表第5

大学院納付金一覧（2025年度）

	医学研究科 医学専攻博士課程	薬学研究科 薬科学専攻博士課程 前期課程	薬学研究科 薬科学専攻博士課程 後期課程	薬学研究科 薬学専攻博士課程	科目等履修生	研究員
入学検定料	35,000円	35,000円	35,000円	35,000円		
入 学 金	200,000円	200,000円 (100,000円)	200,000円 (100,000円)	200,000円 (100,000円)	10,000円	200,000円 (100,000円)
授 業 料	400,000円	400,000円 (200,000円)	400,000円 (200,000円)	400,000円 (200,000円)	1 単位当 20,000円	830,000円
休学者在籍料	60,000円 (半期)	60,000円 (半期)	60,000円 (半期)	60,000円 (半期)		

※備考

- 1 入学金についての（ ）内は、本学卒業者の納付額とする。ただし、薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程、薬学研究科薬学専攻博士課程及び大学院研究員の入学金については、薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程修了者は免除する。
- 2 授業料の（ ）内は、本学職員が社会人入学したときの納付額とする。ただし、減免申請があった場合に限る。

18. 医学研究科履修規程

令和4年10月20日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、東北医科薬科大学大学院学則（以下、「学則」）における教育研究上の目的を達成するために、本学大学院医学研究科における授業科目の履修及び研究指導等に関して、学則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(履修科目)

第2条 医学研究科における履修科目は、学則第14条の定めにより、必修科目、選択必修科目からなり、授業形態により講義、演習に区分する。

2 前項に定める履修科目は、共通科目及び専門科目からなり、専門科目は、特論科目、演習科目、特別研究科目に区分し、さらに特論科目及び演習科目は、基礎医学領域、臨床医学領域、社会地域医学領域の3領域より構成する。

(履修形態)

第3条 前条第1項により区分される講義及び演習は原則、対面授業（講義及び演習）とする。ただし、特論科目の講義では、1科目あたり、1/3までは各種メディアを用いたオンライン等での履修を認める。

(選択必修科目の履修方法)

第4条 学生は選択必修科目の履修届を、所定の期日までに医学部事務部教務課に提出し、研究科長に届け出るものとする。なお、履修科目の選択にあたっては、あらかじめ第6条に定める主研究指導教員及び副研究指導教員の指導と承認を受けるものとする。

2 履修届提出後の変更は、原則として認めない。

(単位認定及び成績評価)

第5条 各科目の単位修得の認定は、学則第19条の定めにより、試験又は研究報告等により担当教員が行い、合格した者には所定の単位を与える。

2 成績の評価は科目ごとの教育目標への到達度を科目責任者がシラバスに定める成績評価法に基づいて評価する。

3 成績は、秀（100～91）、優（90～81）、良（80～71）、可（70～60）、不可（59～0）とし、可以上を合格、不可は不合格とする。

(研究指導)

第6条 学生の研究指導に責任を持つものとして、主研究指導教員及び副研究指導教員を置く。

2 主研究指導教員は入学志願時または入学時の学生の希望を基に、研究科委員会が決定する。

3 副研究指導教員は学生と主研究指導教員の協議を経て、研究科委員会が決定する。

4 演習科目や特別研究科目および研究指導については、主研究指導教員及び副研究指導教員のもとに行われ、学生は研究発表及び学位論文の作成の指導等を受けるものとする。

5 主研究指導教員及び副研究指導教員が、教育研究上必要と認めた場合は、他のものと協力して研究指導に当たることができる。

(修了要件)

第7条 学則第25条に規定された修了要件は、次のとおりとする。

(1) 4年以上在学し、下記により合計30単位以上を修得すること。

共通科目：必修5科目7単位と選択必修1科目1単位を含む6科目8単位以上

特論科目：主として専攻する領域の1科目2単位（主科目）と主として専攻する領域及び他の領域の1科目2単位（副科目）以上を含み2科目4単位以上

演習科目：特論科目（主科目）と同一領域の1科目2単位を含み1科目2単位以上

特別研究科目：必修4科目16単位

（2）主研究指導教員及び副研究指導教員による必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。

（長期履修）

第8条 学則第7条第4項により、学生から、本人の就業、育児、介護等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨の申し出があるときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

2 長期履修に関する必要な事項は別に定める。

（早期修了）

第9条 学則第25条第1項1号により、在学期間中に終了要件を満たし、特に優れた業績を上げたものについては、学則第7条に定める標準修業年限の短縮（以下「早期修了」という。）を認めることがある。

2 早期修了に関する必要な事項は別に定める。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、医学研究科委員会の意見を聴き、大学運営会議の議を経て、理事会において決定する。

附 則（令和4年10月20日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規程に定めるもののほか、本研究科における授業科目の履修及び試験に関して必要な事項は医学部履修規程の規定を準用する。

19. 薬学研究科履修規程

令和4年10月20日制定

(課程の履修)

第1条 本学大学院薬学研究科（以下「本研究科」という。）における授業科目の履修及び試験に関しては、東北医科薬科大学大学院学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程による。

(授業科目)

第2条 授業科目、単位及び履修方法は、学則第14条の別表第2、第3及び第4による。2 選択必修科目の講義は、原則隔年開講とする。

3 特別の事情があるときは、特定の科目を開講しないことがある。

4 学則第14条第3項に定める授業科目については、学年の始めに公示する。

(選択必修科目の履修方法)

第3条 選択必修科目の履修届は、指導教授の確認を受けた上で、所定の期日までに薬学研究科長へ届け出なければならない。

2 履修届提出後の変更は、原則として認めない。

(専門コース)

第4条 薬科学専攻に、履修上の区分として「生命科学コース」及び「創薬科学コース」を置く。

2 学生は所属する研究室により、前項に定める専門コースのいずれかに属するものとし、各研究室の所属する専門コースは別表第1に定める。

3 薬科学専攻博士課程前期課程においては、別表第2のとおり専門コース毎に講義科目を分けるものとする。ただし、学生はいずれの専門コースの講義も履修することができる。

(修了要件)

第5条 修了要件は、学則第25条による。ただし、単位修得にあたっては、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 薬科学専攻博士課程前期課程においては、講義10単位以上（選択必修）、「演習ゼミナール」4単位、「課題研究」16単位あわせて30単位以上を修得すること。ただし、講義については、10単位以上修得する内、自身が所属する専門コースの講義を5単位以上修得しなければならない。

(2) 薬科学専攻博士課程後期課程においては、自身の所属する専門コースの「特別演習Ⅰ」4単位、「特別演習Ⅱ」4単位、「特別研究」20単位あわせて28単位を修得すること。

(3) 薬学専攻博士課程においては、次の要件をすべて満たすこと。

ア「症候学特論」1単位、「臨床薬学研修Ⅰ」5単位、「演習ゼミナールⅡ」4単位、「演習ゼミナールⅢ」4単位及び「課題研究」20単位をすべて修得すること。

イ「臨床薬学研修Ⅱ」又は「演習ゼミナールⅠ」のいずれか4単位を修得すること。

ウ「症候学特論」を除く講義4単位以上（選択必修）を修得すること。

(試験)

第6条 各授業科目の試験は、学則第24条の定めにより、授業の完了した科目について学期末又は学年末に行う。ただし、特別の事情がある場合は、学期の途中において行うことができる。

2 病気、その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった者には、追試験を行うことがある。

(成績の評価)

第7条 学則第19条第2項に基づく成績の評価の区分は、次の基準とする。

秀 100～91 優 90～81 良 80～71 可 70～60 不可 59～0

(単位修得の認定)

第8条 各授業科目の単位修得の認定は、学則第19条の定めによる。

2 演習、実験又は研修の科目については、平常の課題等の成績をもって単位修得の認定を行うことがある。

(学位論文・最終試験)

第9条 学則第25条に規定する学位論文の提出及びその審査、最終試験については、別に定める。

(長期履修)

第10条 学則第7条第4項により、学生から、本人の就業、育児、介護等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨の申し出があるときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

2 長期履修に関する必要な事項は別に定める。

(早期修了)

第11条 学則第25条第1項第3号及び第4号により、在学期間中に修了要件を満たし、特に優れた業績をあげたものについては、学則第7条に定める標準修業年限の短縮（以下「早期修了」という。）を認めることがある。2 早期修了に関する必要な事項は別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、薬学研究科委員会の意見を聴き、大学運営会議の議を経て、理事会において決定する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、薬学研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

附 則（令和4年10月20日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

専門コース	研 究 室			
創薬科学コース	・分子薬化学	・医薬合成化学	・天然物化学	・糖鎖構造生物学
	・臨床分析化学※	・薬理学※	・環境衛生学※	・生薬学※
	・医薬情報科学※	・薬物動態学※		
生命科学コース	・分子認識学	・機能病態分子学	・細胞制御学	・生化学
	・感染生体防御学	・微生物学※	・放射薬品学※	・機能形態学※
	・病態生理学※			

※ 薬科学専攻博士課程前期課程における協力研究室

別表第2

専門コース	授 業 科 目		
創薬科学コース	・創薬化学特論	・薬品合成化学特論	・分子創薬学特論
	・医薬品化学特論	・薬品分析学特論	・分子構造解析学特論
	・天然物化学特論	・生薬学特論	・薬理学特論
	・環境衛生学特論	・薬品物理化学特論	・医薬品情報科学特論
生命科学コース	・放射薬品学特論	・機能形態学特論	・機能病態分子学特論
	・細胞制御学特論	・生体膜情報学特論	・分子生物学特論
	・生化学特論	・感染生体防御学特論	・病原微生物・化学療法学特論

20. 学位規程

昭和37年4月1日制定	昭和39年4月1日改正
昭和41年4月1日改正	昭和44年4月1日改正
昭和50年4月1日改正	昭和52年4月1日改正
平成3年12月1日改正	平成8年4月1日改正
平成9年4月1日改正	平成14年12月7日改正
平成18年4月1日改正	平成19年4月1日改正
平成22年4月1日改正	平成24年4月1日改正
平成26年1月25日改正	平成28年4月1日改正
令和2年4月1日改正	令和4年2月17日改正
令和4年10月20日改正	令和5年3月25日改正

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、東北医科薬科大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、東北医科薬科大学学則(以下「学則」という。)及び東北医科薬科大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、次に掲げる7種とする。

学士(医学、薬科学、薬学)

修士(薬科学)

博士(医学、薬科学、薬学)

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則の定めるところにより、学部を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、大学院学則に定めるところにより、薬学研究科薬科学専攻博士課程(前期課程)を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、大学院学則に定めるところにより、医学研究科医学専攻博士課程、薬学研究科薬科学専攻博士課程(後期課程)及び薬学研究科薬学専攻博士課程(以下「博士課程」という。)を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、前項に定める博士課程を経ない者であっても、学位論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対して授与することができる。

(課程による者の学位論文の提出)

第6条 本学大学院の課程による者の学位論文は、学位提出書に学位論文、履歴書、論文目録及び論文内容要旨を添え、研究科長に提出するものとする。

2 研究科長は、前項の学位論文を受理したときは、研究科委員会の審査に付さなければならない。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第7条 第5条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、学位申請書に学位論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び別表第1に定める学位審査料を添え、学長に申請するものとする。

2 学長は、前項の学位の授与の申請を受理したときは、研究科委員会に審査させる。

(学位論文)

第8条 学位論文は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を提出することができる。

2 審査のために必要があるときは、学位論文の副本、訳本、模型又は標本等の材料を提出させることができる。

(学位論文及び学位審査料の返付)

第9条 受理した学位論文及び学位審査料はいかなる事由があっても返付しない。

(審査委員)

第10条 研究科委員会は、第6条第2項の規定により、学位論文が審査に付されたとき、又は第7条第2項の規定により学位の審査を命ぜられたときは、研究科委員会構成員のうちから2名以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を委嘱しなければならない。

2 研究科委員会は、必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず他の大学院等の教員等に学位論文の審査を委嘱することができる。

(審査期間)

第11条 学位論文の審査、最終試験及び学力の確認は、学位論文又は学位の授与の申請を受理した後1年以内に、学位を授与できる者か否かを決定できるよう終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を延長することができる。

(論文審査の方法)

第12条 第5条第2項の規定により学位の申請を受理した者についての学位論文の審査にあたっては、面接試験を行うものとする。ただし、研究科委員会が、特別の事由があると認めた場合は、面接試験を行わないことができる。

(最終試験)

第13条 最終試験は、学位論文の審査が終わった後に学位論文を中心として、これに関連のある科目について、筆答又は口頭により行うものとする。

(学力確認の方法)

第14条 学力の確認は、学位論文に関連ある専攻分野の科目及び外国語について行うものとする。

2 学力の確認は、前項の規定にかかわらず、研究科委員会が特別の事由があると認めた場合は、学位論文に関連ある専攻分野の科目についてのみ行い、又は別に定めるところにより行うことができる。

(審査の省略)

第15条 審査委員は、学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験及び学力確認を行わないものとする。

(審査委員の報告)

第16条 審査委員は、審査が終了したときは、直ちに結果を研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の議決)

第17条 研究科委員会で学位を授与できる者と議決するには、研究科委員会構成員（海外出張中、休職中、その他研究科委員会がやむを得ない事由があると認めた者を除く）の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、その3分の2以上の賛成がなければならない。

(研究科長の報告)

第18条 研究科委員会で学位を授与できる者と議決したときは、研究科長は、学位論文に学位論文審査及び最終試験又は学力確認の結果の要旨を添えて、学長に報告しなければならない。

2 研究科委員会において、第5条第2項の規定により学位の授与を申請した者に対して、学位を授与できない者と議決したときは、研究科長は、学位論文に博士論文審査及び学力確認の結果の要旨を添えて、学長に報告しなければならない。ただし、第15条の規定により学力確認を行わないときは、学力確認の結果の要旨を添付することを要しない。

(学位の授与)

第19条 学長は、前条第1項の規定による報告に基づいて、学位を授与するものとする。

2 学長は、前条第2項の規定による報告に基づいて、その旨を本人に通知するものとする。

(学位論文の要旨等の公表)

第20条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び博士論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表しなければならない。

(学位論文の公表)

第21条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、その学位論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、学位を授与される前にすでに公表したときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合は、学長の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容の要約したものを公表することができる。この場合、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 第1項の規定により公表する場合は、その学位論文に「東北医科薬科大学審査学位論文(博士)」、前項については博士論文の要旨に「東北医科薬科大学審査学位論文(博士)要旨」と明記しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行う前3項の規定による公表は、原則として東北医科薬科大学機関リポジトリにより行うものとする。

(学位授与の取消)

第22条 学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、学長は、研究科委員会の議決を経て、すでに授与した学位を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 授与された学位の名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 研究科委員会において前項の議決を行う場合は、第17条の規定を準用する。

(学位記及び書類)

第23条 学位記及び学位授与関係の書類の様式は、別表第2のとおりとする。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、学位審査に関し必要な事項は、研究科委員会及び教授会において別に定める。

(改正)

第25条 本規程の改正は研究科委員会または教授会の意見を聴き、大学運営会議の議を経て、理事会の承認を得て行う。

附 則

1 この規程は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則(昭和39年4月1日)

1 この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和41年4月1日)

1 この規程は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(昭和44年4月1日)

1 この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年4月1日)

1 この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年4月1日)

1 この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(平成3年12月1日)

- 1 この規程は、平成3年12月1日から施行する。
附 則（平成8年4月1日）
- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
附 則（平成9年4月1日）
- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
附 則（平成14年12月7日）
- 1 この規程は、平成14年12月7日から施行する。
附 則（平成18年4月1日）
- 1 この規程は、平成18年4月1日より施行する。
但し、平成18年3月31日現在の在籍者には従来の規定を適用する。
附 則（平成19年4月1日）
- 1 この規程は、平成19年4月1日より施行する。
附 則（平成22年4月1日）
- 1 この規程は、平成22年4月1日より施行する。
附 則（平成24年4月1日）
- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
但し、平成24年3月31日現在の在籍者には従来の規定を適用する。
附 則（平成26年1月25日）
- 1 この規程は、平成26年1月25日より施行し、平成25年4月1日から適用する。
附 則（平成28年4月1日）
- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
附 則（令和2年4月1日）
- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
附 則（令和4年2月17日）
- 1 この規程は、令和4年2月17日から施行する。
- 2 第6条第1項及び第7条第1項の規定による論文目録の様式については、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日に在籍している者は、入学時の規定を適用する。
附 則（令和4年10月20日）
- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
附 則（令和5年3月25日）
- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 学位審査料

課程を経ない者の学位審査料（論文博士）	200,000円（100,000円）
---------------------	--------------------

備考 1 （ ）内は本学専任教員の納付額とする。

別表第2 掲載省略

21. 大学院科目等履修生規程

平成7年4月1日制定
平成24年4月1日改正
平成27年4月1日改正
平成28年4月1日改正
令和2年4月1日改正
令和5年3月25日改正

(目的)

第1条 この規定は、東北医科薬科大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第53条に定める科目等履修生の取扱いについて、必要事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 薬学研究科の科目等履修生を志願できる者の資格は、本大学院学則第33条に定める資格を有する者とする。

(出願書類)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願（様式1）
- (2) 履歴書（写真貼付）
- (3) 最終学校卒業証明書及び成績証明書
- (4) 健康診断書（3ヶ月以内に発行されたもの）
- (5) 勤務先を有する者は、所属長の承諾書
- (6) その他、本学が必要とするもの

(入学許可)

第4条 科目等履修生の入学許可は、研究科委員会の議を経て学長が行う。

(入学時期)

第5条 科目等履修生の入学時期は、年度の始めとする。

(履修期間)

第6条 履修期間は、入学を許可された日からその年度の末日までとする。ただし、特別の事由があると認められた場合には、その在学期間を延長又は短縮することができる。

- 2 前号の在学期間の延長は、1年間を限度とする。

(入学金並びに科目等履修料)

第7条 科目等履修生として入学を許可された者は、指定の期日までに、別に定める入学金並びに科目等履修料を納入しなければならない。

- 2 既納の諸納付金は、いかなる理由があっても返付しない。

(単位の授与)

第8条 科目等履修生として履修した授業料について、本大学院学則第19条により所定の単位を与えることができる。

- 2 科目等履修生が1年間に履修できる単位数は、20単位以内とする。
- 3 科目等履修生が履修できる授業科目は、課題研究及び特別研究を除く授業科目とする。

(証明書の発行)

第9条 科目等履修生に対して、本人の求めにより、各号に定める証明書を発行することができる。

- (1) 科目等履修生証明書（様式2）

(2) 科目等履修生単位認定証明書(様式3)

(身分証明書)

第10条 科目等履修生に対しては、身分証明書を発行する。

(準用)

第11条 科目等履修生に関して、本規程に定めのないことについては、本大学院学則、学部学則及び正規の学生に関する規定を準用する。

(改廃)

第12条 この規定の改廃は、大学運営会議の議を経て、理事会において決定する。

附 則

1 この規程は、平成7年4月1日より施行する。

附 則(平成24年4月1日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月25日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

東北医科薬科大学長 殿

氏名 ㊟

科目等履修生入学願

下記科目につき、東北医科薬科大学大学院○○研究科科目等履修生として入学を許可願います。

記

	平成 年度 ・ 期			
科目名	期	単位数	授業の方法	担当教員名

(様式2)

東北医薬教証第 号

科目等履修生証明書

下記の者は、東北医科薬科大学大学院○○研究科科目等履修生として在籍したことを証明する。

記

本 籍：

氏 名：

生年月日： 年 月 日生

在籍期間： 年 月 日から (年 月 日まで
(年 ヶ月間))

年 月 日

東北医科薬科大学長

(様式3)

東北医薬教証第 号

科目等履修生単位認定証明書

本 籍
氏 名
生年月日 年 月 日生

上記の者は、東北医科薬科大学大学院○○研究科科目等履修生として下記の単位を修得したことを証明する。

記

科目名	単位数	授業の方法	学修の期間	単位修得の時期
			年 月 ～ 年 月	年 月
			年 月 ～ 年 月	年 月
			年 月 ～ 年 月	年 月
			年 月 ～ 年 月	年 月

年 月 日
東北医科薬科大学長

22. 大学院研究員規程

平成7年4月1日制定
平成24年4月1日改正
平成28年4月1日改正
令和5年3月25日改正

(目的)

第1条 この規程は、東北医科薬科大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第54条に定める大学院研究員（以下「研究員」という。）の取扱いについて必要事項を定めることを目的とする。

2 前項の研究員には、大学院薬学研究科課程博士及び論文博士の学位論文取扱内規補則第3項に定める研究員をも含むものとする。

(資格)

第2条 研究員として志願できる者の資格は次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学院の修士課程を修了した者
- (2) 本学において医学、歯学、獣医学又は薬学のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする修業年限6年の学部又は学科を卒業した者
- (3) 本大学院において前号と同等以上の学力があると認めた者

(出願書類)

第3条 研究員として入学を志願する者は、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 大学院研究員入学願（様式1）
- (2) 履歴書（写真貼付）
- (3) 最終学校卒業証明書及び成績証明書
- (4) 健康診断書（3ヶ月以内に発行されたもの）
- (5) 研究を指導する本学教員の承諾書
- (6) 勤務先を有する者は所属長の承諾書
- (7) その他、本学が必要とするもの

(入学許可)

第4条 研究員の入学許可は、研究科委員会の議を経て学長が許可する。

(研究期間)

第5条 研究期間は1年を原則とする。ただし、指導教員の判断により、特別の事情があると認められる場合には、その研究期間を延長又は短縮することができる。

(研究期間の充当)

第6条 前条の研究期間は、大学院薬学研究科課程博士及び論文博士の学位論文取扱内規第6条に定める研究期間及び補則第3項第1号に定める在籍研究期間に充当させることができる。

(入学金並びに研究料)

第7条 研究員として入学を許可された者は、指定の期日まで、別に定める入学金並びに研究料を納入しなければならない。ただし、本大学院修了者に対しては、入学金を免除することがある。

2 既納の諸納付金はいかなる理由があっても返付しない。

(指導教員)

第8条 研究員は、専門事項に関して本学教員の指導の下で研究を行わなければならない。

(授業への出席)

第9条 研究員は、指導教員の許可を得て、研究事項に関連ある授業に出席することができる。

(研究報告書の提出)

第10条 研究員が、その研究期間を終了した時には、学長に研究報告書を提出しなければならない。

(証明書の発行)

第11条 研究員に対して、本人の求めにより次の各号に定める証明書を発行することができる。

(1) 研究員在籍証明書(様式2)

(2) 研究事項証明書(様式3)

(身分証明書の発行)

第12条 研究員に対しては、身分証明書を発行する。

(準用)

第13条 研究員に関して、本規定に定めのないことについては、本大学院学則及び正規の学生に関する規定を準用する。

(改廃)

第14条 この規定の改廃は、大学運営会議の議を経て、理事会において決定する。

附 則

1 この規定は、平成7年4月1日より施行する。

附 則(平成24年4月1日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月25日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日	
東北医科薬科大学長 殿	
氏名 ㊟	
大 学 院 研 究 員 入 学 願	
東北医科薬科大学大学院研究員として下記の通り研究をいたしたく入学許可を賜りますようお願いいたします。	
記	
1 研究期間：	年 月 日から 年 月 日まで (年 ヶ月間)
2 指導教員：	教授 (教室)
3 研究する専門事項：	

(様式2)

東北医薬教証第 号	
大 学 院 研 究 員 在 籍 証 明 書	
本 籍 氏 名 生年月日 年 月 日生	
上記の者は、東北医科薬科大学大学院研究員として下記の期間、在籍した(している)ことを証明する。	
記	
在籍期間：	年 月 日から 年 月 日まで (年 ヶ月間)
年 月 日	
東北医科薬科大学長	

(様式3)

東北医薬教証第 号	
研 究 事 項 証 明 書	
本 籍 氏 名 生年月日 年 月 日生	
上記の者は、東北医科薬科大学大学院研究員として下記の事項の研究を行ったことを証明する。	
記	
1 研究期間：	年 月 日から 年 月 日まで (年 ヶ月間)
2 指導教員：	教授 (教室)
3 研究事項：	(研究テーマ・内容)
年 月 日	
東北医科薬科大学長	

23. 大学院学則第23条第4項（入学前の既修得単位等の認定） に基づく内規

平成6年4月1日制定
令和5年3月25日改正

（趣旨）

第1条 東北医科薬科大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第23条第4項に定める入学前の既修得単位等の取り扱いについては、別に定める場合を除き、この内規によるものとする。

（認定の範囲）

第2条 大学院学則第23条に規定された認定は、学校教育法に定める大学院の修了者、中途退学者の範囲で行うものとする。

2 大学院設置基準第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含むものとする。

3 前2項で修了の要件として認められた場合は本大学院で代わりの選択科目を履修することができる。

（認定の手続）

第3条 認定は、該当大学院の単位修得証明書を提出するものとする。

2 各教科の担当教員が個別の科目について審査し、その結果を研究科委員会に報告するものとする。

（認定の科目）

第4条 認定する科目は、特論講義科目とする。

2 認定は10単位を超えないものとする。

（審査の決定）

第5条 単位の修得認定については、研究科委員会で審議のうえ学長が決定する。

附 則

この内規は、平成6年4月1日より実施する。

附 則（令和5年3月25日）

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

24. 東北医科薬科大学大学院における 大学院学生研究指導の委託・受託に関する規程

平成14年4月1日制定
平成24年4月1日改正
平成28年4月1日改正
令和5年3月25日改正

第 1 章 目 的

(目的)

第1条 この規程は、東北医科薬科大学大学院学則（以下「学則」という。）第16条の2及び第55条に基づき、東北医科薬科大学大学院（以下「本大学院」という。）において、大学院学生の研究指導の委託又は受託を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

2 前項の受託にかかる大学院学生を、特別研究学生という。

第 2 章 研究指導の委託

(委託先)

第2条 本大学院学生が、研究指導を受けることができる他の大学の大学院又は研究所等（以下「他の大学院等」という。）の委託先は、その都度、研究科委員会の承認を得るものとする。

(申請)

第3条 本大学院学生が、他の大学院等において研究指導を受けることを指導教員が教育上有益であると認めた場合、当該学生は、指導教員の承認を得た後、関係書類を添えて研究科長に申請するものとする。

(許可)

第4条 研究科長は、前条の申請があったときは、研究科委員会の議を経て、当該他の大学院等の長に当該学生の研究指導の委託を依頼し、承認された場合にこれを許可する。

(大学間の協議)

第5条 本大学院学生が、他の大学院等で研究指導を受けるときは、あらかじめ当該大学院等との間に、研究指導する範囲、期間等について協議、契約又は協定するものとする。

(委託期間)

第6条 他の大学院等への研究指導の委託期間は、以下のとおりとする。ただし、教育上有益と認めるときは、博士課程においては更に原則1年以内に限り延長することができる。

修士課程 1年以内

博士課程 1年以内

(委託先の担当教員等の資格認定)

第7条 研究指導委託先の担当教員等の資格認定は、研究科委員会において行うものとする。

2 前項の審議に必要な担当教員等の経歴及び研究業績は、指導教員から研究科長にあらかじめ提出するものとする。

(指導教員の任務)

第8条 本大学院の当該学生の指導教員は、学生の研究指導につき委託先担当教員と連絡を十分行うものとする。

2 委託期間中の研究指導に係わる成績評価は、委託先の担当教員等の意見を求めて本大学院の指導教員が行うものとする。

(災害保険等への加入)

第9条 研究指導委託学生は、学生教育研究災害傷害保険又は大学院等が指定する研究災害補償制度へ加入しなければならない。

第 3 章 研究指導の受託（特別研究学生の受け入れ）

(出願資格)

第10条 特別研究学生の出願資格は、他の大学院又は外国の大学の大学院に在学している者とする。

(申請)

第11条 特別研究学生を願い出る者は、次の書類を添えて当該学生の所属する大学院又はその研究科の長を通じて研究科長に申請するものとする。

- (1) 特別研究学生願
- (2) 在学大学院の学長又は研究科長からの依頼書
- (3) 在学証明書
- (4) 履歴書
- (5) 健康診断書

(選考・許可)

第12条 特別研究学生の選考は、研究科委員会の議を経て学長が許可する。

2 選考は、前条の書類審査によるほか、必要に応じて面接を行う。

3 研究科長は、前第1項の審査の結果について当該学生の所属する大学院又はその研究科の長に通知する。

(入学手続)

第13条 特別研究学生を許可された者は、規定の研究指導料を所定の期日までに納入しなければならない。なお、入学検定料及び入学金については徴収しない。

2 前項の研究指導料は月額34,000円とする。ただし、大学間の協定に基づき受け入れるときは、協定の内容により研究指導料を要しないことがある。

(大学間の協議)

第14条 特別研究学生を受け入れるときは、あらかじめ当該大学院との間に、研究指導する範囲、期間等について協議、契約又は協定するものとする。

(受託期間)

第15条 他の大学院からの研究指導の受託期間は、以下のとおりとする。ただし、当該特別研究学生の研究状況によっては、当該学生の所属する大学院又はその研究科の長からの申請に基づき、研究科委員会の議を経て、博士課程においては更に原則1年以内に限り延長を認めることができる。

修士課程 1年以内

博士課程 1年以内

(研究指導の修了)

第16条 研究指導を受託した指導教員は、当該研究指導が修了したとき、当該特別研究学生の研究指導結果について、研究科長に報告するものとする。

2 研究科長は、研究指導が修了したとき、前項の研究指導報告書を添えて当該学生の所属する大学院又はその研究科の長にその旨を報告するものとする。

(受け入れ許可の取消)

第17条 学長は、特別研究学生が本学の規則に違反したときは、研究科委員会の議を経て許可を取り消すことができる。

（研究指導の辞退）

第18条 特別研究学生が、受託期間中に病気その他の理由により研究指導を辞退しようとする場合には、研究科長に願い出てその許可を得なければならない。

2 研究科長は、前項の研究指導者の辞退を許可したときには、当該学生の所属する大学院又はその研究科の長にその旨通知するものとする。

（災害保険等への加入）

第19条 特別研究学生は、当該大学の所属する大学院又は研究科において、学生教育研究災害傷害保険に加入しておかなければならない。

（損害賠償）

第20条 研究科長は、特別研究学生が故意又は重大な過失により、本研究科の施設・設備等に損害を及ぼしたとき、当該学生若しくは当該学生の所属する大学院の長又はその双方に対して、損害の全部又は一部について賠償を求めるものとする。

（特別研究学生証の交付）

第21条 特別研究学生には、入学手続終了後に特別研究学生証を交付する。

（図書館の利用）

第22条 特別研究学生は所定の手続きを経て図書館を利用することができる。

（学則等の遵守）

第23条 特別研究学生は本学の学生に準じ大学院学則その他諸規程を遵守しなければならない。

（改廃）

第24条 本規程の改正は、大学運営会議の議を経て、理事会において決定する。

附 則

この規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月25日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

25. ティーチング・アシスタント内規

平成14年4月1日制定
平成23年4月1日改正
平成24年4月1日改正
平成28年4月1日改正
令和4年3月11日改正
令和5年3月25日改正

(目的)

第1条 この内規は、東北医科薬科大学（以下「本学」という。）大学院医学研究科医学専攻博士課程及び薬学専攻博士課程及び薬科学専攻博士後期課程（以下「博士課程」という。）並びに薬科学専攻博士前期課程（以下「修士課程」という。）の学生に教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給により、学生の処遇の改善に資するとともに、教育及び研究の指導者としてトレーニングの機会を提供するため、必要な事項を定める。

2 博士課程の学生の教育補助業務の内容は、学部学生及び修士課程学生の実習、演習、課題研究等に関するものとする。

3 修士課程学生の教育補助業務の内容は、学部学生の実習及び演習に関するものとする。

(名称)

第2条 前条に定める教育補助業務を行う者を、ティーチング・アシスタント（以下「T・A」という。）と称する。

(資格、身分)

第3条 T・Aは、本学の博士課程及び修士課程に在学する学生の応募者について選考のうえ、学長が認めた者とする。

(募集、選考)

第4条 T・Aの募集及び選考は、別に定める募集事項により行うものとする。

(職務・手当)

第5条 T・Aは、指導教員の指示により、学部学生又は修士課程学生に対する教育補助業務に従事しなければならない。ただし、従事時間は、原則として1ヶ月につき10時間以内とする。

2 前項により業務に従事した者には、1時間当たり1,000円を手当として支給する。

(委嘱期間)

第6条 T・Aの委嘱期間は、4月から翌3月までとする。

(実績報告)

第7条 T・Aが在籍する教室責任者は、所定の提出期限までに、T・Aに係る業務報告書を、研究科長に提出するものとする。

(事務)

第8条 この内規のT・Aに関する事務は、医学研究科にあっては医学部事務部庶務課が、薬学研究科にあっては学務部庶務課が行う。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、大学運営会議の議を経て、理事会において決定する。

(補則)

第10条 この内規に規定するもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 病院実務研修にかかる期間は、手当は支給しない。

附 則（平成23年4月1日）

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

- 1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行後、旧博士課程に在学する学生については、在学する間、当該課程を第1条の博士課程と読み替えて適用する。

附 則（平成28年4月1日）

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月11日）

- 1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定は、令和4年3月31日に在籍している者には、入学時の規定を適用する。

附 則（令和5年3月25日）

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

26. リサーチ・アシスタント内規

平成14年4月1日制定
平成24年4月1日改正
平成28年4月1日改正
令和4年3月11日改正
令和5年3月25日改正

(目的)

第1条 本学大学院医学研究科医学専攻博士課程及び薬学研究科薬学専攻博士課程及び薬科学専攻博士後期課程（以下「博士課程」という。）の学生に研究補助業務を行わせ、これに対する手当及び研究費を支給し、これら若手研究者の研究能力の育成と生活の安定化の一助に資するため、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 前条に定める研究補助業務を行う者をリサーチ・アシスタント（以下「R・A」という）と称する。

(資格、身分)

第3条 R・Aは、本学の博士課程に在学する学生の応募者について選考のうえ学長が認めた者とする。

(募集、選考)

第4条 R・Aの募集及び選考は、別に定める募集要項により行うものとする。

(職務、手当)

第5条 R・Aは、指導教員の指示により、所属教室の研究活動に研究補助者として従事しなければならない。
ただし、従事時間は、原則として1ヵ月につき10時間以内とする。

2 前項により業務に従事した者には、1時間当たり1,500円を手当として支給する。

(委嘱期間)

第6条 R・Aの委嘱期間は、4月から翌3月までとする。

(実績報告)

第7条 R・Aが在籍する教室責任者は、所定の提出期限までにR・A従事時間報告書を、研究科長に提出するものとする。

2 R・Aは、委嘱期間の終了月に、研究補助業務に係るR・A研究実績報告書を、研究科長に提出するものとする。

(事務)

第8条 この内規のR・Aに関する事務は、医学研究科にあっては医学部事務部庶務課が、薬学研究科にあっては学務部庶務課が行う。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、大学運営会議の議を経て、理事会において決定する。

(補則)

第10条 この内規に規定するもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 本内規において研究補助業務の中にティーチング・アシスタント内規第1条第2項の教育補助業務を含むものとする。

附 則（平成24年4月1日）

- 1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行後、旧博士課程に在学する学生については、在学する間、当該課程を第1条の博士課程と読み替えて適用する。

附 則（平成28年4月1日）

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月11日）

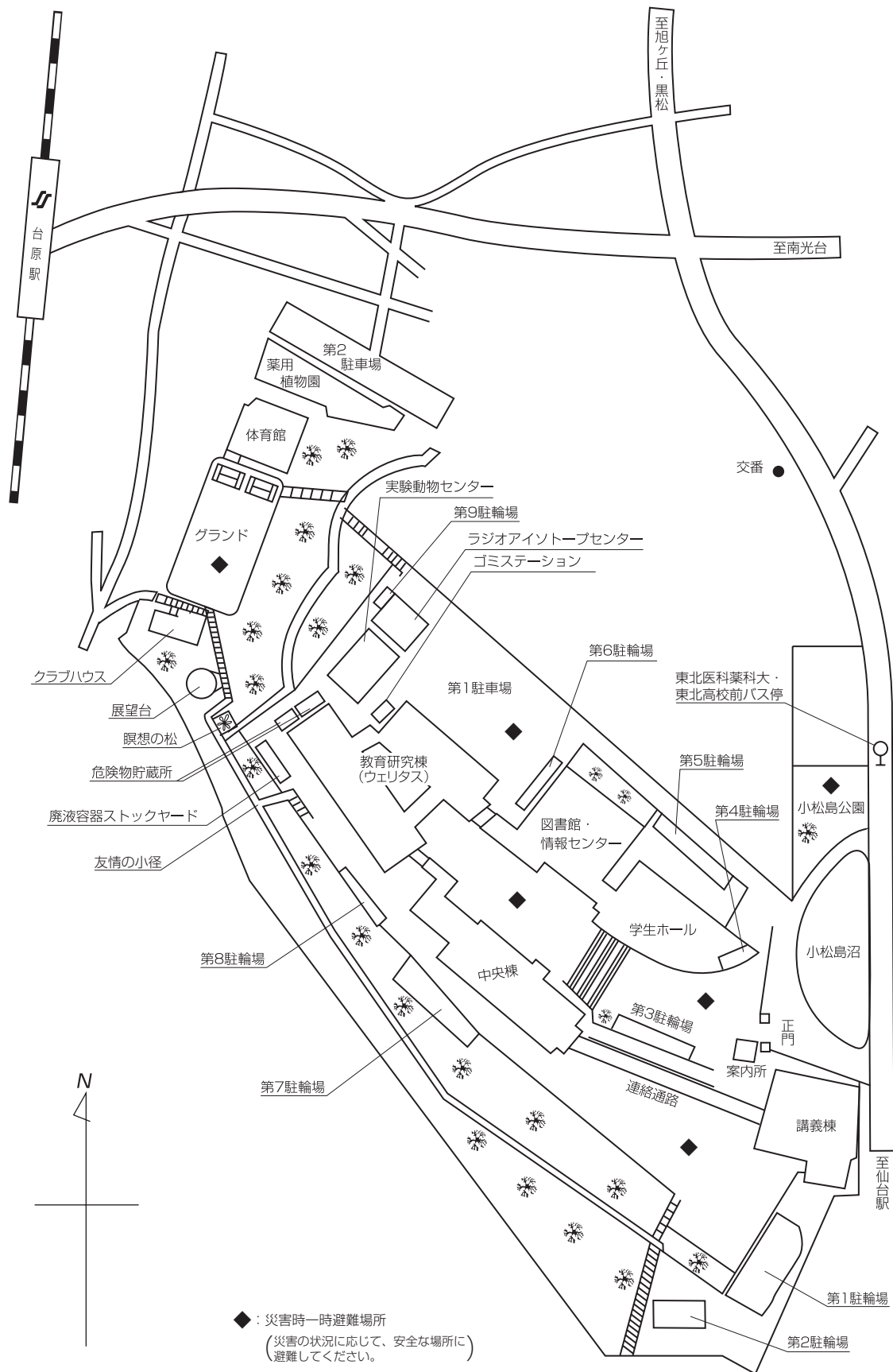
- 1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定は、令和4年3月31日に在籍している者には、入学時の規定を適用する。

附 則（令和5年3月25日）

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

VII キャンパスマップ

小松島キャンパス 校舎配置図



東 北 医 科 薬 科 大 学

〒981-8558

仙台市青葉区小松島四丁目4番1号

TEL 022 (234) 4181 (代)

FAX 022 (275) 2013

URL <https://www.tohoku-mpu.ac.jp>



〒981-8558 仙台市青葉区小松島4丁目4番1号
TEL.022-234-4181 (代) FAX.022-275-2013

URL <https://www.tohoku-mpu.ac.jp>